

平成 25 年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会
報告書

平成 26 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

《目次》

本事業の目的と概要	1
第1章 使用済製品のリユースに関するモデル事業	6
<モデル事業の実施概要>	6
I. 群馬県前橋市	7
II. 神奈川県葉山町	36
第2章 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査	65
I. 平成24年度モデル事業 フォローアップ調査	65
II. 平成23年度モデル事業フォローアップ調査	73
第3章 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理	82

本事業の目的と概要

使用済製品の3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、一定程度進展しつつある一方で、製品の適正な継続使用の促進を通じた廃棄物の減量化（リデュース、リユース）については、より一層の促進が必要とされている。

平成22年度より「使用済製品等のリユース促進事業研究会」を設置し、環境保全上の効果の点からも推進することが望ましいリユースに関する様々な取組の活性化を図るため事業を実施しているところである。

平成25年度の事業では、市町村とリユース業者や市民団体・NPO等との連携によるリユースモデル事業の実施及び平成23・24年度に実施したリユースモデル事業のフォローアップ調査、リユース業界を取り巻く法的環境の整理の検討等を通じて、今後のリユース推進に向けた課題や支援策を検討することを目的とした。

具体的には以下3つの調査・事業を実施した

- 1 市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等との連携によるリユースのモデル事業
- 2 使用済製品のリユースに関するモデル事業フォローアップ調査
- 3 リユース業界を取り巻く法的環境の整理

調査の実施に当たっては、リユースに詳しい研究者、関係業界等の有識者の方を構成員とした研究会を開催し、多角的な検討をいただいた。また、研究会と並行して「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理」の検討を行う研究会分科会にて集中的に議論を行った。

研究会及び研究会分科会のメンバー及び検討の経緯は以下の通りである。

平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会
研究会メンバー

<座長>

三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授

<委員>

小野田弘士 早稲田大学環境総合研究センター 准教授

加藤 正 公益財団法人市川市清掃公社 前理事長

喜志 武弘 ヤフー株式会社 ヤフオク!カンパニー ヤフオク!事業本部
ユニット推進室 特命 リーダー

佐々木五郎 公益社団法人全国都市清掃会議 専務理事

佐々木 創 中央大学経済学部 准教授

杉 研也 日本リユース業協会 事務局

田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室 室長

手塚 一郎 清和大学法学部 講師

長沢 伸也 早稲田大学大学院商学研究科 教授

波多部 彰 一般社団法人日本リユース機構 代表理事

服部美佐子 NPO 法人持続社会を実現する市民プロジェクト 代表理事

藤田 惇 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事

和田 由貴 3R 推進マイスター、節約アドバイザー

<オブザーバー>

信田 哲宏 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 課長補佐

瀧屋 直樹 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 企画三係長(3R担当)

伊藤 暁 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 室長補佐

羽端 大 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 係長

<事務局(環境省)>

庄子 真憲 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長

眼目 佳秀 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐(総括)

鍋谷芳比古 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐

山田 智子 環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室 室長補佐

山崎 剛 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 主査

<事務局(委託先)>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部

平成25年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会
検討の経緯

【第12回 研究会（11月18日（月）10：00～12：00）】

< 議題 >

- ・平成24年度事業の成果の取りまとめについて
- ・平成25年度の実施内容について
 - 市町村における使用済製品リユースモデル事業の概要
 - リユース業界を取り巻く法的環境の整理の実施方針

【第13回 研究会（2月14日（金）10：00～12：00）】

< 議題 >

- ・市町村における使用済製品リユースモデル事業の概要
- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理に関する検討（中間報告）
- ・市町村におけるリユースの取組み状況（アンケート調査結果）

【第14回 研究会（3月28日（金）10：00～12：00）】

< 議題 >

- ・市町村における使用済製品リユースモデル事業（成果報告）
- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理
- ・今後のリユース促進に向けて

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理に関する分科会
分科会メンバー

<座長>

三橋 規宏 千葉商科大学 名誉教授

<委員>

阿部 鋼 阿部記念法律事務所 所長
岩城 吉英 大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課 課長補佐
佐々木 創 中央大学経済学部 准教授
田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室 室長
手塚 一郎 清和大学法学部 講師

<リユース業界団体>

藤田 惇 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 代表理事
加藤 親男 一般社団法人ジャパンリサイクルアソシエーション 事務局
波多部 彰 一般社団法人日本リユース機構 代表理事
上本 忠雄 一般社団法人日本リユース機構 顧問弁護士
杉 研也 日本リユース業協会 事務局
澤田 卓 日本リユース業協会 事務局

<オブザーバー>

信田 哲宏 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 課長補佐
瀧屋 直樹 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課 企画三係長(3R担当)
伊藤 暁 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 室長補佐
羽端 大 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 係長

<事務局(環境省)>

眼目 佳秀 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐(総括)
鍋谷芳比古 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 室長補佐
山田 智子 環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室 室長補佐
玉井 和仁 環境省廃棄物・リサイクル対策部循環型社会推進室 係長
山崎 剛 環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 主査

<事務局(委託先)>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境整理に関する分科会
分科会検討の経緯

【第1回 分科会（12月16日（月）16：00～18：00）】

< 議題 >

- ・リユース業界を取り巻く法的環境の整理方針について
- ・リユース業界団体における関連法令遵守に向けた取組

【第2回 分科会（1月17日（金）15：00～17：00）】

< 議題 >

- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理について（途中整理案）について

【第3回 分科会（3月7日（金）13：00～15：00）】

< 議題 >

- ・リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理について
- ・普及啓発用パンフレット（案）について

第1章 使用済製品のリユースに関するモデル事業

< モデル事業の実施概要 >

市町村とリユース事業者や市民団体・NPO 等とが連携し、地域の特性にあったモデル事業として、市町村からの事業内容の提案を受けて、群馬県前橋市、神奈川県葉山町の1市1町でモデル事業を実施しているところである。各地域の事業概要は以下の通りである。

平成 25 年度市町村におけるリユースモデル事業の概要

	群馬県前橋市	神奈川県葉山町
名称	リユース宝市	くるくる市
事業概要	開催テーマ「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る"使えるけど使わない品物"をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベント。 市民団体、民間事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行う。	町民にリユース可能な製品を持ち込んでいただき、欲しい品を無料で持ち帰ってもらうイベント。町民を対象。 残った製品等は、リユース事業者にて引き取りしてもらい可能な限りリユースを行う。
リユース対象品目	衣類・くつ・かばん、ホビー用品、生活雑貨、書籍、育児用品、おもちゃ、小型の家具	衣類、本、食器、バッグ、靴、ぬいぐるみ、おもちゃ、その他日用品
役割分担	【行政】企画・開催、市民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】リユース品の提供、残った製品等のリユース・リサイクル	【行政】企画・開催、町民への広報、残った製品の処理 【市民団体】イベント開催支援 【民間事業者】残った製品の査定・受け取り
実施期間	12月21日(土)	12月15日(日)、1月19日(日)、2月9日(日)

以降、モデル事業の実施報告書を掲載する。

I. 群馬県前橋市

前橋市リユースモデル事業 報告書

1. リユースモデル事業の概要

(1) プランの概要

リユース品の使用及び提供を普及啓発するイベント「リユース宝市」を開催する。テーマを「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」とし、家庭に眠る“使えるけど使わない品物”をイベント当日に持参いただき、集まったものを無料で提供・交換するイベントを開催する。市民団体、民間事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行う。

「リユース宝市」は、平成26年12月21日(土)にグリーンドーム前橋サブイベントエリアにて開催した。

対象品目

市民の方から提供いただくリユース品は、「衣類」、「ホビー用品」、「生活雑貨」、「書籍」、「育児用品」、「おもちゃ」、「家具」とし、食料品、電化製品、医療・介護機器などは対象外とした。

市民は、提供した品物が残った場合にも、持ち帰りの必要はなく、前橋市においてリユース・リサイクル可能なものを仕分けし、市民団体等でのリユース利用、リユース・リサイクル事業者への引渡し、または前橋市にて適正処理を行う。具体的には、市民団体(南橋リサイクルの会)が定期開催しているリユース品交換会に出品できるものを選別し別途保管、次いで古着・古紙を選別しそれぞれリサイクル業者に引き渡し、これ以外のものは前橋市清掃工場等で処分する。

「リユース宝市」で対象としたリユース品

品目	詳細説明
衣類	洗濯済でまだ着られるもの、靴、かばん、帽子も対象
ホビー用品	アウトドア、スポーツ用品(スキー、スノーボード、自転車は不可)
生活雑貨	未使用の贈答品・日用品、新品同様の小物雑貨など(刃物は不可)
書籍	絵本、漫画、一般書籍(雑誌は不可)
育児用品	マタニティ用品、ベビー用品(チャイルドシートは不可)
玩具	ぬいぐるみ、ブロック1個から、知育玩具、ジャングルジムなど
家具	カラーボックス程度の小型家具、小型ソファ、衣装ケースなど汚れ破損が少なく使用できるもの(大型家具は不可)

取組の概要

「リユース宝市」開催に向けた事前準備等を含めたスケジュールは下記の通りである。11月下旬～12月上中旬にかけて、市のウェブサイトでの案内、ちらしの自治体回覧、ラジオCMの放送、地元フリークーポン紙への広告掲載などの広報活動を実施し、リユース品の事前収集

を行った。

「リユース宝市」開催に向けたスケジュール

日時	取組内容
事前準備 (10～12月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・資材準備、関係者との調整などの事前準備(10、11月) ・広報活動(ちらしの自治会回覧、ラジオ CM の放送、ラジオ番組への出演、地元フリークーポン紙への広告掲載など 11、12月) ・リユース品の事前収集の実施(回収ボックス(3カ所) 粗大ごみからの料品ピックアップなど 11、12月)
12月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営、事前収集したリユース品の陳列など
12月21日(土) リユース宝市開催	<ul style="list-style-type: none"> ・午前11時～午後1時:参加者からのリユース品提供、会場内への陳列 ・午後1時～午後3時:参加者のリユース品の持ち帰り(来場者アンケート、リユース自転車の抽選会など実施) ・午後3時～:残った製品の選別・仕分け、持ち帰り
効果測定・成果取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・残った製品の仕分け、市民団体・事業者への引渡し ・効果測定、来場者アンケートの集計等

「リユース宝市」で提供するリユース品は、「1. イベント当日に参加者が持参」、「2. 事前に収集」の2つに大別される。

「1. イベント当日に参加者が持参する方法」は、開催当日(午前11時～午後1時まで)会場入口付近に設置した受付において係員が市民から製品を受取り、係員が会場内に品目ごとに陳列した。

「2. 事前の収集」は、市有施設3カ所に事前に設置した「リユース品回収ボックス」にて拠点回収した製品、一般廃棄物収集運搬業者による未使用品等の提供、粗大ごみの集団回収及び戸別回収から良品をピックアップ、の3つの方法で準備を行った(による出品実績はなかった)。事前に収集したリユース品は、イベント前日に会場内にて品目別に陳列を行った。

リユース宝市は13時～15時に開催、会場内の混乱を防ぐため参加者の入場制限をしながら会場内に誘導し、品目別に陳列された製品の中から欲しいものを自由に持ち帰ってもらった。開始直後は多くの方に楽しんでいただく目的で持ち帰り品数を1人10点までと制限し、途中から品数の制限は解除した。

役割分担

前橋市は、「リユース宝市」の主催者として、開催に向けた企画・準備・当日運営・効果測定等を行う。市民団体「南橋リサイクルの会」はリユース品の仕分け整頓、当日の会場運営の支援を、群馬県は広報、スタッフ協力等を、前橋市一般廃棄物処理事業協同組合、前橋市再生資源事業協同組合はリユース品の提供、有限会社ハシモトはリユース宝市終了後の、残った衣類等の引き取り等を行う。

(2) 広報・PRの方法

ちらしは16,000枚作成し、自治会での回覧を実施、また、FMぐんまでのラジオCMの放映、地元密着フリークーポン紙「モテコ」での広告掲載、市ウェブサイトでの広報などを行った。

回覧 前橋市
ごみ減量課

リユース宝市は、
“使えるけれど使わない品物”を
皆さんから譲っていただき、
それを無料で提供するイベントです。

開催テーマは、
「私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」

掘り出し物を見つけに
ご家族お揃いでお越しください。
なお、早い者勝ちでお好きな物を
お持ち帰りいただくイベントですので
お早めのご来場よりお楽しみいただけます。

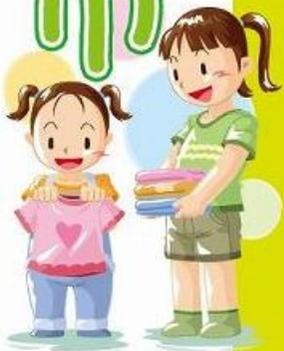
リユース自転車の抽選会もありますよ。

環境省モデル事業

100
リユースチャレンジ

リユース宝市

初開催



12月21日±

グリーンドーム前橋サブイベントエリア

午後1時～3時

※リユース自転車抽選会へご参加の方は、
午後1時30分までに会場へお越しください。

なるべく不用品を
お持ちになってのご来場を

皆さんから提供いただく品物がこのイベントの主役です。
衣服、日用品、おもちゃ、書籍…
ご家庭にある“使わない物”を当日会場にお持ちください。

早得！ とにかくうれしい**4つの特典**

午前11時～午後1時まで不用品を提供してくれた方

- 優先的に入場できます（整理券配布）
- 指定袋20枚プレゼント
- 先着400名様に粗品をプレゼント
- リユース自転車の当選確率5倍！



ごうちん

今注目のリユース、 リサイクルよりもECO。

そうだ!!
ウチのアレ、
持って行こう



リユースは、“そのままの形”で再使用することをいいます。
一方でリサイクルは、新しい製品の原料にすることをいい、
運搬、選別、粉砕など多くのエネルギーやコストがかかります。
このため、よりECOなリユースが注目されています。
みなさんに、“リユースの楽しさを伝えたい”そんな気持ちで
込めてリユース宝市を開催します。

提供いただきたいもの

 <p>●衣類 (洗濯済でまだ着られるもの 靴、かばん、帽子もOK)</p>	 <p>●ホビー用品 (アウトドア、スポーツ用品 ※スキー、スノーボード、自転車は不可)</p>	 <p>●生活雑貨 (未使用の贈答品・日用品 新品同様の小物雑貨など ※刃物は不可)</p>	 <p>●書籍 (絵本、漫画、一般書籍 ※雑誌は不可)</p>
 <p>●育児用品 (マタニティ用品、ベビー用品 ※チャイルドシートは不可)</p>	 <p>●おもちゃ (ぬいぐるみ、ブロック 1個から、知育玩具、ジャングルジムなど)</p>	<p>●家具 (カラーボックス程度の小型家具、小型ソファ、衣ケースなど汚れ破損が少なく使用できるもの ※大型家具は不可)</p>	

※提供いただいた品物が残った場合も、持ち帰りの必要はありません。
※このイベントは、品物をお持ちにならなくても入場でき、自由にお持ち帰りいただけます。
※イベント当日は、食用廃油と使用済小型家電の回収も行います。
廃油はペットボトルに入れてよく蓋を閉めてください。(燃焼切れの未使用油、ごみ油等も可)



※このチラシはリサイクルのみです。不要になった場合は「雑草紙」として回収してください。

案内図

- 主催 前橋市
- 共催 群馬県
- 協賛 前橋市一般廃棄物処理事業協同組合
前橋市再生資源事業協同組合
- 協力 南橋リサイクルの会
- お問い合わせ 前橋市役所環境部ごみ減量課
☎027-898-6272

掘り出し物が見つかるかも？ 12月21日はリユース宝市へ

問い合わせは **ごみ減量課** ☎027-898-6272



「リユース宝市～私にとっては不用でも、誰かにとっては宝物」を開催。下図のような家庭で眠っている再使用可能な物(リユース品)を募集し、無料で提供します。また、リユース自転車の抽選会も行います。リユース品提供者だけでなく、どなたでも参加できますので、ぜひ、ご来場ください。
日時= 12月21日(土)午後1時～3時
会場= グリーンドーム前橋

■リユース品を譲ってください

皆さんから提供していただくリユース品がこのイベントの主役です。各家庭にある再使用可能な

リユース品を当日会場へお持ちください。受付時間は午前11時から。午後1時までにお持ちいただいた人には特典もあります。

なお、市役所や前橋プラザ元気21、児童文化センターでは事前収集も行っています(市役所以外は育児用品とおもちゃのみ収集)。

■ボランティアスタッフを募集

リユース品の整理や分別など、当日のボランティアスタッフを募集します。

活動時間= 正午～午後4時

申し込み= 12月6日(金)までにごみ減量課へ



広報まえばし 平成25年11月15日号 4

広報まえばし・上(約14万部)

フリークーポン紙「モテコ」・下(19万2千部)

↑使えなくなるけど使わない物を譲って頂き、無料でご提供。なるべく品物をお持ちになってご来場を♪

リユース宝市
2013年12月21日(土)
13:00~15:00
グリーンドーム前橋

雨天決行
入場料無料

あげて、もらって。楽しい無料交換会☆
掘り出し物は早い者勝ち
無料で参加・持ち帰りOK

■ご提供いただきたい物■
・衣類・靴・かばん・ホビー用品
・生活雑貨・書籍・育児用品
・おもちゃ・小型の家具
※電化製品、大型家具等は不可

注目イベント! ※午後1時30分までにお越しください
リユース自転車抽選会

①優先入場できる整理券配布
②指定袋20枚プレゼント
③先着400名様に粗品プレゼント
④リユース自転車の当選確率5倍
・11時～13時までに不用品ご提供の方
【有効期限】H25年12月21日のみ有効

リユース宝市 in グリーンドーム前橋
☎027-898-6272
園 前橋市岩神町1-2-1 園受付11:00～開始13:00～
園お問い合わせ先は前橋市役所ごみ減量課の番号です
不用品をお持ちでなくても無料で参加できます

駐車場有 イベント有 ファミリーOK カップルOK

(特徴)
読者層の90%が
10～30代である。



<会場入り口>



<リユース品持ち込み受付>



<開場を待つ参加者>



<陳列準備中の様子>



<開場前の陳列（キッズ洋服）>



<開場前の陳列（家具類）>



<開場前の陳列（書籍）>



<開場前の陳列（自転車（抽選））>



<リユース品を探す様子 >



<リユース品を探す様子 >



<会場の様子 >



<来場者アンケートの様子 >



<リユース自転車抽選会の様子 >



<特選品じゃんけん大会の様子 >



<終了後に残った製品の様子 >



<終了後に残った製品の様子 >

当日配布ちらし

本日は、ご来場頂きありがとうございました。

今後もしユースショップの活用や
お知り合いに譲るなど、
リユースへのご理解とご協力を
お願いいたします。

今注目のリユース、リサイクルよりも ECO。

リユースは、“そのままの形”で再使用することをいいます。一方でリサイクルは、新しい製品の原料にすることをいい、運搬、選別、粉碎など多くのエネルギーやコストがかかります。このため、より ECO なリユースが注目されています。



皆さんから預かっている大切な税金。

前橋市は、ごみの処理費用を削減して
身近な市民サービスに活用したいと
思っています。



G活チャレンジ! 100

本当のごみとは、再び使うこと（リユース）も、形を変えて使うこと（リサイクル）も出来ず、燃やすか埋め立てることしかできない物です。

みんなでこのことを意識してごみ減量活動に挑戦しましょう！（G活チャレンジ）

このチラシはリサイクルできますので、不用になった場合は「雑古紙」として出してください。

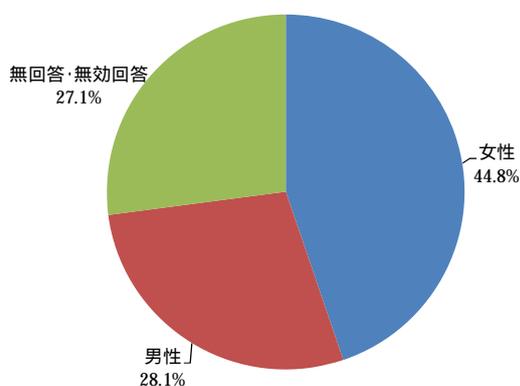
2. モデル事業の実施結果について

リユース宝市への参加者は約 800 人、うちリユース品を持参した人は約 600 人であり、持参者 1 人当たりの持込量は 2.9kg (推測) であった。来場者の属性としては、世代別で差異はあるものの、いずれの年代からの来場者がおり、乳児、幼児を連れての若年世代の来場も見受けられた。

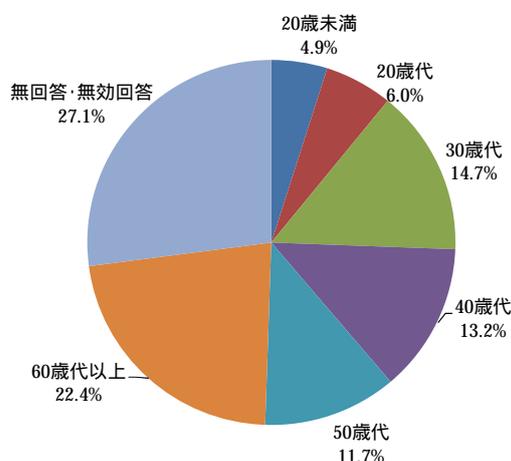
事前収集及び当日持ち込み合わせて 4,970kg (推計) のリユース品が会場内に陳列され、うち 3,915kg (推計) が持ち帰られ、リユースされたものは全体の 78.8% に相当すると推計される。

持ち帰りされずに残ったものは 1,055kg (全体の 21.2%) であり、衣類・ぬいぐるみ・かばん (800kg)、書籍 (170kg) はリサイクル事業者に、食器類とハンガーやイベント中に破損した品物などを不燃ごみ (85kg) として処理した。ごみとして処理した割合は全体の収集量のうち 1.7% であった。

図表 1 性別 (N=469)



図表 2 年齢 (N=469)



リユース品の内訳 (単位: kg)

	事前収集	当日持込	合計重量	残量	リユース率
本	400	220	620	170	72.6%
洋服 キッズ	400	220	620	140	77.4%
おもちゃ	180	100	280	10	96.4%
くつ	80	50	130	0	100.0%
帽子	40	20	60	0	100.0%
かばん	100	50	150	10	93.3%
洋服 レディース	1,000	550	1,550	550	64.5%
洋服 メンズ	300	160	460	90	80.4%
ホビー用品	130	70	200	0	100.0%
家具	100	60	160	20	87.5%
日用雑貨	220	120	340	15	95.6%
食器類	260	140	400	50	87.5%
合計	3,210	1,760	4,970	1,055	78.8%

品目別に一部分を計量し、全体量を推計して重量を算出した。

残量は、全量を計量した。



<リユース品の提供量の様子>



<リユース品の残量の様子>

3. モデル事業の達成度・来場者の満足度について

イベントの目標として設定した値をいずれの項目も達成した。

来場者の満足度について、「リユース宝市」を利用した際の満足度をスコア化して整理する。

「全体について」は、1.01 ポイントとなっており、全体的にやや満足していただいたと推察される。一部指摘された会場・運営・マネジメントの方法などについて改善を行うことで、これら満足度も向上すると考えられる。

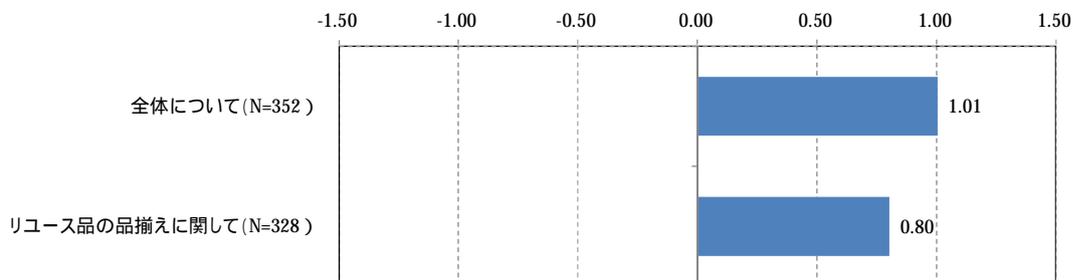
また、「リユース品の品ぞろえ」については、0.80 ポイントとなっている。自由回答をみると、全体的な品数や品揃えは悪くはないが、会場の混雑、陳列の方法や、特定の製品の人気があって殺到したことなどにより、やや評価が低くなったものと考えられる。

今後の継続については、「継続してほしい」と回答した人が、73.6% (345 件) と 7 割以上となっている。一方で、継続の必要はないと回答した人は、わずか 0.4% (2 件) であり、ほとんどの人が継続を期待しているものといえる。

モデル事業の達成度

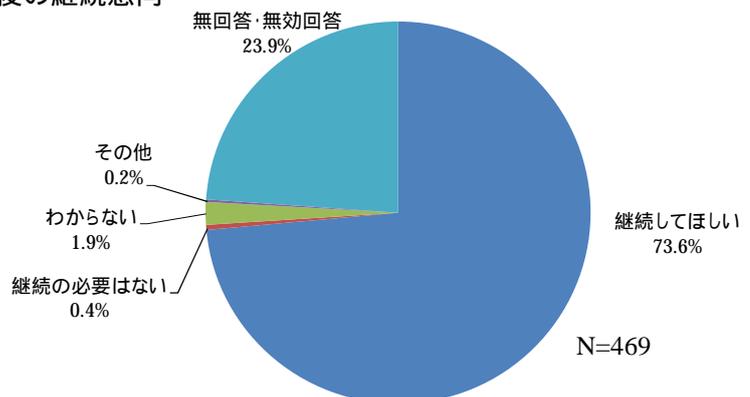
項目	当初目標値	実績	評価
来場者数	500 名	約 800 名	達成
リユース率	60%	78.8%	達成
アンケート回答数	300 件	469 件	達成

図表 3 「リユース宝市」の満足度



満足を 2 点、やや満足を 1 点、普通を 0 点、やや不満を - 1 点、不満を - 2 点とし点数化、回答数で除することでスコア化する。

図表 4 「リユース宝市」の今後の継続意向



4. モデル事業の事業採算性について

リユース宝市に要した差引経費は概算で 1,980,540 円であった。今回リユース又はリサイクルされた 4,885kg をごみとして処理した場合に係る費用は 188,072 円(計算上の数値:処理経費 38.5 円/kg より算出)にとどまった。その他の効果を数値で算出することは困難であるが、啓発ちらしや広報紙によるイベント実施の啓発にあたり広く「リユース」という言葉を普及でき多くの市民に不用品の提供をいただけたこと、また不用品が新しい持ち主の手に渡る過程の体験を提供できたことなどは、今後の環境意識、リユース意識の醸成に繋がるものであったといえる。

「リユース宝市」に要した経費等(単位:円)

支出合計	1,996,385		
モデル事業補助	988,385		
広報費	222,810	(1) 啓発ちらし(16,000枚) (2) フリークーポン紙広告掲載(1回、12月号) (3) ラジオCM広告(1日1回15秒放送×10回)	11 2,560 47 ,250 63,000
事業費	765,575	(1) 拠点回収箱購入(9個) (2) ブルーシート(16枚) (3) のぼり旗(30本) (4) 屋外用立看板(2台) (5) 来場記念品(液体薬用石鹸400個等) (6) リユース自転車整備費用(20台) (7) 会場借上料	65,205 78,960 119,700 88,200 115,760 100,000 197,750
モデル事業対象外	1,008,000		
人件費(概算)	988,000	(1) 事前準備等(延べ100時間) (2) 前日準備、当日従事(延べ280時間)	26 0,000 728,000
その他諸経費	20,000	(1) 車両燃料費、消耗品等	20,000
歳入合計	15,845		
古着等売却益	14,400	洋服、ぬいぐるみ、かばん(800kg)	
古紙売却益	1,445	書籍(170kg)	
差引	1,980,540		

【アンケートの自由回答より環境意識の醸成に関する回答例】

<ul style="list-style-type: none"> ・まだ使えるものを有効に回せて大変有意義だと思う。(3名) ・リユースをするのはとても良いことだと思いました。 ・捨てればゴミだけど、他の人から見ると宝物にもなると感じました!! ・はじめてでしたが、子どもにもリサイクルの意味など教えられて良いと思います。 ・大事にしていたぬいぐるみを持参した。新たにかわいがっていただけたらと思うと嬉しく思う。 ・捨てられないものがあつたが、必要な人にもらってもらえると良いと思う ・来年もあるなら、リユースできる物をおいておきたいです。 ・こんなに盛大だとは思いませんでした。来年は商品も提供したいと思っています。 ・今度は持ってこようと思います ・新品同様に未使用のものしか出せないものと思っていましたが、使いこんだものも多くみられ、持っていく方も多くいるようだったので次回はもっと出せるものがありそうです。

5. モデル事業の成果（まとめ）

（1）ごみの減量

持ち込まれたリユース品のほとんどが普段はごみとして排出されているものであるため、新しい持ち主の手に渡ったことで、ごみの排出抑制につながった。

（2）ごみ減量意識の高揚

リユース宝市を機会にこれまでリユースを考えていなかった多くの市民が、リユースを理解するきっかけになった。

（3）若年世代への啓発

前橋市では、消費が多くもっともごみを出す若年世代への普及啓発を強化している。リユース宝市では、従来型の環境イベントや環境講話では来場が見込めない方々が多く来場されリユースへの理解を深める良い啓発機会であった。

6. 今後の取り組み方針

（1）本事業は来場者の継続要望もあることから、前橋市として来年度も継続して実施することを予定している。

（2）単なる一過性のお得なイベントとしてではなく、規模は小さくなくても地域に根ざした活動になるよう広め、市民団体による自主的な運営等に発展させたい。

（3）市民にまずリデュース、リユースを考えていただき、リサイクルできないものだけがごみであると意識していただけるような啓発を進めたい。

前橋市「リユース宝市」来場者アンケート（集計結果）

1. アンケート調査の概要

1.1 調査目的

平成 25 年 12 月 21 日（土）に開催した「リユース宝市」に参加した方を対象に、参加目的、利用内容、イベントの認知機会、利用した感想などを把握し、事業成果・効果の把握および事業推進時の今後の課題・改善点を明らかにすることを目的とする。

1.2 調査対象・調査方法

「リユース宝市」に参加した市民を対象に実施した。会場であるグリーンドーム前橋サブイベントエリアの出入り口付近において、係員よりアンケート調査票を手渡しし、その場で回答していただき、回収を行った。

アンケート調査票の配布・回収は「リユース宝市」の開催期間中、平成 25 年 12 月 21 日（土）午後 1 時～午後 3 時とした。

回収したアンケート調査票は 469 件となった。

なお、アンケートは A4 サイズの用紙で 2 ページ（裏表）であったが、回答の 1/4 程度（112 人）が裏面を回答しないまま回収されている。回収時に、係員より裏面も回答をお願いしていたが、短時間に多くの方が回答しており、十分な周知が困難であったことも原因の 1 つである。

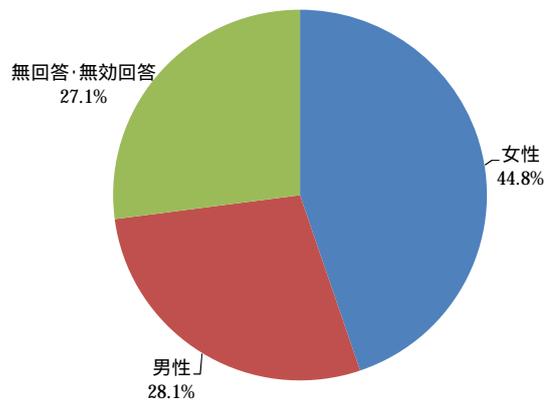
2. 「リユース宝市」来場者アンケート調査結果

2.1 回答者の属性

(1) 性別

アンケート回答者の性別について、「女性」が44.8%(210件)、「男性」が28.1%(132件)となった。女性の方が多くなっている。

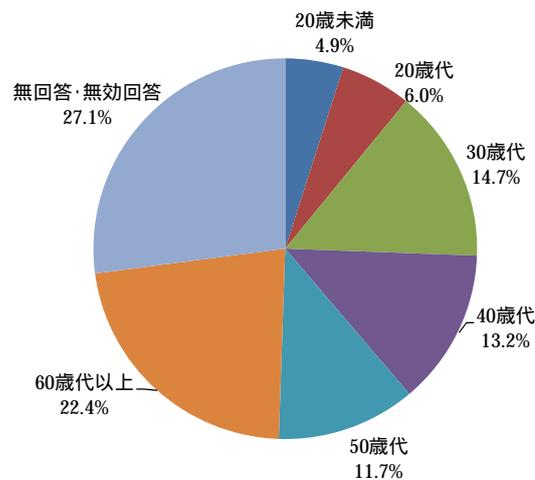
図表 5 性別 (N=469)



(2) 年齢

アンケート回答者の年齢について、最も多かったのは「60歳代以上」で22.4%(105件)、次いで「30歳代」が14.7%(69件)、「40歳代」が13.2%(62件)と続いた。世代別で差異はあるものの、いずれの年代でも利用されていることが伺える。

図表 6 年齢 (N=469)

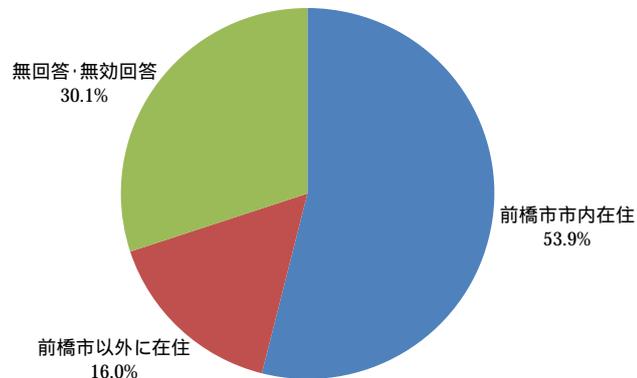


(3) 住所

アンケート回答者の住所については「前橋市市内在住」が53.9%(253件)、「前橋市外に在

住」が16.0%（75件）となっている。

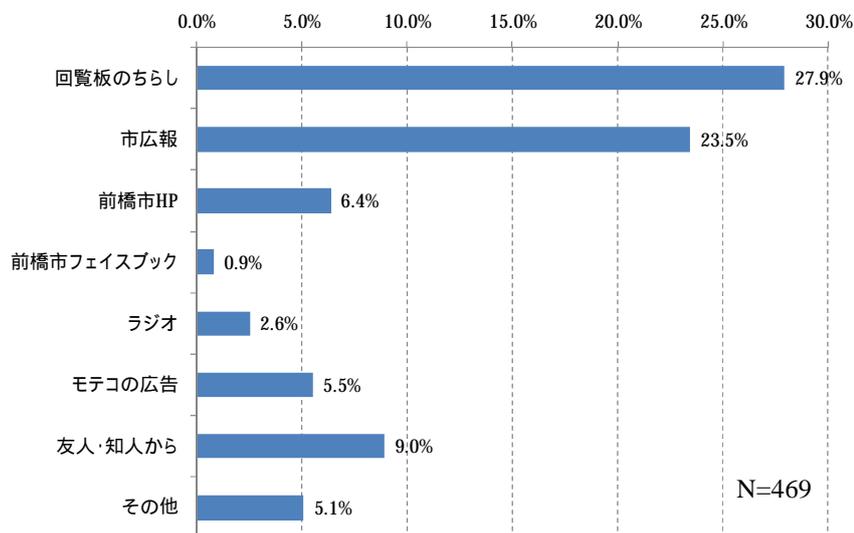
図表 7 住所（N=469）



(4) 来場したきっかけ

来場したきっかけについて、最も多かったのは「回覧板のちらし」が27.9%（131件）、次いで「市広報」が23.5%（110件）となっている。また、「友人・知人から」も、9.0%（42件）となっており、口コミによる回答も1割程度みられた。

図表 8 来場したきっかけ



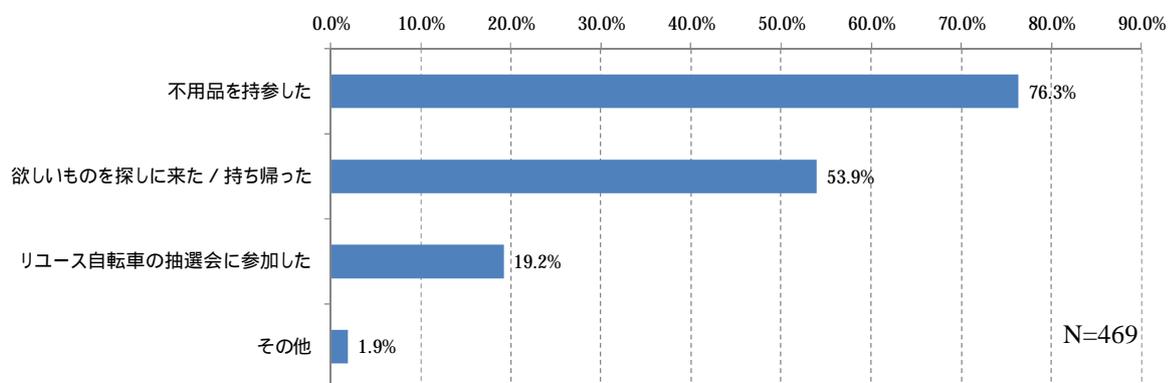
2.2 「リユース宝市」の利用状況

2.2.1 リユース宝市での参加内容

リユース宝市での参加としては、「不用品を持参した」との回答が、76.3%（358件）となっており7割以上の方が不用品の持参をしていただいている。また、「欲しいものを探しに来た/持ち帰った」が53.9%（253件）となっている。両者を足し合わせると100%以上となっており、不用品を持参しつつ、別の自分の必要なものを持ち帰る人も相当数いると思われる。

また、「リユース自転車の抽選会の参加」と回答した人も、2割程度おり、「自転車」に対するニーズは比較的高いといえる。

図表 9 参加内容



2.2.2 持ち込んだ製品の概要

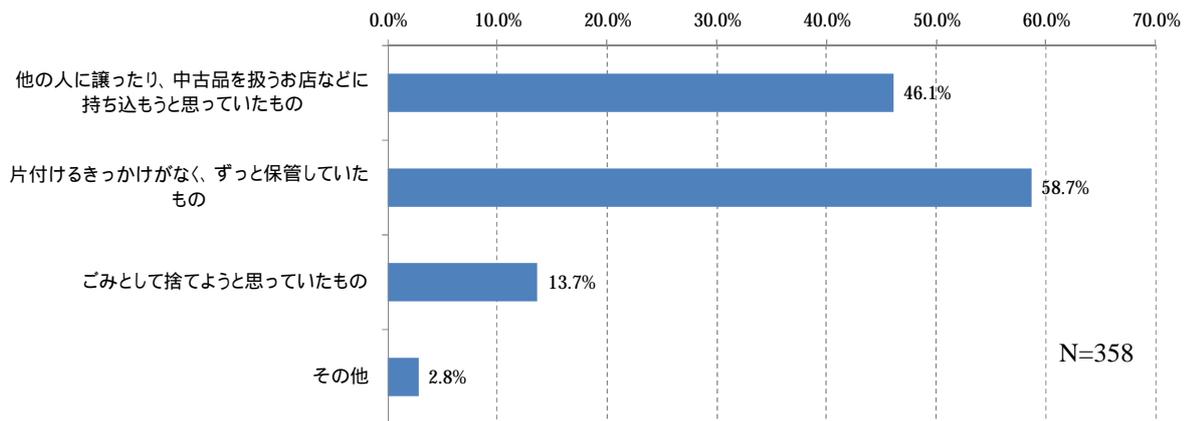
「不用品を持参した」と回答した人を対象に、その製品について尋ねたところ、「片付けるきっかけがなく、ずっと保管していたもの」との回答が 58.7%（210 件）と最も多く、自宅で退蔵していた不用品が多く持ち込まれたことが推察される。

また、「他の人に譲ったり、中古品を扱うお店などに持ち込もうと思っていたもの」が 46.1%（165 件）となっている。また、「ごみとして捨てようと思っていたもの」と回答した人も、1 割強みられた。

「リユース宝市」の機会がなければ、自宅で利用されず退蔵され続け、最終的には廃棄されてしまうと思われる製品や、ごみとして廃棄しようとしていたものが相当数持ち込まれており、リユースの促進を通じて、ごみの排出削減にも繋がった可能性がある。

自宅で有用に活用されていなかった製品がこの機会にリユースされたことが、「よかった」「有意義である」といった高評価につながっていることが推測される。

図表 10 持ち込んだ製品の概要



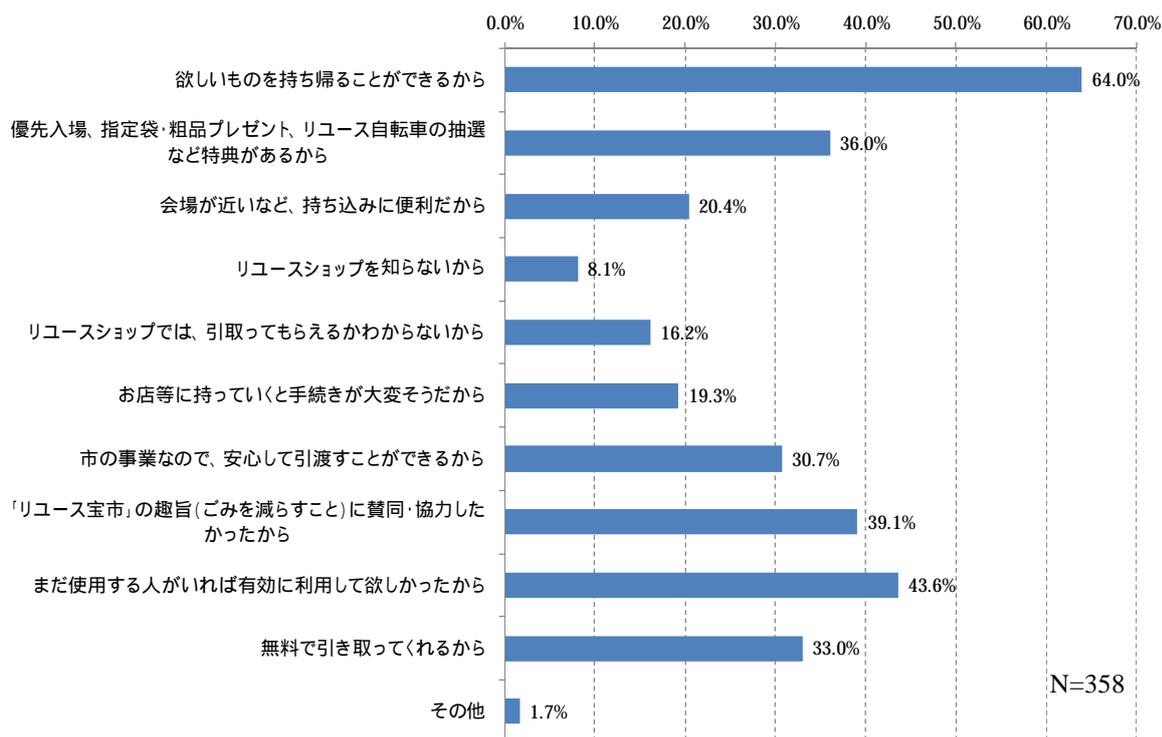
2.2.3 リユースショップではなく「リユース宝市」への持参した理由

リユースショップではなく「リユース宝市」への持参した理由としては、「欲しいものを持ち帰ることができるから」と回答した人が 64.0% (229 件) と最も多い。欲しいものを持ち帰ることができることが、不用品の持ち込み促進にも繋がったことが推察される。

また、自由回答にもあるように、リユースショップでは必ずしもすべてを引き取ってもらえるわけでもなく、引き取り価格が予想以上に安い、商品にならないものは処分されるといったこともある。そうした背景からか「まだ使用する人がいれば有効に利用してほしかったから」という回答が 43.6% (156 件) と次いで多くなっており、リユースショップのように選別されず欲しい人がいれば利用してもらえる、無駄にならないといった意識がリユース宝市への持ち込みにつながっているといえる。

また、次いで多いのが「「リユース宝市」の趣旨(ごみを減らすこと)に賛同・協力したかったから」ともなっており、これらの回答状況をみると、自分の損得に加え、開催趣旨に賛同といった精神的な要素も影響していることがうかがえる。

図表 11 リユースショップではなく「リユース宝市」に持ち込んだ理由



【自由回答より】

- ・リサイクルに持って行っても 10 円 20 円 50 円単位でしかとってくれない。利用してくれる人に使ってもらった方が良いと思う。
- ・リサイクル shop に持って行くより必要な人に使ってもらえるので、これからも続けてもらいたいと思います。また、必要なものも頂けました。
- ・リサイクルショップにも品物を持って行った事があるが、ガソリン代にもならなかった。ここだと気に入った物をいくつか持ち帰れるのでお得感もある。お店に持って行くより気持ち的にも良い。

2.2.4 品目別の持ち込み製品の概要

(1) 品目別の持ち込みされた製品の数量

アンケートより把握される品目別の持ち込み人数、数量などを図表 12、図表 13に整理する。

アンケート回答者(469人)の品目別の持ち込み状況を整理すると、「衣類・靴・かばん・帽子」を持ち込んだ人が最も多く232人、1人あたりの平均個数は7.1個/人、次いで「生活雑貨」がそれぞれ148人、5.1個/人、「おもちゃ」がそれぞれ72人、5.7個/人となっている(図表 12)。

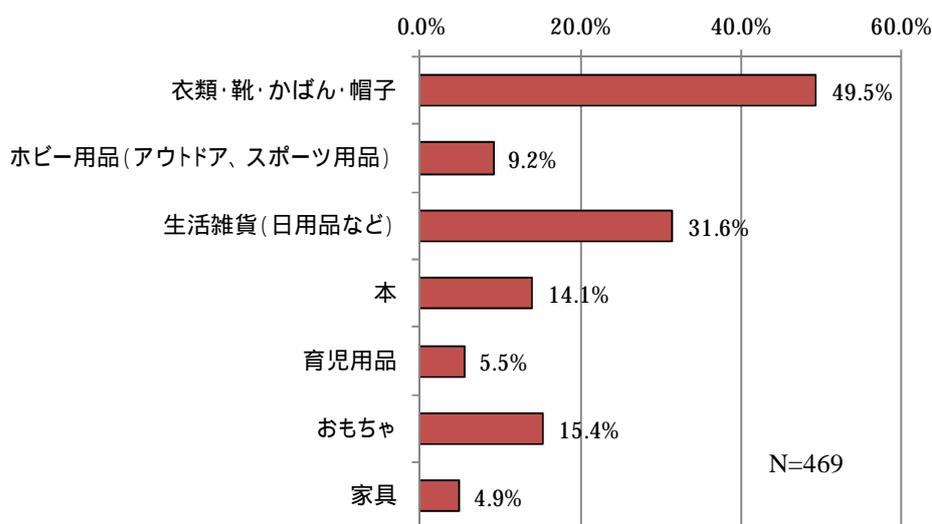
アンケート回答者数に占めるある品目を持ち込んだ人の割合を出現率とし、品目別に比較すると、「衣類・靴・かばん・帽子」を持ち込んだ人の出現率が49.5%と最も多く、次いで「生活雑貨」が31.6%、「おもちゃ」が15.4%、「本」が14.1%、「ホビー用品」が9.2%、「育児用品」が5.5%、「家具」が4.9%と続く(図表 13)。

図表 12 品目別の持ち込みされた製品の数量 (N=469)

	衣類・靴・かばん・帽子	ホビー用品 (アウトドア、 スポーツ用品)	生活雑貨(日用品など)	本	育児用品	おもちゃ	家具
持ち込み人数(人)	232	43	148	66	26	72	23
持ち込み数量(個、冊)	1649	186	753	432	138	412	40
平均個数(個、冊/人)	7.1	4.3	5.1	6.5	5.3	5.7	1.7
出現率()	49.5%	9.2%	31.6%	14.1%	5.5%	15.4%	4.9%

出現率=持ち帰り人数/アンケート回答者数(469人)

図表 13 品目別の持ち込み人数の割合(出現率)

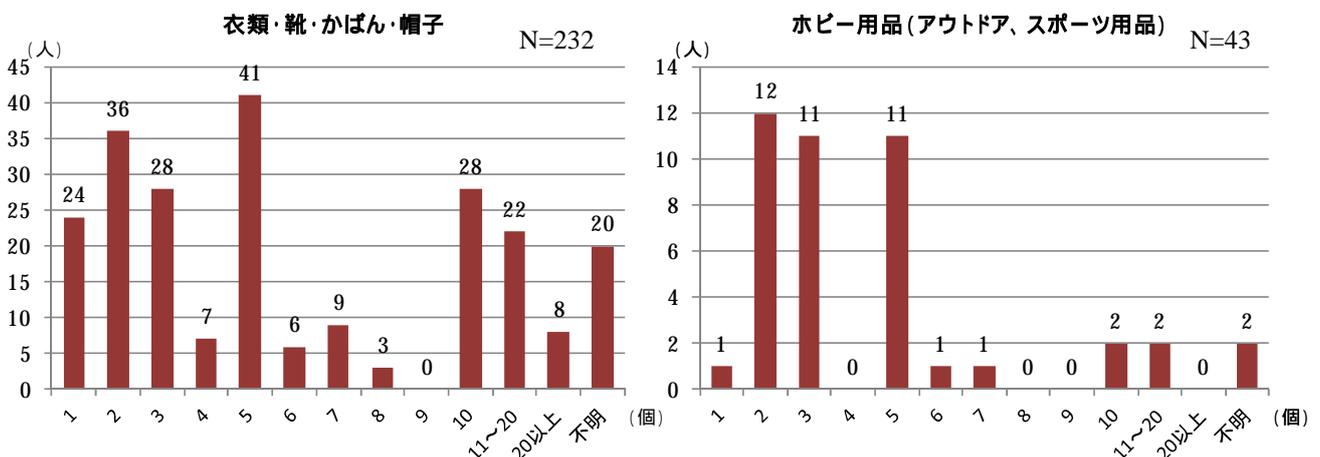


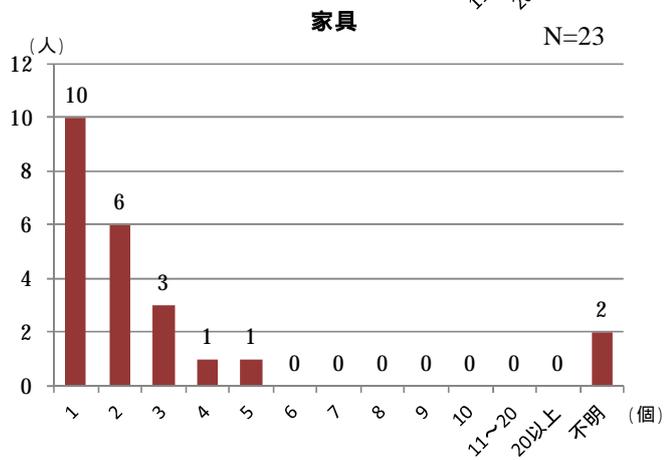
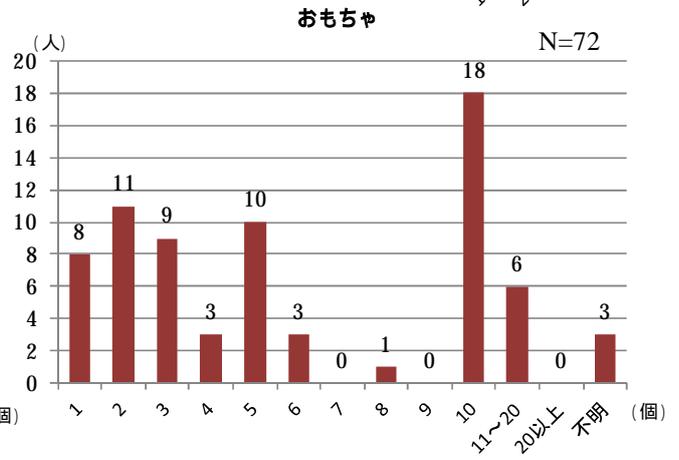
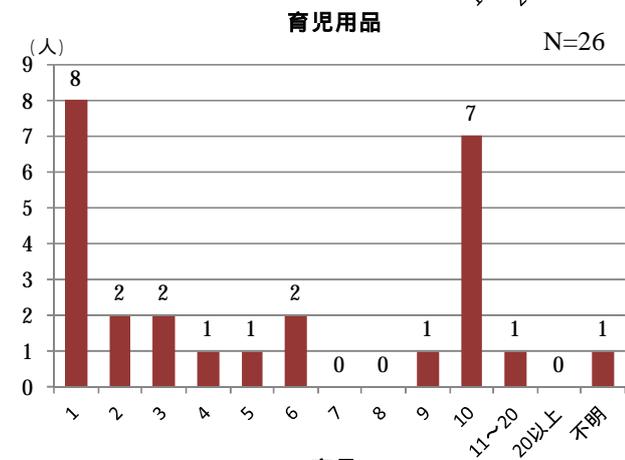
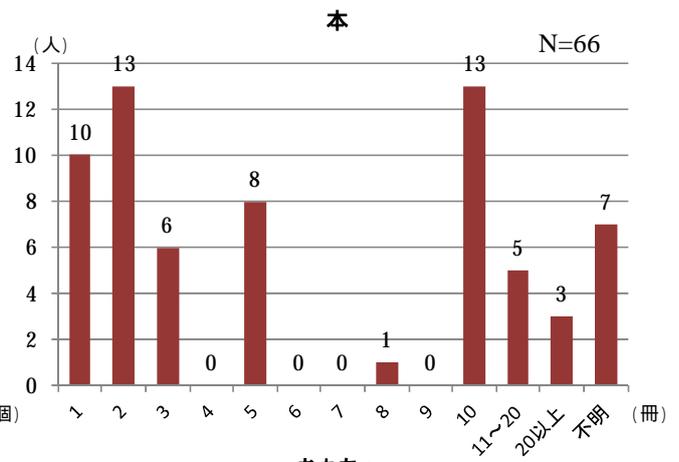
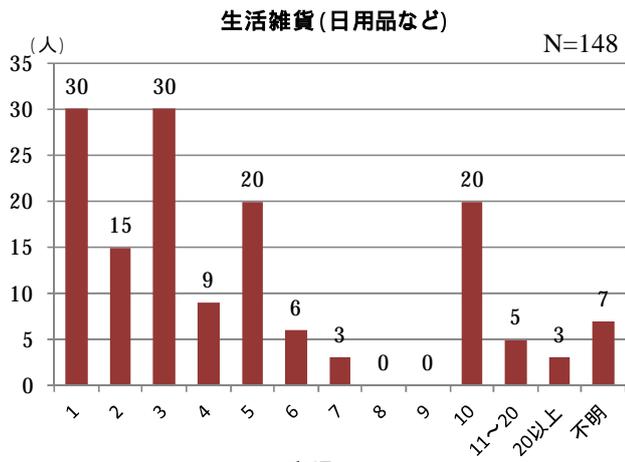
(2) 1人あたりの品目別の持ち込み数量

持ち込みされた方の品目別の持ち込み数量について、図表 14に整理する。品目ごとの特徴を整理する。

- ・「衣類・靴・かばん・帽子」は、「5個」との回答が最も多く41人、次いで「2個」(36人)、「3個」「10個」がそれぞれ28人と続く。全体の傾向としては、「1~5個」、「10~20個」といった範囲で回答が多い。(平均は7.1個/人)
- ・「ホビー用品」は、「2個」との回答が最も多く12人、次いで「3個」「5個」がそれぞれ11人と続く。全体の傾向としては「1~5個」の回答が多い。(平均は4.3個/人)
- ・「生活雑貨」は、「1個」「3個」とい回答が最も多くそれぞれ30人、次いで「5個」「10個」との回答が28人となっている。全体の傾向としては「1~5個」が多く、「10個」との回答も一定数存在する。(平均は5.1個/人)
- ・「本」は、「2冊」「10冊」との回答が最も多く13人、次いで「1冊」が10人となっている。全体の傾向としては「1~3冊」の少量を持参された方と、「10冊以上」とまとまって持参された方に大きく分かれる。(平均は6.5冊/人)
- ・「育児用品」は、「1個」との回答が最も多く8人、次いで「10個」が7人となっている。全体の傾向としては少量を持参された方と、「10個以上」とまとまって持参された方に大きく分かれる。(平均個数は5.3個/人)
- ・「おもちゃ」は、「10個」との回答が最も多く18人、次いで「2個」が11人、「5個」が10人、「3個」が9人、「1個」が8人と続く。全体の傾向としては「1~5個」との回答が多いが、「10個」との回答も一定数存在する。(平均は5.7個/人)
- ・「家具」は、「1個」との回答が最も多く10人、次いで「2個」が6人、「3個」が3人と続く。6個以上持参された方は確認されず、少数を持参された方が多い。(平均は1.7個/人)

図表 14 品目別の持ち込み数量(人数)





2.2.5 品目別の持ち帰り製品の概要

(1) 品目別の持ち帰りされた製品の数量

アンケートより把握される品目別の持ち帰り人数、数量などを図表 15、図表 16に整理する。

アンケート回答者（当該設問無回答者 112 人を除く 357 人）の品目別の持ち帰り状況を整理すると、「衣類・靴・かばん・帽子」を持ち込んだ人が最も多く 150 人、1 人あたりの平均個数は 4.6 個/人、次いで「生活雑貨」がそれぞれ 136 人、4.1 個/人、「本」がそれぞれ 84 人、4.5 冊/人となっている（図表 15）

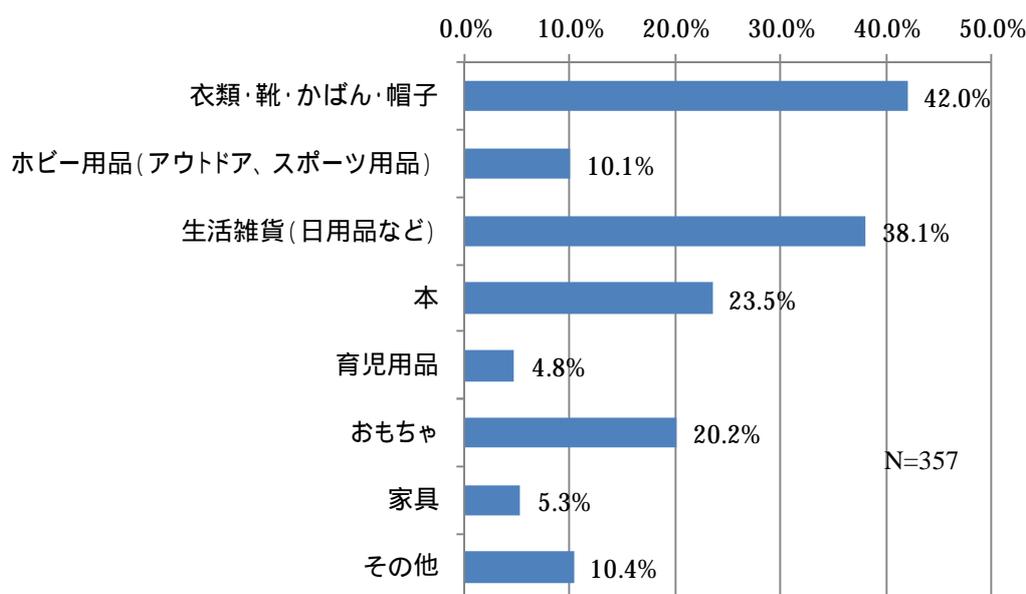
アンケート回答者数に占めるある品目を持ち帰った人の割合を出現率とし、品目別に比較すると、「衣類・靴・かばん・帽子」を持ち込んだ人の出現率が 42.0%と最も多く、次いで「生活雑貨」が 38.1%、「本」が 23.5%、「おもちゃ」が 20.2%、「その他」が 10.4%、「ホビー用品」が 10.1%、「育児用品」が 4.8%、「家具」が 5.3%と続く（図表 16）

図表 15 品目別の持ち帰りされた製品の数量（N=357）

	衣類・靴・かばん・帽子	ホビー用品 (アウトドア、スポーツ用品)	生活雑貨(日用品など)	本	育児用品	おもちゃ	家具	その他
持ち帰り人数(人)	150	36	136	84	17	72	19	37
持ち帰り数量(個、冊)	692	79	557	376	49	277	39	130
平均個数(個、冊/人)	4.6	2.2	4.1	4.5	2.9	3.8	2.1	3.5
出現率()	32.0%	7.7%	29.0%	17.9%	3.6%	15.4%	4.1%	7.9%

出現率=持ち帰り人数/アンケート回答者数(357人)
アンケート回答者数について、裏面無回答者(112人)を除く

図表 16 品目別の持ち帰り人数の割合（出現率）

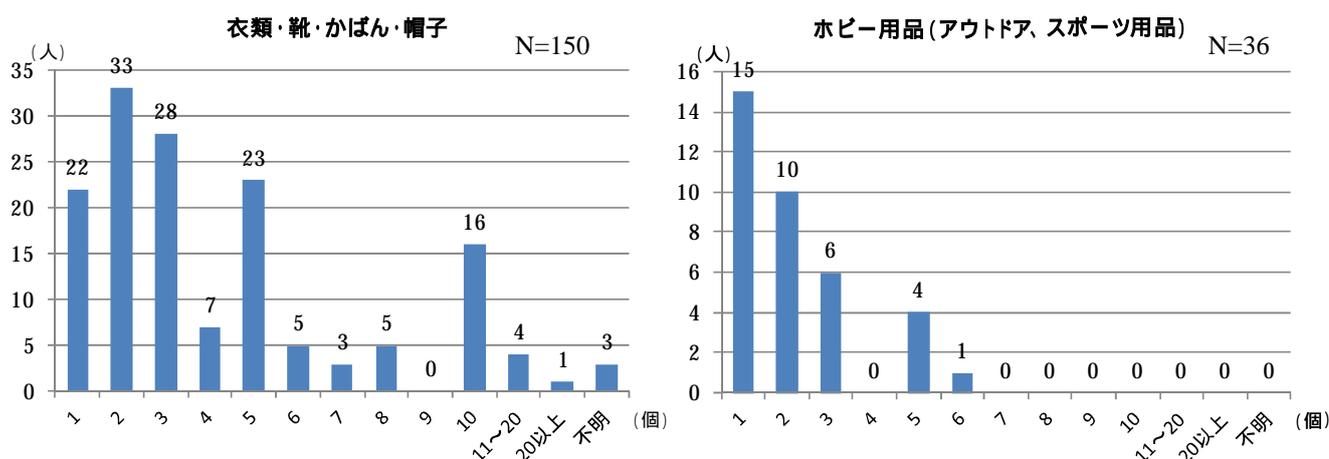


(2) 1人あたりの品目別の持ち帰り数量

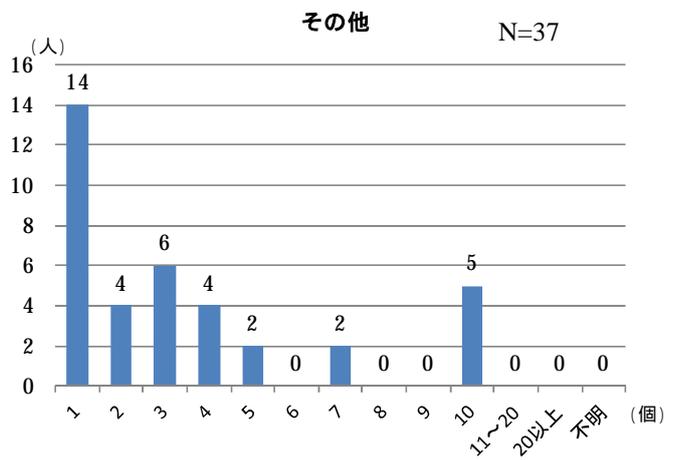
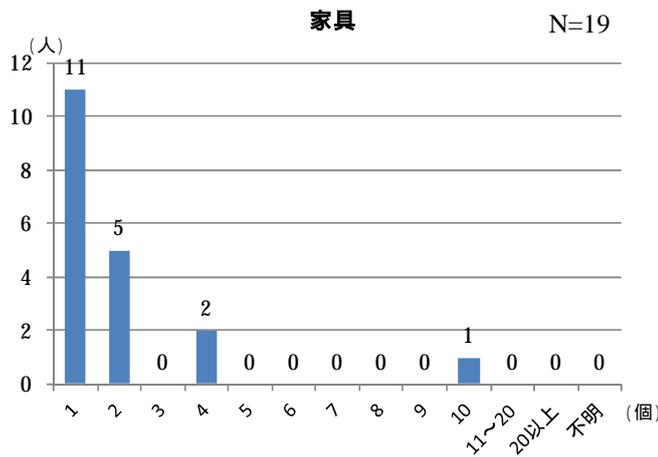
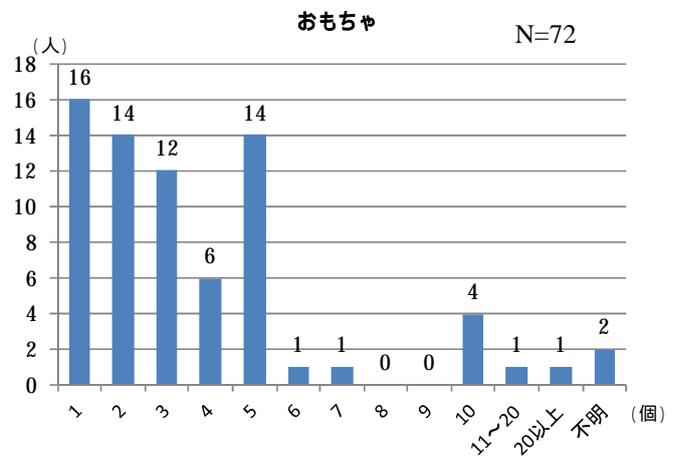
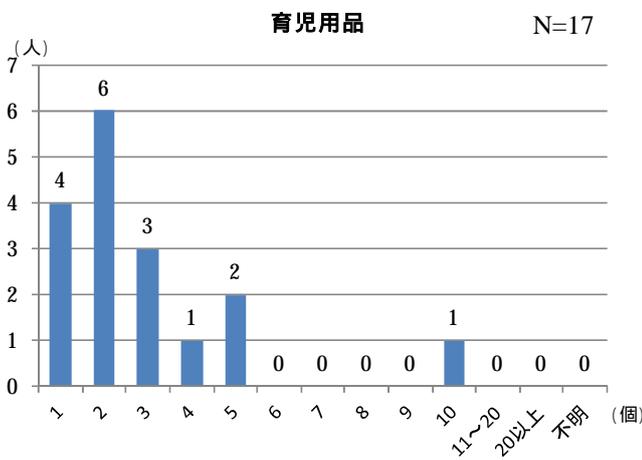
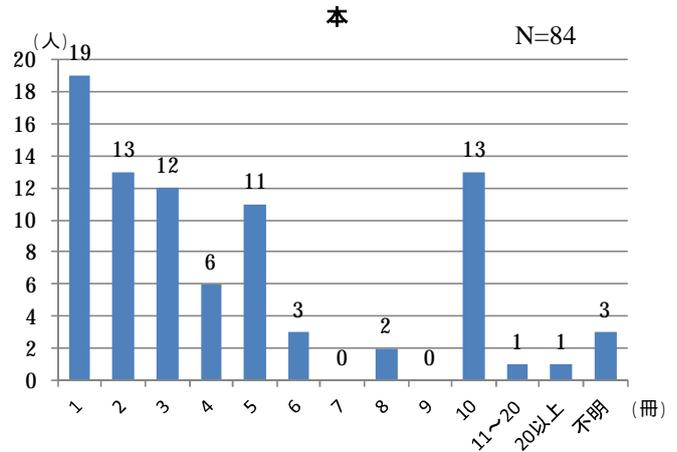
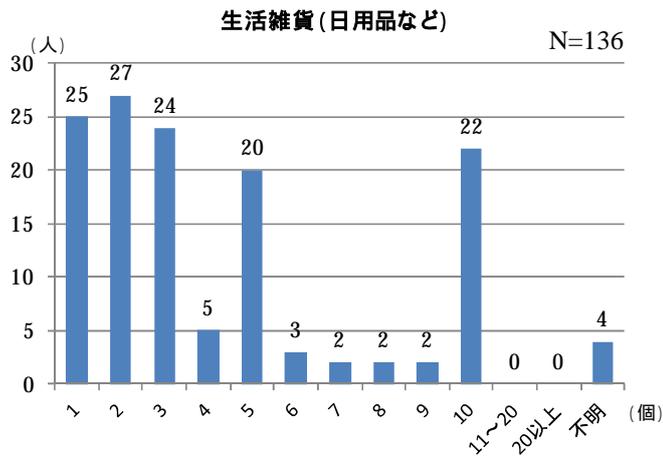
持ち込みされた方の品目別の持ち帰り数量について、図表 17に整理する。品目ごとの特徴を整理する。

- ・「衣類・靴・かばん・帽子」は、「5個」との持ち帰った人が最も多く33人、次いで「3個」が28人、「5個」が23人と続く。全体の傾向としては、「1~5個」、「10~20個」といった範囲で回答が多い。(平均は4.6個/人)
- ・「ホビー用品」は、「1個」との回答が最も多く15人、次いで「2個」10人と続く。「1~3個」の回答が多い。(平均は2.2個/人)
- ・「生活雑貨」は、「2個」という回答が最も多く27人、次いで「1個」が25人、「3個」が24人、「10個」が22人となっている。全体の傾向としては「1~5個」が多く、「10個」との回答も一定数存在する。(平均は4.1個/人)
- ・「本」は、「1冊」との回答が最も多く19人、次いで「2冊」「10冊」がそれぞれ13人となっている。全体の傾向としては「1~5冊」の少量を持ち帰った方と、「10冊以上」とまとまって持ち帰った方に大きく分かれる。(平均は4.5冊/人)
- ・「育児用品」は、「2個」との回答が最も多く6人、次いで「1個」が4人となっている。全体の傾向としては「1~3個」の回答が多い。(平均個数は2.9個/人)
- ・「おもちゃ」は、「1個」との回答が最も多く16人、次いで「2個」「5個」が14人、「3個」が12人と続く。全体の傾向としては「1~5個」との回答が多い。(平均は3.8個/人)
- ・「家具」は、「1個」との回答が最も多く10人、次いで「2個」が5人続く。「1~2個」程度の少数を持ち帰った方が多い。(平均は2.1個/人)
- ・「その他」は、「1個」との回答が最も多く14人、次いで「3個」が6人、「10個」が5人と続く。

図表 17 品目別の持ち込み数量(人数)



前橋市リユースモデル事業報告書



2.3 「リユース宝市」に対する満足度、今後の意向

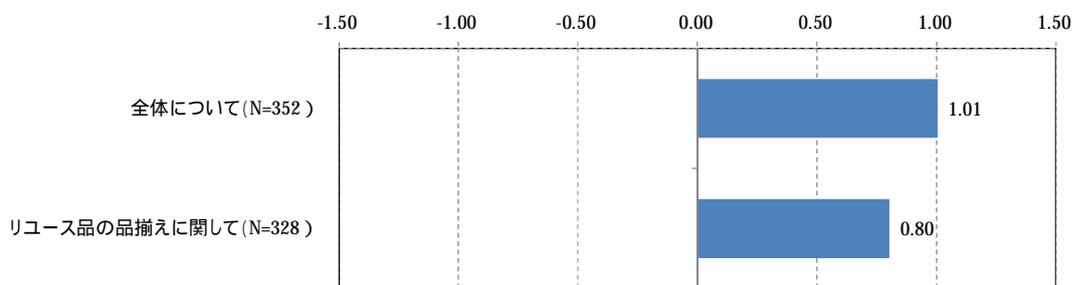
2.3.1 参加した満足度

「リユース宝市」を利用した際の満足度をスコア化して整理する。

「全体について」は、1.01ポイントとなっており、全体的にやや満足していただいたと推察される。前述にもあるように「リユース宝市」の趣旨については賛同されているため、自由回答等で指摘されている会場・運営・マネジメントの方法などについて改善を行うことで、これら満足度も向上すると考えられる。

また、「リユース品の品ぞろえ」については、0.80ポイントとなっている。自由回答をみると、全体的な品数や品揃えは悪くはないが、会場の混雑、陳列の問題や、特定の製品の人気があって殺到したことなどにより、やや評価が低くなったものと考えられる。

図表 18 「リユース宝市」の満足度



満足を2点、やや満足を1点、普通を0点、やや不満を-1点、不満を-2点とし点数化、回答数で除することでスコア化する。

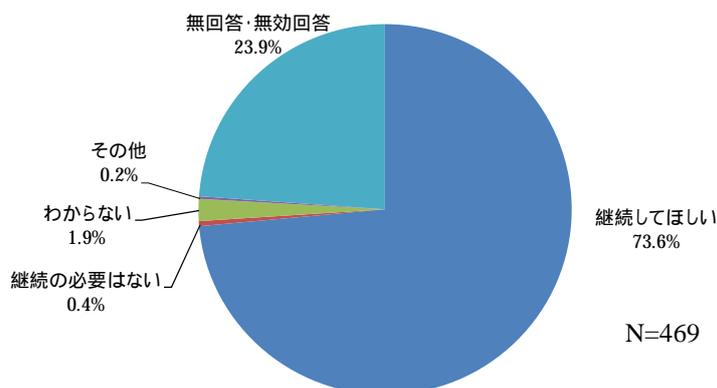
【自由回答より】

- (会場の混雑によるもの)
- ・人が多くてよく見れなかった。
- (陳列の悪さによるもの)
- ・どこに何があるかわからない
- ・部屋ごとに洋服、おもちゃなど分かれているとごったがえさなくてよい。
- ・展示品、特に衣類が平積みで見つけづらい(品物サイズ等見るのに大変、少し分けてほしい等)(4名)
- ・品物がとりづらい
- (特定の品に対する数や種類の少なさによるもの)
- ・大型家具、自動車部品等もあれば良い
- ・子供が生まれるのでベビー用品を探しにきましたがもう少し品揃え良いといいと思いました。特にベビー用品は高価な割には一時的にしか使わない物が多いと思うので、もっとPRしてもらって来年に期待したいと思います。
- ・本が少なかった。

2.3.2 今後の継続について

今後の継続については、「継続してほしい」と回答した人が、73.6%（345件）と7割以上となっている。一方で、継続の必要はないと回答した人は、わずか0.4%（2件）であり、ほとんどの人が継続を期待しているものといえる。

図表 19 「リユース宝市」の今後の継続意向



2.4 「リユース宝市」に対する自由回答

アンケートの自由回答について、意見の趣旨ごとに分類して以下に整理する。

リユース宝市の仕組みに対して

全体評価として良かった（25名）

例）

- ・参加して良かった
- ・大変良かったと思います。
- ・初めてですのでとてもよいリユース宝市だと思った。

イベントの趣旨に賛同

- ・良い試み、素晴らしい試みだと思う。（6名）
- ・まだ使えるものを有効に回せて大変有意義だと思う。（3名）
- ・リユースをするのはとても良いことだと思いました。
- ・使えるものを有効に使うのはよい
- ・初参加ですが、いいイベントだと思います
- ・交換の発想が面白かった
- ・再利用の趣旨に賛同。
- ・楽しかった。リサイクルすればゴミが減る。
- ・捨てればゴミだけど、他の人から見ると宝物にもなると感じました!!
- ・はじめてでしたが、子どもにもリサイクルの意味など教えられて良いと思います。
- ・エコな催しで良いと思う。ほしい人、いらぬ人の利害があっているから。
- ・新品同様か未使用のものしか出せないものと思っていましたが、使いこんだものも多くみられ、持っていく方も多くいるようだったので次回はもっと出せるものがありそうです。家で眠っているものがムダにならず大変良いイベントだと思いました。

必要な人にもらってもらえるのがよい

- ・捨てられないものがあつたが、必要な人にもらってもらえると良いと思う
- ・自分にとっては不要なものであっても、他の人には必要ということもあるかも知れません。ごみとして処理されてしまうのはもったいない。

- ・自分の不要なものでも他の方に使ってもらえるならありがたいし、その逆も助かるので、
- ・リサイクルが好きだから
- ・自分が不要でも人が必要なものがあれば、こういう機会は良いと思う。
- ・誰かにつかってほしかったので、ありがたいです。でも、持ちきれないものがまだ家に沢山あります。
- ・わが家の不用品を利用してくれる方がいたら、うれしい。
- ・捨てるにはもったいないと思っていた服を誰かに有効活用してもらえるのはとても嬉しいです。また次回があれば参加します。
- ・大事にしていたぬいぐるみを持参しました。新たにかわいがっていただけると嬉しく思います。
- ・うれしいし、ありがたい。

リサイクルショップ利用よりお得、有意義である

- ・リサイクルに持って行っても 10 円 20 円 50 円単位でしかとってくれない。利用してくれる人に使ってもらった方が良いと思う。
- ・リサイクル shop に持って行くより必要な人に使ってもらえるので、これからも続けてもらいたいと思います。また、必要なものも頂けました。
- ・リサイクルショップにも品物を持って行った事があるが、ガソリン代にもならなかった。ここだと気に入った物をいくつか持ち帰れるのでお得感もある。お店に持って行くより気持ち的にも良い。

得をする

- ・無料で使えるものがもらえるのがよい
- ・不要なものを引き取ってもらえて、また必要なものが手に入るなんてすごく助かります！（特に子供服）
- ・得をした

リユースされなかった製品について

- ・リユースされず、残ってしまった物はどうするのか？と思います。報告していただけたら（チラシなどで）...と思います。

不満点・改善点（会場やオペレーション）

混雑が気になった

- ・人ごみがすごい / 人が多くて大変だった（8名）
- ・並ぶのが疲れた。
- ・人が多くてよく見れなかった。（2名）
- ・人の熱気に圧倒された。

商品陳列が雑 / 整理されていない

- ・どこに何があるかわからないので、欲しい物以外のものをもらってきました。
- ・部屋ごとに洋服、おもちゃなど分かれているとごったがえさなくてよい。
- ・展示品、特に衣類が平積みでみつけづらい（品物サイズ等見るのに大変、少し分けてほしい等）（4名）
- ・品物がとりづらい。
- ・次回はもっと見やすくしてほしい。
- ・ベビー用品のみ別コーナーにしてほしい（特に衣類は見つけづらかった）。

会場が狭い

- ・部屋が狭くて大変（4名）
- ・もっと広いところでしてもらいたい（3名）
- ・参加者が多いので、もっと広い場所を使用できたらいいと思う。
- ・会場が暑かった（2名）

商品の質が悪い

- ・せっかくのリユース品も競争になって持っていくので破損しているものもあり、残念。

段取り・運営が悪い

- ・水色と白色の紙の人が、どこに並んで良いか迷っていた。
- ・優先の紙の意味がなかった。
- ・持ち込みの仕方がわかりづらい。
- ・すこし雑だった。
- ・スタッフをふやしてほしい。

- ・もう少しマネジメントをよくしてほしい。
- ・入場した時には、ほぼ商品がなかった。特におもちゃ。
- ・皆の目ざとさにビックリ!!ほしい物が見つからなかった(すでに入手に渡っていた)。持ち持ち帰り品数が徹底されていなかった。
- ・初めてなので、段取りが悪かったです。回をかさねる毎に良くなると思うので今後に期待します。
- ・列の誘導を再考する必要あり。市役所スタッフ棒立ちが見受けられた。人整理の研修をうけられたい。

駐車場が使いにくい/駐車場のマネジメントが悪い

- ・駐車場がとめにくかった。
- ・駐車場に空きが十分あるにもかかわらず満車の表示を出していることは問題あり。表示を信じて通り過ぎたら、後から来た車をどんどん入場させていた。来場者をあざむくような運営態度はいけません。

種類を増やしてほしい

- ・自転車がほしかった(2名)
- ・大型家具、自動車部品等もあれば良い。(1名)
- ・子供が生まれるのでベビー用品を探しに来ましたがもう少し品揃え良いといいと思いました。特にベビー用品は高価な割には一時的にしか使わない物が多いと思うので、もっとPRしてもらって来年に期待したいと思います。
- ・本が少なかった。
- ・足ぶみミシンがほしかった。

今後への要望

来年も(今後も)やってもらいたい(参加したい)

- ・来年もやってもらいたい/参加したい(14名)
- ・年に1回といわず2~3回してほしい。
- ・大変ですが、またの開催期待してます!
- ・他の人にも伝えて、利用できればと思いました。

時間を早くしてもらいたい

- ・時間をもう少し早くしてほしい。

入場制限などの導入

- ・入場制限して20分ずつ入れ替えにする
- ・一人何分と決めて入場制限してほしい。
- ・1時間制限による、入替制。
- ・もう少し入場方法などを検討してほしい。

会場を広げてもらいたい

- ・もう少し大規模にしてもいいと思います。

託児所がほしい

- ・子どもが心配。託児所を用意してほしい。

イベントの参加しての感想

イベントが楽しかった (30名)

例)

- ・楽しかったです。はじめて来たけど楽しかった。
- ・最高にエキサイトしました。
- ・いろんなものがあって、見ているだけでおもしろかった。
- ・たくさんあってまよいましたが、たのしかったです。
- ・探すのも楽しい。
- ・ほしいものがゲットできた。

予想以上の品ぞろえがよかった

- ・ほしい物があったから、うれしかった。
- ・掘出し物を見つけて、嬉しかった。楽しかったです。
- ・めずらしいものがあるのでよいです。

- ・思っていたよりも物も多くてよかった。
- ・たくさんあっておどろきました。満足でした。
- ・思ったよりも充実していました。
- ・ほしいものがあったて本当によかった。
- ・子供用品が多くてびっくりしました。よかったです。

にぎわっているのが良かった/驚いた(13名)

例)

- ・にぎわっていてよかった。
- ・すごい人数でおどろいた。
- ・思った以上に人がいた。
- ・活気があってよかった。
- ・ビックリした。
- ・参加人数が思ったより多かった。

来年も(は)出品したい

- ・来年もあるなら、リユースできる物をおいておきたいです。
- ・こんなに盛大だとは思いませんでした。来年は商品も提供したいと思っています。
- ・今度は持ってこようと思います
- ・新品同様か未使用のものしか出せないものと思っていましたが、使いこんだものも多くみられ、持っていく方も多くいるようだったので次回はもっと出せるものがありそうです。

その他

- ・子供も楽しめて良かった。

その他

運営がよかった

- ・段階別にしたのがよかった。
- ・思っていた以上に回転が良かったので、スタッフさんの手際が良かったのかなと思います。いい心がけだと思います。

その他

- ・募金を募り震災等に寄附したら
- ・初めてなので、見学させてもらった。
- ・ころとんにあいたかった。
- ・市の役に立てるなら。

(以上)

II. 神奈川県葉山町

葉山町リユースモデル事業 報告書

1. 事業の概要

リユース体験型イベントによる普及啓発促進事業「くるくる市」を開催した。町民にリユース可能な製品を持ち込んでいただき、欲しい品を無料で持ち帰ってもらった。民間リユース事業者とも連携し、残った製品等も可能な限りリユースを行った。

「くるくる市」は、12月15日(日)(於：図書館ホール)、1月19日(日)(於：図書館ホール)、2月9日(日)(於：福祉文化会館 大会議室)の計3回開催した。

事業の概要

日時	取組内容
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動(町の広報、ちらし配布(1回目:町内会回覧、町内掲示板(55箇所)各戸配布、公共施設・スーパー・銀行等で配布)、町ウェブサイトでの案内) ・資材準備、リユース事業者等との調整などの事前準備
12月15日(日) 第1回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回くるくる市を図書館ホールにて開催。10時~15時。 ・持ち込み、持ち帰り品の計量、来場者アンケートの実施
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動(ちらし配布(2回目)、町ウェブサイトでの継続案内) ・第1回の開催状況を踏まえて、対象品目等の見直し、ちらしの修正
1月19日(日) 第2回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回くるくる市を図書館ホールにて開催。10時~15時。 ・持ち込み、持ち帰り品の計量、来場者アンケートの実施
2月9日(日) 第3回開催	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回くるくる市を福祉会館 大会議室にて開催。10時~15時。 ・持ち込み、持ち帰り品の計量、来場者アンケートの実施
効果測定・成果とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者アンケートの集計 ・参加者への追跡アンケートの実施、集計 ・一般町民向けアンケートの実施、集計

1.1 対象品目

本事業は、「衣類、服飾雑貨」、「本」、「CD、DVD、ビデオ」、「食器」、「バッグ」、「靴」、「ぬいぐるみ」、「おもちゃ」、「その他日用品」を対象品目として実施した。粗大ごみ、家電リサイクル法対象品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、電気を使用するもの(アイロン、ドライヤーなどの小型家電)は対象外とした。

なお、持ち込み禁止品についてもリユースを希望する場合には、町が運営する不用品交換掲示板「葉山リサイクル掲示板」の登録を会場にて受け付けた。

「くるくる市」で対象としたリユース品

品目	詳細説明
衣類、服飾雑貨	洗濯済みのもの。毛玉等はできるだけとること。 服飾雑貨 = マフラー、帽子、ネクタイ、ベルト
本	落丁していないもの。ほこり等はできるだけとること。
CD、DVD、ビデオ	著作権侵害にならないもの。個人編集、録音、録画したものは不可×
食器	割れていないもの。
バッグ	スーツケースや1辺 50cm 以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
靴	靴底がはがれていないこと。
ぬいぐるみ	目立つ汚れがないもの。1辺 50cm 以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
おもちゃ	1辺 50cm 以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
その他日用品	衛生管理上支障あるものは不可×（トイレ・お風呂用品など）

1.2 取組の概要

(1) イベント当日のフロー

町民が持ち込んだ不用品は、会場入口付近に持ち込み用受付を設置し、対象品目以外のものが混入していないかを簡単に確認したうえで、品目とその重量を計測し、持ち込み者用アンケートの記入を依頼した。

また、対象品目以外の不用品については、会場内にて「ゆずります」「ゆずってください」の情報を登録できる「葉山リサイクル掲示板」の登録できるようにした。

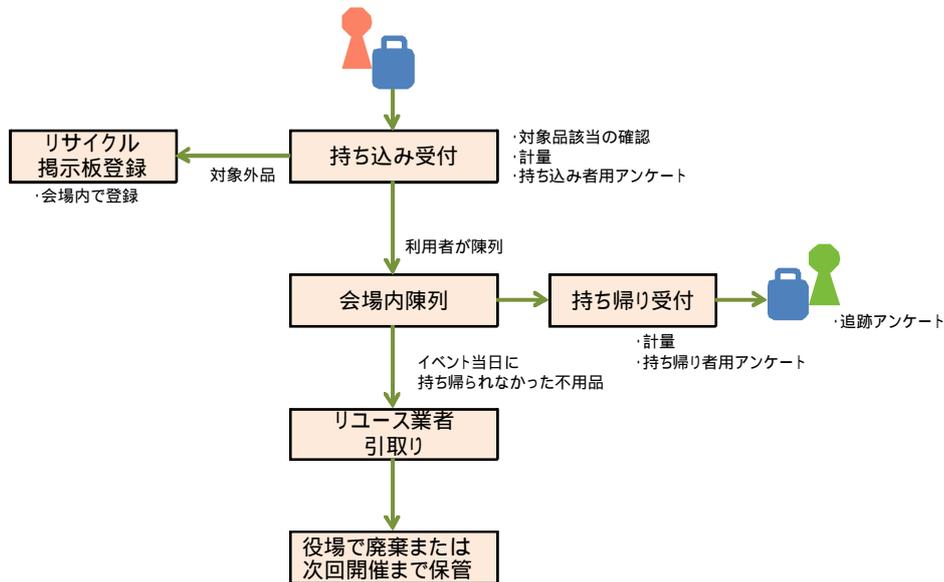
イベント当日におけるリサイクル掲示板登録件数（1～3回合計）＝20件（うち13件成立済み）受付後は、おおまかに品目ごとに指定された陳列場所へ各自が陳列した。

持ち帰りの希望者には、持ち帰り用受付を設置し、持ち込み用受付と同様に品目及び重量を計測し、持ち帰り者用アンケートの記入を依頼した。

イベント終了時に持ち帰られなかった不用品のうち、リユース可能なものについてはリユース事業者が引き取り、最終的に残ったものについては、葉山町役場にて次回開催までの保管または適正処理を行った。

受付にて対象品の確認を行なったことで、最終的にごみとなりそうなものを事前に排除することができた。

イベント当日のフロー



(2) 事業の効果測定

当日の会場内にて持ち込み品及び持ち帰り品の品目ごとの計量、アンケートを実施した他、不用品を持ち帰った町民に対して、同意を得て追跡調査アンケートを実施し、利用状況等を確認した。

1.3 役割分担

葉山町は「くるくる市」の主催者として、開催に向けた企画・準備・当日運営・効果測定等を行った。市民団体「ゼロ・ウェイストを考え、進める会」、「ごみへらし隊」はリユース品の受付、仕分け整頓、当日の会場運営の支援を、リユース事業者は残った衣類等の引き取り等を行った。

1.4 広報・PRの方法

イベント第1回の前後にちらし作成を行い、合計で32,700枚発行した。全戸配布(2回)町の広報紙・ホームページでの案内、ボランティアスタッフによるスーパー前での配布、町内会回覧・掲示板、各公共施設その他銀行・郵便局などにおいて配布などを実施した。

< チラシ作成・配布 >

・作成枚数

12月実施分：16,150枚（カラー印刷）

1・2月実施分：16,550枚（カラー印刷）

・配布方法

全戸配布(2回)

町内会・自治会回覧(2回)

町内主要施設への設置(役場、福祉文化会館、図書館、銀行・郵便局(4箇所))

町内主要施設での配布(スーパー・児童館・役場前(8回))

環境イベントでの配布(資源物拠点回収“土よう広場”(10回))

掲示板への掲示(町内掲示板(55箇所)、スーパー(3箇所)、保育園・幼稚園(2箇所))

< 広報 >

・葉山町ホームページ

・「広報はやま」2回(カラー1ページ)

・地域新聞“タウンニュース”

・業者によるプレスリリース(1件)

ちらし(第1段)

環境省 リユースモデル事業

「もう使わないけど、捨てるにはもったいない…」
「欲しいんだけど、誰かゆずってくれないかなあ…」
そんな方はぜひお越し下さい!

葉山町民対象

くくる市

開催日時・場所

第1回：12月15日(日)10:00~15:00@図書館ホール
第2回：1月19日(日)10:00~15:00@図書館ホール
第3回：2月9日(日)10:00~15:00@福祉文化会館 大会議室

Reuse(リユース)とは?

形を変えずにそのまま再使用するが「リユース」です。まだ使えるものを再使用する事で、「ゴミを出さない・増やさない」ことが目的です。くくる市は、ご家庭で使わなくなった衣類、書籍、食器などを町内で「くくる市」循環させ、リユースを進めるためのイベントです。くくる市で「リユースでエコな暮らし」始めてみませんか?

※当日は葉山リサイクル掲示板の登録・閲覧もできます。
※粗大ごみ、家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、電気を使用するもの(アイロン、ドライヤー、コーヒーメーカーなどの小型家電)は受け付けられません。

◆◆お持込みいただきたいもの◆◆

⚠️ **持ち込み品基本原則**

①使用可能なもの
②破損・汚れ等はないもの

※粗大ごみ、家電4品目(冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、電気を使用するもの(アイロン、ドライヤー、コーヒーメーカーなどの小型家電)は受け付けられません。
※上記の他に受け付けられない場合もありますので、ご了承ください。
※お持込みいただいたものが残った場合、持ち帰りの必要はありません。

品目	※注意事項※
衣類	洗濯済みのもの。毛玉等はできるだけとること。
本	落丁していないもの。ほこり等はできるだけとること。
食器	割れていないもの。
バッグ	スーツケースや1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
靴	靴底がはがれていないこと。
ぬいぐるみ	目立つ汚れがないもの。1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
おもちゃ	1辺50cm以上のものは粗大ごみのため持ち込み不可×
その他日用品	衛生管理上支障あるものは不可×(トイレ・お風呂用品など)

◆◆お持ち帰りについて◆◆

- ◆無料でお持ち帰り頂けます。
- ◆マイバッグ持参にご協力お願いします。

◆◆当日は葉山リサイクル掲示板の登録・閲覧も出来ます◆◆

当日持ち込み出来ない品(粗大ごみや小型家電)についてもゆずりたい・ゆずってほしいという方は、「ゆずります」「ゆずってください」の情報を登録出来る葉山リサイクル掲示板をご利用ください。

※リサイクル掲示板にも登録できない品があります。
詳しくはHPにて。http://www.town.hayama.lg.jp/recycle/

～ご協力お願いします～

ご来場のみならずには、環境省モデル事業効果測定のため、アンケート記入に協力して頂きます。

主催：葉山町
協力：ごみへらし隊
ゼロ・ウェイストを考へ・進める会
問合せ：葉山町環境課
TEL：046-876-1111(内線453)

環境省 リユースモデル事業

「もう使わないけど、捨てるにはもったいない…」
 「欲しいんだけど、誰かゆずってくれないかなあ…」
 そんな方はぜひお越し下さい!

葉山町民対象

くるくる市

開催日時・場所

◎1月19日(日)10:00~15:00 図書館ホール

◎2月9日(日)10:00~15:00 福祉文化会館 大会議室

※持ち込み禁止品×
 ●粗大ごみ ●家電4品目
 ●電気を使用するもの
 ※詳しくは裏面へ。

Reuse(リユース)とは?

形を変えずにそのまま再使用するのが「リユース」です。自分が使った大切な“まだ使えるもの”をリユース(再使用)することで、“ごみを出さない・増やさない”ことが目的です。くるくる市は、リユース(再使用)することで、“ごみを出さない・増やさない”ことが目的です。くるくる市は、リユース(再使用)することで、“ごみを出さない・増やさない”ことが目的です。くるくる市は、リユース(再使用)することで、“ごみを出さない・増やさない”ことが目的です。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆協力事業者◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

King Family

(株) Kurokawa
 大型古着リサイクル店を全国チェーン展開。買取と販売を行うキングファミリー、低価格販売専門店ちゃく3の運営と海外輸出を行う。

主催：葉山町 協力：ごみへらし隊、ゼロ・ウェイストを考え・進める会
 問合せ：葉山町環境課 TEL：048-876-1111(内線453)

BOOK-OFF

ブックオフ逗子久木店
 本・ゲーム・CD・DVD トコトン買取致します!お返しはありせん!!1点からでもOKです!ぜひ店頭までお越し下さい!

◆◆持ち込みについて◆◆

—受付—
 ・イベント開催時間内(10:00~15:00)に、リユース品をご持参のうえ、受付をしてください。※事前受付は出来ません。
 ・モデル事業効果測定のため、アンケート記入・持ち込み品の計量に協力して頂きます。
 ・受付終了後、自分自身で持ち込み品の陳列をしてください。
 ・持ち込んだ品が残った場合も、持ち帰りの必要はありません。
 ※図書館の駐車場は利用出来ません。
 なるべく公共交通機関をご利用ください。
 搬入量が多くお車の方は…駐車場：防災広場
 2人以上でお越し下さい。

駐車場：防災広場 地図
 防災広場
 木の下の
 図書館
 図書館入り口
 国道349号
 トンネル

◆◆持ち帰りについて◆◆

・持ち帰り受付にて、アンケート記入・持ち帰り品の計量に協力して頂きます。
 ・マイバック持参にご協力お願いします。※レジ袋等の提供はありません。

～持ち込みをする方へ～

自分が使った大切なもの、次の持ち主が見つかるようにメッセージを記入してませんか?メッセージご記入のうえ、キリトリ線に沿って切り取り、持ち込み品に貼り付けてご持参ください。

～くるくる市～
 持ち込みメッセージ

例) もらい物ですが、新品です。

～くるくる市～
 持ち込みメッセージ

例) 娘が小さい頃に2~3回使用しました。

2. モデル事業の実施状況

2.1 参加者数

来場者数は第1回が400人、第2回が450人、第3回が50人であった。第3回は開催日の前日が大雪であったために来場者数が少なかったと考えられる。

～ くるくる市の利用状況実績 ～

	天候	来場者数	持ち込み		持ち帰り	
			人数	重量(kg)	人数	重量(kg)
第1回 (平成25年12月15日)	晴れ	400	221	1,896	230	1,333
第2回 (平成26年1月19日)	晴れ	450	228	1,534	279	968
第3回 (平成26年2月9日)	晴れ 前日:大雪	50	22	150	42	199

2.2 当日の様子



持ち込み・持ち帰り受付の様子



会場の様子



リサイクル掲示板登録・閲覧の様子



食器



衣類



衣類



靴・バッグなど



子ども用品(おもちゃ・ぬいぐるみ)

3. モデル事業の効果

イベント当日は、持ち込み、持ち帰りそれぞれの利用者に対して、品目ごとの計量及びアンケートを行い、モデル事業の効果測定した。

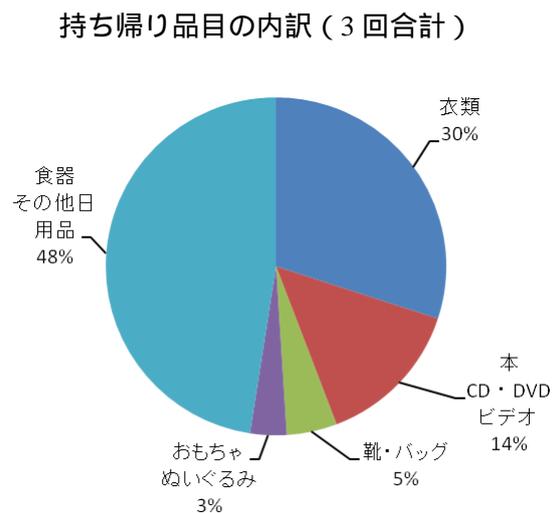
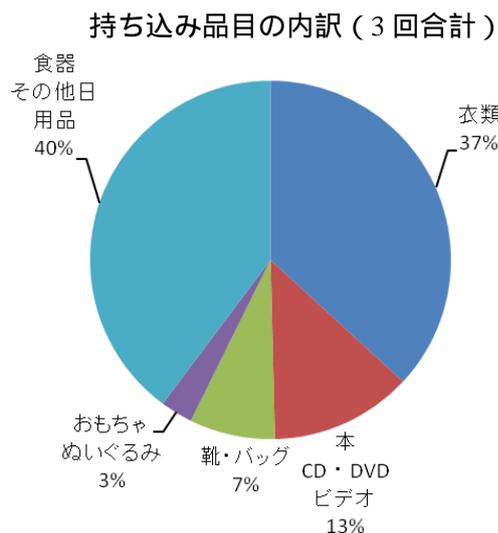
3.1 リユースの実績

(1) 町民によるリユース品の持ち込み及び持ち帰り状況

計量は、「衣類」、「本・CD・DVD・ビデオ」、「靴・バッグ」、「おもちゃ・ぬいぐるみ」、「食器・その他日用品」の5つに分類して行った。

持ち込まれた品目は、各回とも重量ベースで「食器・その他の日用品」が40%、「衣類」が37%と大半を占めた。次いで、「本・CD・DVD・ビデオ」が13%、「靴・バッグ」が7%、「おもちゃ、ぬいぐるみ」が3%であった。

持ち帰られた品目は、「食器・その他日用品」が48%、「衣類」が30%と持ち込みと同様に大半を占めた。次いで、「本・CD・DVD・ビデオ」が14%、「靴・バッグ」が5%、「おもちゃ、ぬいぐるみ」が3%であった。



持ち帰り率でみると、3回の合計で「おもちゃ・ぬいぐるみ」と「食器・その他日用品」が83%、「本・CD・DVD・ビデオ」が78%と高い割合であった。最も低い割合であった「靴・バッグ」でも43%が持ち帰られており、今回のイベントを通して多くの不用品リユースされたことがわかる。

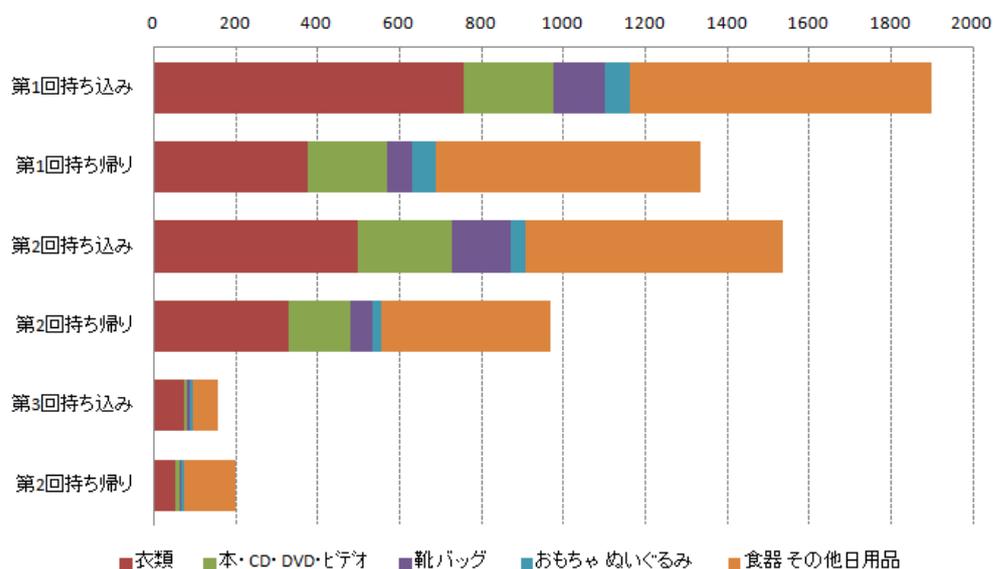
第1回から第3回までのリユースの実績

単位：kg

品目	第1回			第2回		
	持ち込み	持ち帰り	持ち帰り率	持ち込み	持ち帰り	持ち帰り率
衣類	754	375	50%	495	327	66%
本・CD・DVD・ビデオ	221	193	88%	232	151	65%
靴・バッグ	124	62	50%	143	53	37%
おもちゃ・ぬいぐるみ	60	58	96%	37	22	60%
食器・その他日用品	737	644	87%	628	416	66%
合計	1896	1333	70%	1534	968	63%
品目	第3回			合計		
	持ち込み	持ち帰り	持ち帰り率	持ち込み	持ち帰り	持ち帰り率
衣類	74	49	66%	1,322	750	57%
本・CD・DVD・ビデオ	4	11	280%	457	355	78%
靴・バッグ	8	4	53%	275	119	43%
おもちゃ・ぬいぐるみ	7	7	94%	104	86	83%
食器・その他日用品	63	128	203%	1,428	1,189	83%
合計	150	199	133%	3,581	2,500	70%

くるくるBOX（衣類・本のみ）からの持ち込み分、前回繰り越し分は計量していないため、持ち帰り量が持ち込み量を上回っている品目がある。

第1回から第3回までのリユースの実績グラフ



(2) リユース事業者への引渡し状況

「衣類・服飾雑貨」「バック・靴」「本」については、本事業において連携したリユース事業者へ引き渡しを行なった。

引き渡した量の約7割を「衣類」が占めた。「本」については、イベント内での持ち帰りが多かったため、あまり多くの量を引き渡すことはできなかった。

引取り後の再商品化の状況についてリユース事業者にヒアリングを行ったところ、「服飾雑貨・バッグ・靴・ぬいぐるみ」は全量がリユースされたが、「衣類」の一部及び「本」はリユースすることができず、廃棄・リサイクルされたことがわかった。

リユース事業者への引き渡し状況

	衣類・服飾雑貨	バッグ・靴 ぬいぐるみ	本	合計
引渡し量	651.9	146.7	150	948.6
商品化量	628.2	146.7	0	774.9
廃棄・リサイクル量	23.7	0	150	173.7

廃棄・リサイクルに回ったものは、衣類・本のみ。

3.2 来場者アンケートの結果

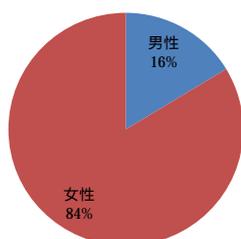
持ち込み回答者数：379人

持ち帰りアンケート回答者数：395人

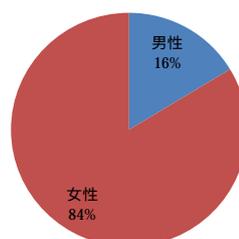
(1) 来場者の性別・年代・家族構成

来場者の属性をみると、持ち込み、持ち帰りのいずれにおいても女性、年代では40代以上、家族構成は子どもありの世帯の利用が多かった。

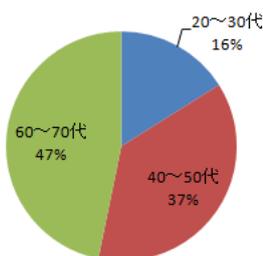
来場者の性別（持ち込み）(N=379)



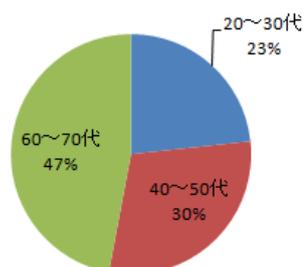
来場者の性別（持ち込み）(N=395)



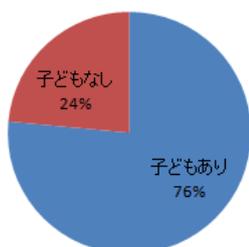
来場者の年代（持ち込み）(N=374)



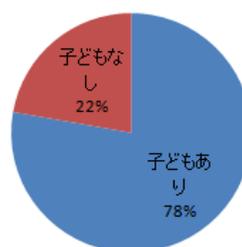
来場者の年代（持ち帰り）(N=391)



来場者の家族構成（持ち込み）(N=234)



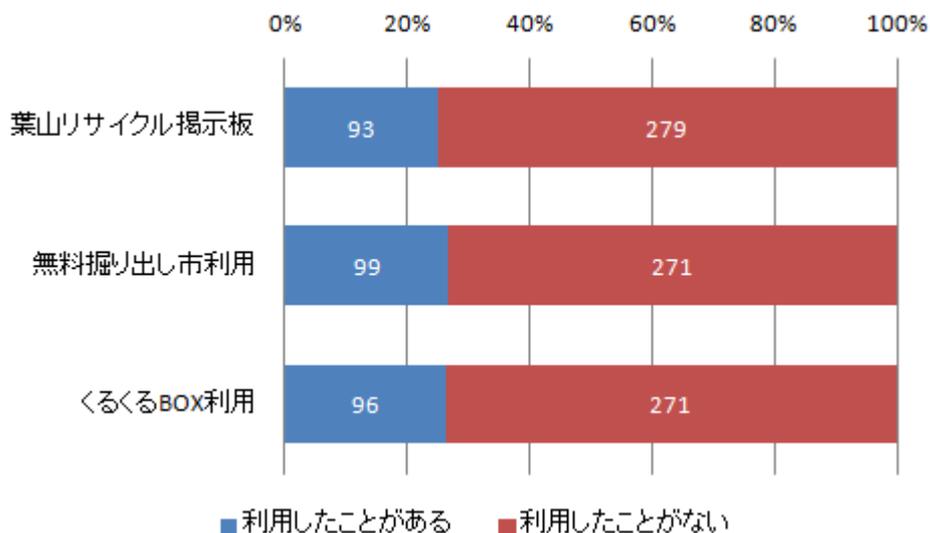
来場者の家族構成（持ち帰り）(N=243)



(2) 町内におけるリユースの取組みの過去の利用経験

町内で実施されているリユースの取組み「葉山リサイクル掲示板」「無料掘り出し市」「くるくるBOX」の利用経験を聞いたところ、いずれも「利用経験あり」の回答は40%以下であり、今回のイベントで新たにリユースの取組みに参加した人が多かった。

町の事業として行なっている「葉山リサイクル掲示板」については、年に4回以上「広報はやま」に紹介記事を掲載しているが、取組みに対する認知度は向上の余地があることもわかった。



(参考)

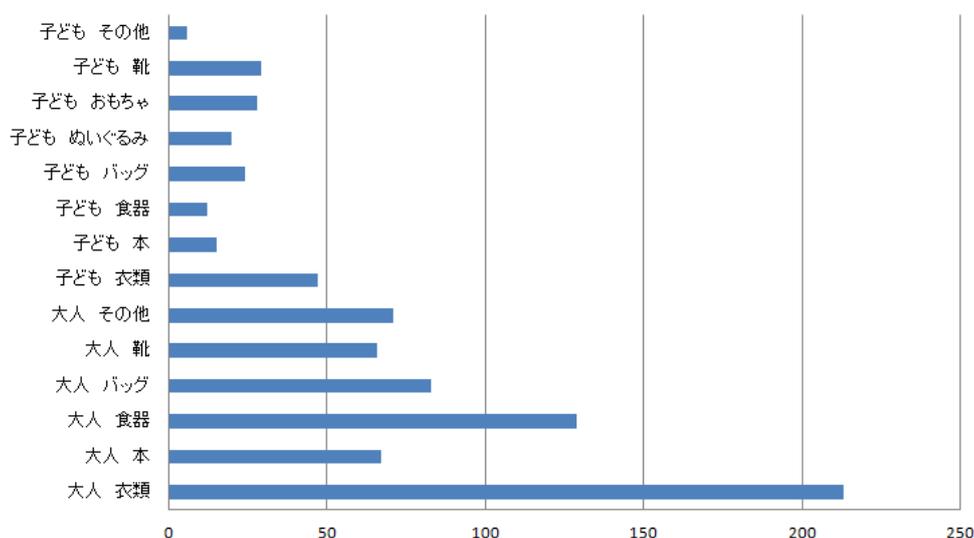
無料掘り出し市：市民団体「ゼロ・ウェイストを考え、進める会」が開催している不用品交換のイベント。時間内に自由に持ち込み、持ち帰りができるイベントだが、原則持ち込んだ人が持ち帰るシステムとなっている。持ち帰りたくない場合には、有料(100円)で主催者が引き取り、その中でも、引き取り手が見付かりそうな良い品は、次回開催まで主催者が保管している。

くるくるBOX：葉山町環境課が募集したボランティアスタッフ「ごみへらし隊」が毎週土曜日午前中に実施している古紙などの資源物の拠点回収と同時に行っている不用品交換スペース。当日残ったものは、ボランティアの担当者が仕分けしてBOX 1個に収まる程度の量にし、次週に持ち越す形式で運営している。

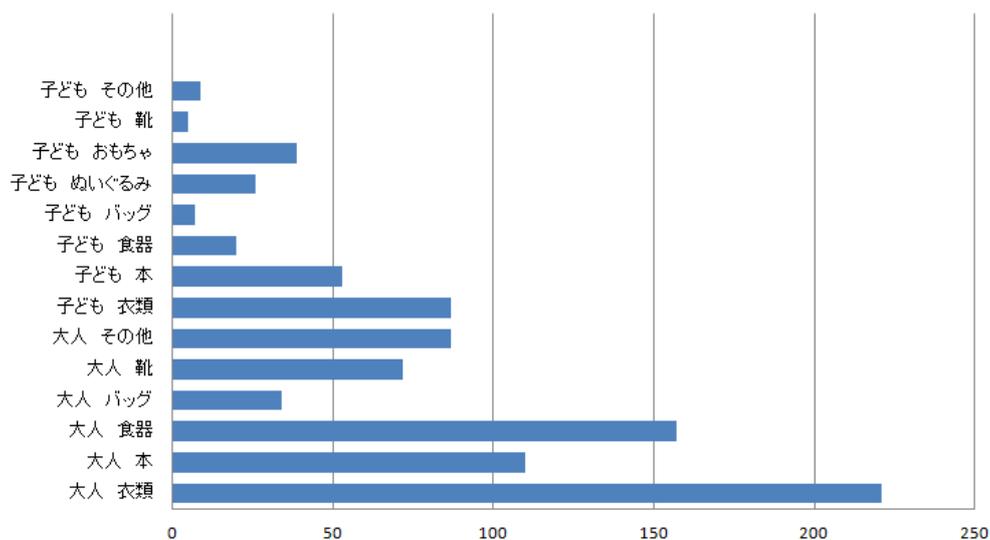
(3) 品目別持ち込み・持ち帰り点数

持ち込み点数は、大人向けの衣類、食器、バッグ等が多かった。子供向けでは、おもちゃ、靴などが多かった。

品目別持ち込み点数



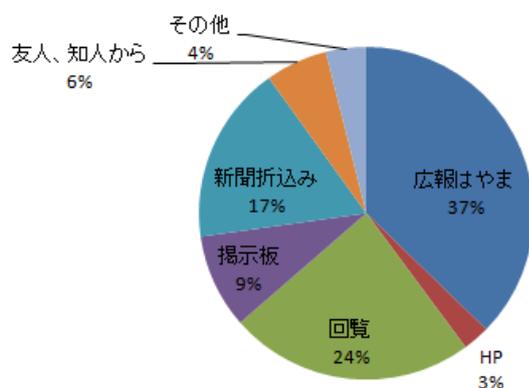
品目別持ち帰り点数



(4) くるくる市を知ったきっかけ *複数回答可

「広報はやま」が37%と最も多く、次いで「回覧」が24%、「新聞折込み」が17%と続いた。「友人、知人から」が6%あり、短い期間にもかかわらず口コミで広がっていたことがわかる。

イベントを知ったきっかけ (N=553)



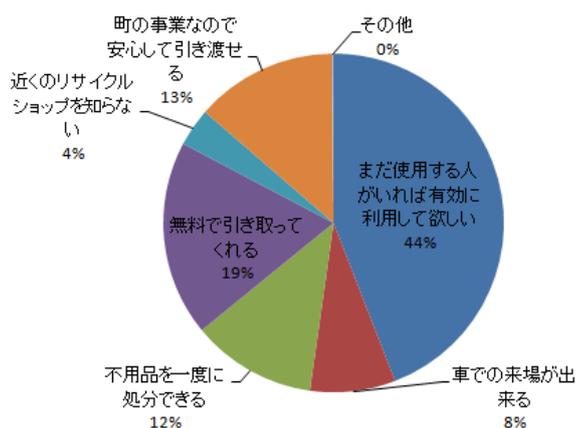
(5) くるくる市を利用した理由 (持ち込み・持ち帰り) 複数回答可

持ち込み者がくるくる市を利用した理由は、「まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しい」が44%と最も多かった。

また、「不用品を一度に処分できる」が12%、「無料で引取ってくれる」が19%あり、片付けを行ったときの不用品の処分方法としての支持も高いことがわかった。

「町の事業なので安心して引き渡せる」も13%あり、市民、事業者と町が連携した効果が表れている。

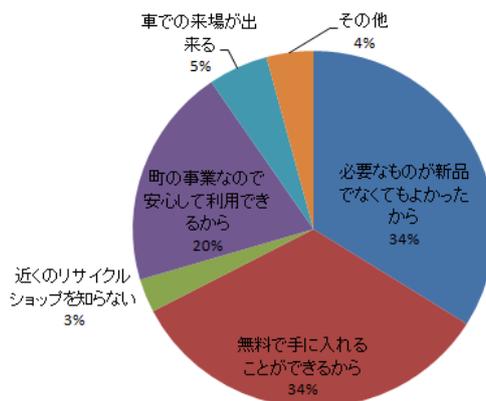
くるくる市を利用した理由（持ち込み）（N=743）



持ち帰り者がくるくる市を利用した理由は、「必要なものが新品でなくてもよかったから」「無料で手に入れることができるから」がそれぞれ 34%と最も多かった。

また、「町の事業なので安心して利用できるから」も 20%と高く、持ち込みの場合と同様に市民、事業者と町が連携した効果が表れている。

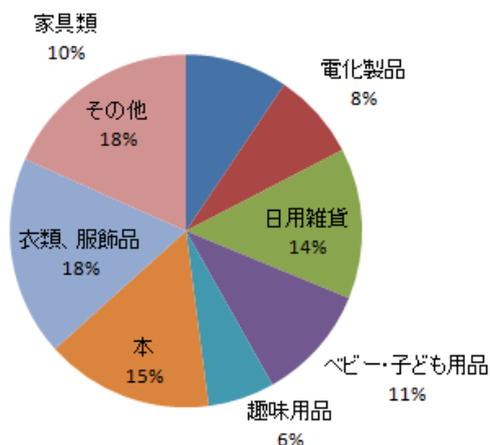
くるくる市を利用した理由（持ち帰り）(N=690)



（6）リユース品として出したいもの・入手したいもの 複数回答可

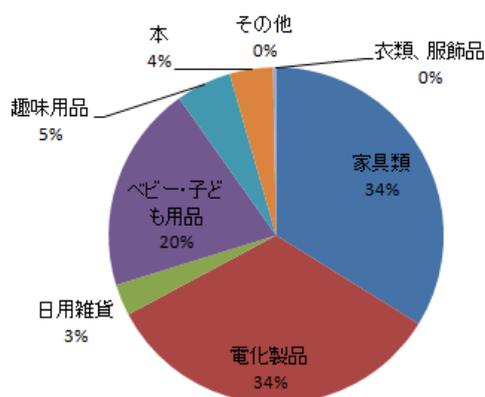
持ち込み者に対して、リユース品として出したいものを尋ねたところ、「日用雑貨」「本」「衣類・服飾品」などが多かった。

リユース品として出したいもの（持ち込み者対象）



持ち帰り者に対してリユース品として入手したいものを尋ねたところ、「家具類」「電化製品」「ベビー・子ども用品」が多かった。「家具」や「電化製品」は比較的高額な品物であること、「ベビー・子ども用品」については使用期限が限られていることなどが理由として考えられる。

リユース品として入手したいもの（持ち帰り者対象）

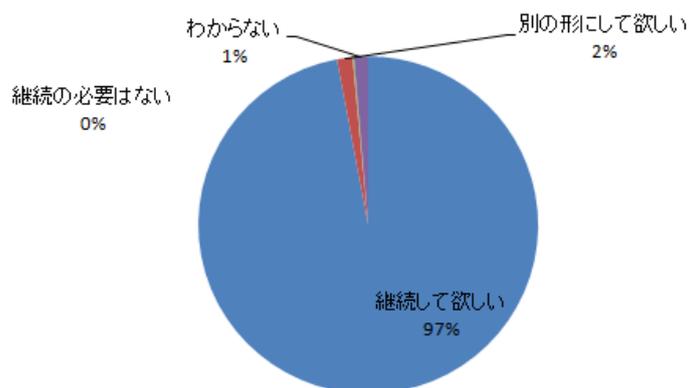


(6)(7)の回答結果より、「リユース品として出したいもの」と「リユース品としてあったら良いと思うもの」は必ずしも一致しないことが分かった。しかし一般町民アンケートにおける退蔵品（処分せずに自宅に保管している不用品）は「リユース品としてあったら良いと思うもの」と一致した。それぞれのニーズが一致するような仕組みを発展させていく必要もあると考えられる。

(7) イベントの継続について

今後のイベントの継続については、「継続して欲しい」が97%と大半を占めた。

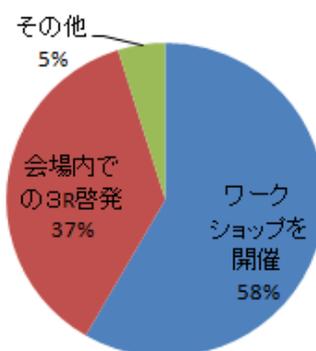
イベントの継続について (N=733)



(8) 事業内容に期待すること *複数回答可

くるくる市に期待することとしては、「ワークショップを開催」が58%と最も多かった。

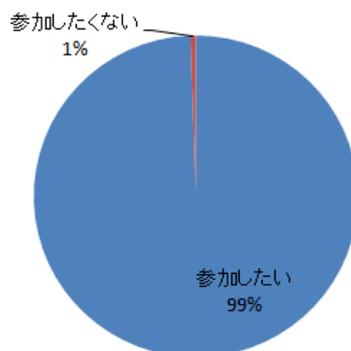
事業内容に期待すること (N=497)



*ワークショップ：余った布でバッグ・靴下作りのワークショップなど

(9) 今後の参加意向 (N=733)

今後の参加意向 (N=379)



3.3 持ち帰り者追跡アンケートの結果

持ち帰りの利用者のうち、持ち帰り者用アンケートにおいて追跡調査への協力に同意した方に対して持ち帰り者追跡アンケートを実施した。

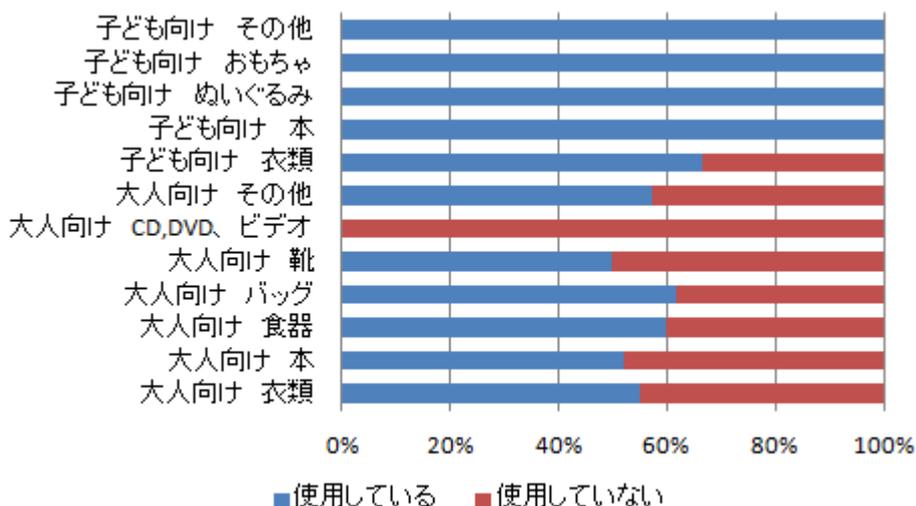
持ち帰りアンケート対象：44件 回答数：38件

(1) 持ち帰った物の現在の使用状況

イベントから持ち帰ったものの使用状況について尋ねたところ、子供向けのおもちゃ、ぬいぐるみ、本は「使用している」が100%であった。

子供向けの衣類、大人向けの靴、バッグ、食器、本、衣類は約半数が「使用している」と回答した。

大人向けのCD、DVD、ビデオは「使用していない」が100%であった。

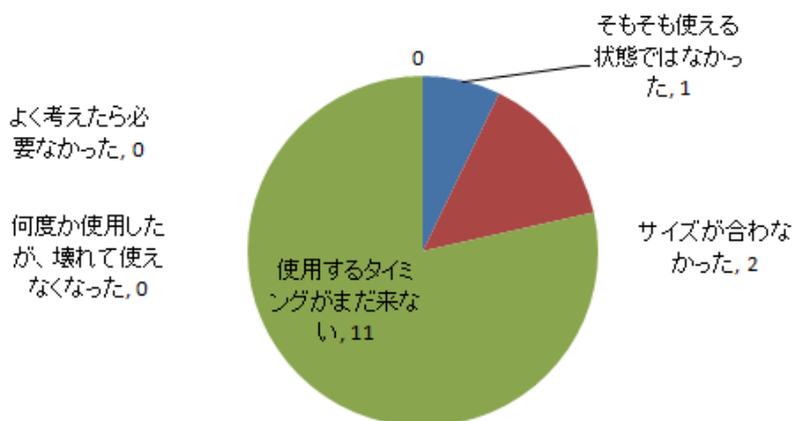


(2) 使用していない理由

(1)において「使用していない」と回答した品物についてその理由を尋ねたところ、「使用するタイミングがまだ来ない」が79%と最も多く、「夏になってから使う」などの季節性の理由や、「子どもが大きくなったら使用する」などの理由が挙げられた。

「そもそも使える状態ではなかった」も7%あり、リユースできない不用品が含まれていたことがわかった。

使用していない理由 (N=14)



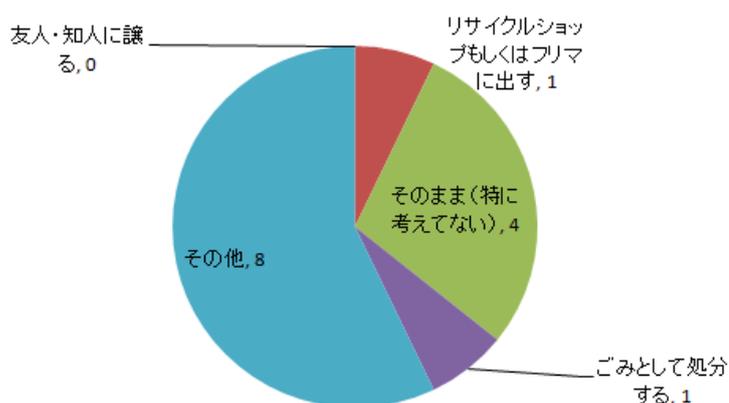
(3) 使用していない物の今後の取り扱い

使用していない物の今後の取り扱いを尋ねたところ、「そのまま(特に考えていない)」が29%と多かった。

また、最も多かった「その他」の回答としては、「衣類を靴下などにリメイクした」「翌月のくるくる市へ出品した」「次回のくるくる市へ出品する」であり、「リサイクルショップもしくはフリマに出す」と合わせて多くが再びリユースする意向であることがわかった。

「ごみとして処分する」は7%であった。

使用していない物の今後の取り扱い (N=14)



3.4 一般町民向けアンケート

一般町民を対象に、無作為抽出のアンケートを実施し、くるくる市及びリユースに対する認知度・意識状況を把握した。

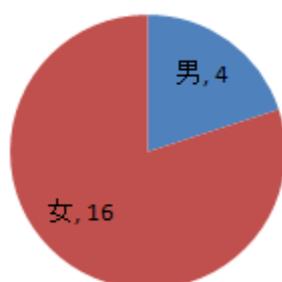
アンケート送付数：100名

回答数：20名

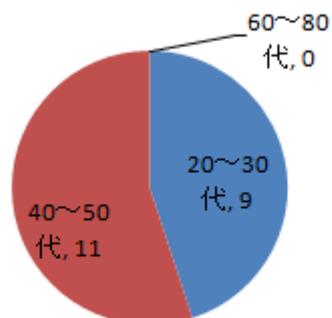
(1) 回答者の性別・年代

回答者の属性を以下に示す。

回答者の性別

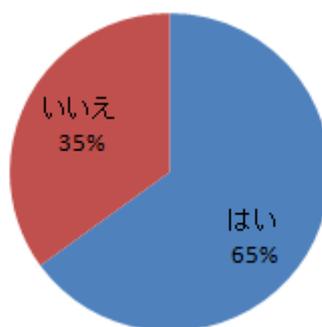


回答者の年代



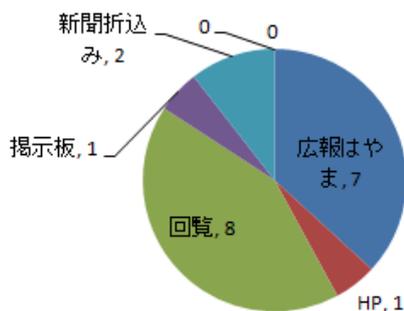
(2) “くるくる市”の認知度

くるくる市の認知度を尋ねたところ「はい」が65%であり、半数以上の人を知っていた。



(3) “くるくる市”を知ったきっかけ

くるくる市を知っていると回答した方に、知ったきっかけを尋ねたところ、くるくる市の参加者と同様に、「広報はやま」「回覧」の回答が多数を占めた。



(4) リユースという形で不用品を処分した経験の有無

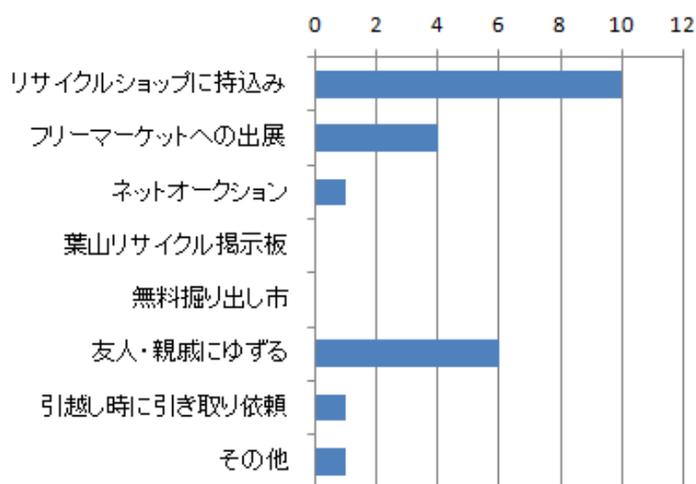
「ある」 = 15人

「ない」 = 5人

「ある」と答えた方の具体的なリユース方法 複数回答可

リユースをしたことがあると回答した方にその具体的な方法を尋ねたところ、「リサイクルショップに持ち込み」が44%と最も多く、次いで「友人・親戚にゆずる」が26%であった。

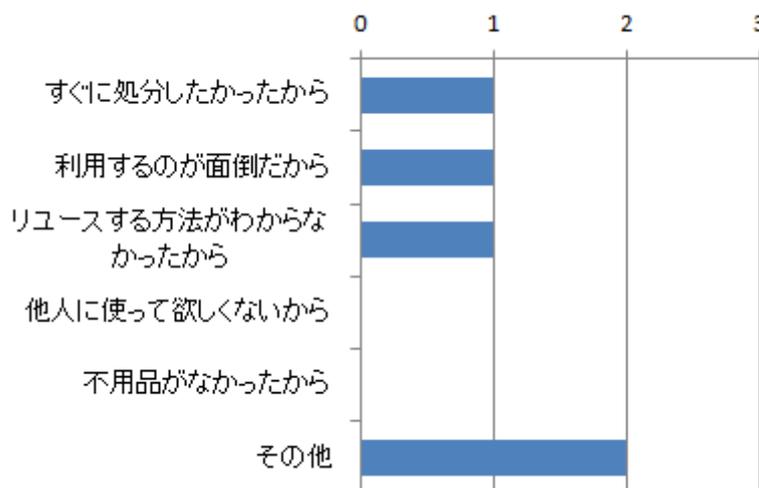
利用したことのあるリユース (N=23)



「ない」と答えた方の理由 複数回答可

リユースをしたことがない人の理由は、「すぐに処分したかったから」「利用するのが面倒だから」「リユースする方法がわからなかったから」がそれぞれ20%を占めた。

リユースを利用しない理由 (N=5)



(5) リユースという形で不用品を購入(ゆずってもらう等)した経験の有無

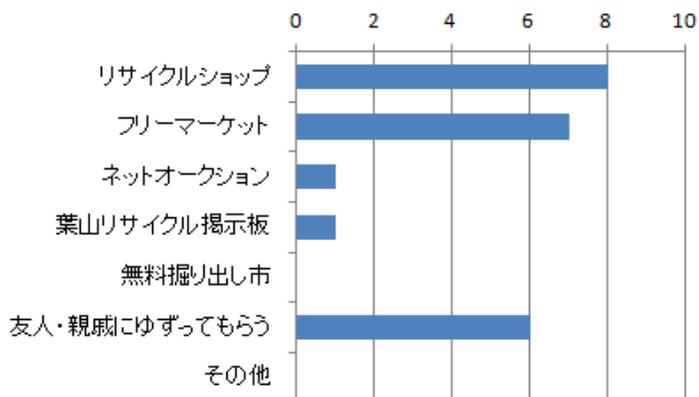
「ある」= 14人

「ない」= 6人

「ある」と答えた方の具体的なリユース方法 複数回答可

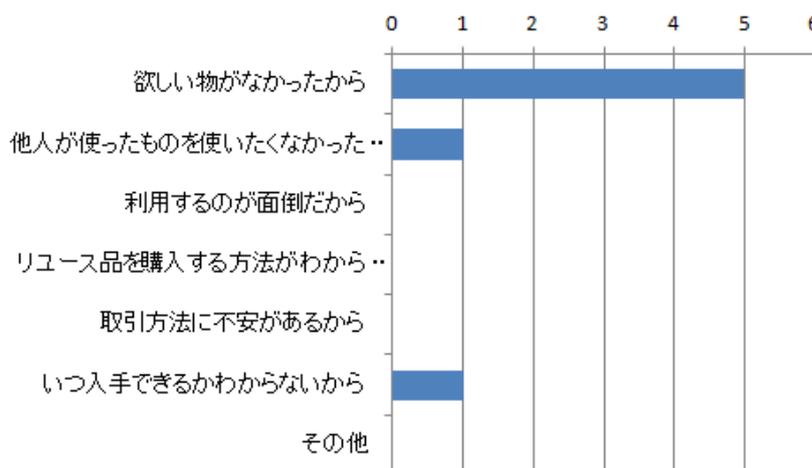
リユースの方法としては、「リサイクルショップ」「フリーマーケット」の回答が多かった。

具体的なリユース方法 (N=23)



「いいえ」と答えた方のリユースしない理由 複数回答可

リユースという形で不用品を購入(ゆずってもらう等)した経験がない理由を尋ねたところ、「欲しいものがなかったから」が最も多かった。



(6) 現在、自宅に処分せずに保管している不用品（使用済または未使用）の有無

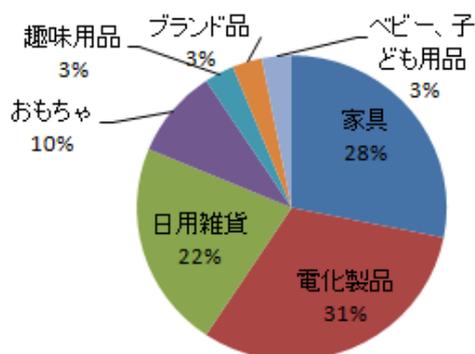
「ある」 = 19人

「ない」 = 0人

「ある」と答えた場合の具体的な品目

「電化製品」が31%と最も多く、次いで「家具類」が28%、「日用雑貨」が22%となった。これは、来場者アンケートにおける「リユース品としてあったら良いと思うもの」と同じ傾向であり、処分せずに保管している不用品を各家庭からリユースに提供するきっかけを増やすことで、リユースを促進できる可能性があると考えられる。

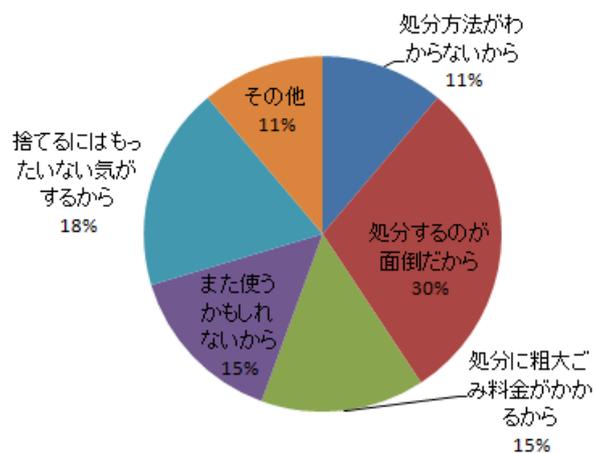
自宅に保管している不用品 (N=32)



「ある」と答えた方の不用品を処分しない理由は

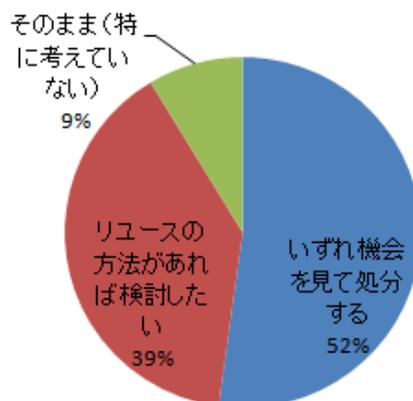
処分しない理由としては、「処分するのが面倒だから」が30%で最も多かった。その他「処分に粗大ごみ料金がかかるから」が15%、「処分方法が分からないから」が11%となり、処分に手間・費用がかかることが、「また使うかもしれないから」「捨てるにはもったいない気がするから」という今後の利用可能性による理由を上回った。

自宅に保管している不用品 (N=27)



「ある」と答えた方の今後の取り扱い意向

「いずれ機会を見て処分する」が全体の半分以上を占めた。次いで「リユース方法があれば検討したい」が39%となった。の結果を踏まえると、“処分”するよりも簡単に“リユース”する方法を提案できれば、家具や電化製品についてもより多くのリユースが期待できると考えられる。



3.5 リユース事業者へのヒアリング結果

連携したリユース事業者に対して、引取りを行なった不用品の品質、量及び本事業の採算性についてヒアリングを行った。

(1) 品質・量について

品目	品質 (5段階評価)	量 (5段階評価)	意見
衣類	2 (やや不満)	2 (やや不満)	2 (やや不満)としたが、来場者の持ち帰り後には、国内リユース出来るものがある。また、廃棄となるものも少なく国外でのリユースが可能。
服飾雑貨	2 (やや不満)	3 (普通)	特になし。
靴・バッグ	3 (普通)	4 (やや満足)	靴は未使用品に近い物もある。靴・バッグともに廃棄となるものが少なく、国内リユース品以外の大半が国外リユースする事が可能。
ぬいぐるみ	2 (やや不満)	3 (普通)	キャラクターものがもっとあると良い。
本	1 (不満)	1 (不満)	店頭に並んでいる商品と比べると、全て質が悪いため、廃棄となる。
CD・DVD ・ビデオ	1 (不満)	1 (不満)	特になし。

(2) 本事業における採算性について

「衣類」「服飾雑貨」「靴・バッグ」「ぬいぐるみ」を扱った業者

支出 1		収入 2	
金額 (円)	内訳 (例：回収費 = 円)	金額 (円)	内訳 (算出根拠も記入) (例：衣類 = 円)
32,100	物流費 = 18,000 円 資機材費 = 5,900 円 廃棄費用 = 1,200 円 人件費 = 7,000 円 算出根拠 物流費：実費 製造経費：10 円 / kg で算出 廃棄費用：50 円 / kg で算出 人件費：1,000 円 × 7h で算出 上記に含んでいないが実際に掛かった支出 立会移動費 = 10,000 円(実費)	41,200	衣類・小物 (国内) = 29,400 円 衣類・小物 (国外) = 11,800 円 算出根拠 国内：販売効率 50%・平均単価 200 円 / 点で算出 国外：平均単価 20 円 / kg で算出

「本」「CD・DVD」「ビデオ」を扱った業者

支出 1		収入 2	
金額 (円)	内訳 (例：回収費 = 円)	金額 (円)	内訳(算出根拠も記入) (例：衣類 = 円)
8,200	人件費：7,500円 交通費：700円 2名分×2回 第3回は量が少ないため回収はしなかった。	0	

本は協力事業者よりリサイクルとして全量を古紙業者へ無料で引き渡した。

(3) 本事業に対する評価

- ・「衣類」「服飾雑貨」「靴・バッグ」「ぬいぐるみ」を扱った業者
「良かった」

事業内容として、非常に良い取り組み。持ち出しがあつての取り組み協力は難しいが、今回のように輸送コスト負担のみならば、コスト面で大きな問題はない。

- ・「本」「CD・DVD」「ビデオ」を扱った業者
「どちらでもない」

商品売上利益を求めたものではなかったため、事業協力ができて良かった。また、広告宣伝できたという部分で、利益は存在すると思う。リユースすることで、廃棄物を減らそうとする取り組みは非常に良い。

(4) 今後の連携・展開について(連携するにあたり、改善点など)

- ・「衣類」「服飾雑貨」「靴・バッグ」「ぬいぐるみ」を扱った業者
「連携したい」

現状のままで問題なし。(案)として、持ち込みした方に何かインセンティブを設けることで、事業の促進・拡張に繋がられるのではないかと。

- ・「本」「CD・DVD」「ビデオ」を扱った業者
「どちらでもない」

3.6 モデル事業にかかる経費及び人員

<経費>

項目	支出	
	金額(円)	備考
チラシ作成	469,748	2回作成
チラシ配布	178,290	2回配布
消耗品購入	32,225	(内訳) 計量器、ハンガーなど
アンケート発送費用	0	町の郵送システム利用
アンケート回収費用	11,520	一般町民アンケート 100 通分 持ち帰り者追跡アンケート 44 通分
合計	691,783	

<人員>

	職員	ボランティア
第1回	5名	15名
第2回	6名	16名
第3回	6名	11名

3.7 モデル事業の成果・課題（まとめ）

（1）成果

<ごみの減量効果>

- ・ 多く町民にリユースをすることで「ごみを増やさない・出さない」という意識付けが出来た。

<事業者と連携が出来た>

- ・ 従来から実施しているイベントの「無料掘り出し市」における課題として、「イベント終了後のスタッフの負担」が挙がっていたが、事業者に審査・引取りしてもらうことで、その負担を大きく減らすことができた。
- ・ 一部の事業者が行政との連携に関心を持っており、今後の連携のための関係構築ができた。
- ・ リユース市場の現状を知ることができ、引取り後にリユースされやすいもの・されにくいものを把握することができた。

<今後の参考になった>

- ・ リユース（再使用することでごみを出さない・増やさないこと）に多くの町民の方が賛同してくれていること（ニーズがあること）が分かった。
「ごみ減量」などに興味が無い人でも「もったいない」という気持ちを持っている人が多くいる。そこからアプローチしていくことで、ごみ減量施策につなげられるということが分かった。（会場内で3Rの推進啓発を実施するチャンス）
- ・ このようなイベント内容・形式であれば、ボランティアスタッフが集まりやすいということが分かった。
当日のボランティアスタッフ数：計42名（第1～3回延べ）
- ・ アンケート結果から、従来のリユース形式（リサイクル掲示板・くるくるBOX・無料掘り出し市）の認知度が低いことが分かり、広報が重要であることが分かった。
- ・ イベント開催するための最適な場所が分かった。
車での来場者が多いため、駐車所が確保できる場所であること。葉山町内の公共交通手段はバスのみであるため、バスの本数が多く出ている場所であること。備品・終了後の品の保管場所として役場を利用するため、役場付近であるとスタッフの負担が減るということ。
- ・ 「持ち込み禁止品」を持ち込んでしまった場合に「リサイクル掲示板」を案内することができて良かった。
せっかく持込んだものをただ持ち帰るだけでなく、リサイクル掲示板に登録することが出来て良かったとのこと。

（2）課題

- ・ リユース品にならずに廃棄になるものを減らすために、「事前の周知方法」「受付における審査」を徹底すべき。

今回は受付審査におけるスタッフマニュアル・事前の打ち合わせなどを行なったが、それでも廃棄に回るものが少なからず出た。今後は受付では計量せず、審査のみを実施することで厳しいチェックにするなど。事前の周知方法についても、工夫する必要がある。

- ・ リユース事業者にも引き取ってもらえなかった品についての取り扱い。

「食器」「その他日用品」は今回どこの業者にも引き取ってもらうことが出来なかった。

また、残った品を見ると、景品・記念でもらったものが多く、箱にも入っていない。

- ・ 食器を扱っている事業者へヒアリングを行なったところ、箱入り・お店で購入したようなものでないと商品化は難しいとのことだった。しかし、食器はイベント内での持ち込み・持ち帰り量ともに大きかったためリユース率が高い。毎回保管するための場所も必要となってくる。

“食器・日用品持ち帰りのみ”の日を設け、食器・日用品リユースのみ促すなど。

- ・ 全て廃棄（リサイクル）に回ったリユース品「本」の取り扱い。

今回の結果から、町民同士のリユース後にはリユース事業者で取り扱えるような品質のものが残らないことが分かった。今後は、リユース事業者ではなく、リサイクル事業者と連携することも考える必要がある。

(3) 今後の予定

- ・ 年2~3回、イベント形式で行なう。

第3回は前日の天候（大雪）の影響もあったと考えられるが、事前準備の量などを考慮すると、月に1度は多い。

- ・ 本事業により関係構築できた事業者と今後も連携していく。

本事業の結果を踏まえ、リユースの取り組みを推進する。

第2章 平成24年度・平成23年度モデル事業のフォローアップ調査

I. 平成24年度モデル事業 フォローアップ調査

1. 平成24年度モデル事業の概要

市町村とリユース事業者や市民団体・NPO等とが連携し、リユースを促進するためのモデル事業を実施した。平成24年度は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、東京都町田市の3地域においてモデル事業を実施し、各地域のプランの概要は以下の通りである。

平成24年度市町村におけるリユースモデル事業の概要

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
名称	使用済小型家電における宅配リユース及びリサイクルの可能性検討事業	リユースでエコ生活～第2弾～	持ち込みごみのリユース促進事業
プランの概要	宅配リユース事業の回収ルートにて小型家電対象96品目を回収する。回収した小型家電はリユース可能なものはリユース品として宅配リユース事業者が買取し、リユース不可なものは再資源化業者がリサイクルする。 市民にとっては、買取れない小型家電もリサイクル品として処分され利便性が高い。	市民団体と協力して、市のホームページ及び市庁舎内に設けられた掲示板に市民の「家庭で使えなくなったもの(不用品)」について情報を掲載する。掲載情報を見て不用品が必要な方は市へと連絡し、市は引き渡しのあっせんを行う。また、気軽にリユース品の売買が行える「Yahoo!バザール」の利用を市民に情報提供、リユースを促す事業を同時に実施。	月に1回「リユースの日」を設定し、粗大ごみを回収する場所にて市民からのリユース品の引き取りを実施する。リユース事業者と連携することでリユースできる品目の拡大を目指す。 市民はリユース可能と判断された場合、無償で引き渡すことができる。(リユース不可の場合でも粗大ごみとして処理し、再度の持ち込みは不要)
リユース対象品目	・小型家電対象96品目 (ただし、宅配で送れるもの)	・粗大ごみとして収集できるもの(電化製品を除く) ・衣類/など	・古着 ・家具 ・家電 ・レジャー用品など/など
役割分担	【行政】小型家電の宅配リユース・リサイクルの仕組みを広報 【民間企業】既存の宅配リユースの仕組みの中にリユース・リサイクル両方の製品を引き取る新しい引取方法を実施	【行政】市のホームページ及び掲示板に「不用品のあっせん」を掲載 【市民団体】広報・宣伝等で連携	【行政】「リユースの日」を設定し、リユース可能なものを無償回収 【民間企業】リユース可能なものを引き取り
モデル事業成果・課題	市民にとって利便性が高く862件の申し込みがあった。一方で、リユースの成約件数が4件と少なかった。 リユース品の掘り起こしが今後の課題である。	ホームページを利用することで地域内でのリユースが促進された。今後は不用品あっせん掲示板の認知度を高めて、提供者及び需要者双方を増やしていく必要がある。	ごみ減量効果がみられるとともに、事業者との連携のための関係が構築できた。対象品目の設定や効率的な「リユースの日」の開催方法を検討していく必要がある。

平成18年3月25日付け、「『規制改革・民間開放推進3か年計画』(平成16年3月19日閣議決定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)についての通知に基づく試験研究として大府市が承認した事業として実施。

2 . 平成 24 年度モデル事業実施地域の動向

平成 24 年度モデル事業を踏まえた各地域での取組状況について整理する。

図表 20 モデル事業を踏まえた平成 25 年度取組状況

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	東京都町田市
モデル事業の 継続状況	継続なし モデル事業での小型電子機器の収集実績を踏まえて、小型家電リサイクル事業を実施	継続して実施 不用品あっせん掲示板を引き続き運用	継続なし 「リユースの日」は継続せず、新たな取り組みを模索中。リユース事業者と連携し、フリーマーケットにおける「共同出品コーナー」を開設。
変更・改善点	-	庁内での連携体制の強化（秘書広報課、環境課が連携して実施）	-

2.1 愛知県大府市

(1) モデル事業の成果と課題

小型家電をリユース・リサイクルのために宅配サービスで集荷してリユース促進を目指したが、862 件の宅配引取りの申込に対して、リユースの成約件数は 4 件のみであった。

約 2 か月のモデル事業期間中に大府市の世帯数の約 2.4% が利用した計算となり、1 回のちらし配布、2 回の広報誌への掲載（ともに全戸配布）、地元ケーブルテレビでの紹介といった広報活動により、毎日コンスタントに申し込みが継続した。また、当日集荷の利用率が 44% と高く、すぐに引取りに来てもらいたいというニーズの高さが伺えた。

このように、宅配サービスに対して多くの市民からの申込があり、すぐに取りに来てもらうという利便性に市民がメリットを感じていることが判明した一方で、リユースの成約件数が少なかった理由としては、「リユースに適さない 10 年以上経過した家電製品が大半」、「リサイクル回収と比べてリユース回収の方が手間のかかるため敬遠された」といったことが挙げられた。また、委員からは「リユースの認知度の低さ」もリユースに適さない家電製品が大半であったという指摘をいただいた。今後、リユースの認知度が高くなれば、リユース品がより集まってくる可能性がある。

「10 年以上経過した家電製品が大半」ということであり、退蔵していた家電製品がモデル事業を通して排出されたことが考えられる。

大府市では後述するように、今年度から小型家電リサイクル事業に取り組んでいる。小型家電リサイクル事業の取組で退蔵していた家電製品の排出が一巡した後は、リサイクルのみならず、リユースを促進するために「リユースを中心とした訴求の検討」しておくことが必要なのではないか。

2) 民間連携事業者（ネットオフ株式会社）

モデル事業で、一定量の小型家電が収集できたという成果を踏まえて、小型家電リサイクル事業に参入し、関連会社であるリネットジャパン株式会社（認定番号 第 24 号、認定年月日 平成 26 年 1 月 23 日）にて宅配サービスによる小型家電の回収を実施する予定である。

「リユース」目的だけでは引き取れる品目・商品が限られてしまうため、「リサイクル」と合わせて回収することで、ユーザーにとって手間のかからないリユース品の回収に繋がるのではないかと期待されており、捨てるよりも便利な「市民からの宅配回収」を行っていく予定である。（市民からの直接の回収以外にも「大口回収が難しい自治体向けの宅配回収」も実施予定）

(3) モデル事業による波及効果

モデル事業実施に伴って、「不用品回収業者の減少」、「宅配回収の取組の他自治体への発信」といった波及効果が見られる。

昨年度のモデル事業及び小型家電リサイクル事業で小型家電を回収することで、大府市内の不用品回収業者の減少に繋がっている。小型家電の宅配回収、拠点回収を行ったことで、集まる不用品の数が減って商売がやりにくくなっていると、不用品回収業者から聞いている。同市では以前は 4 つの不用品回収業者の拠点があったが、1 つは閉鎖、1 つは事業所の片づけを行っている。モデル事業及び小型家電リサイクル事業事態で集まった回収量は限定的であるが、市民に対して、不用品回収業者ではなく市が案内する正規ルートに出すように促していったのが、不用品回収業者の減少につながったのではないかと考えられる。

また、宅配回収という先進的な取り組みを行ったので、小型家電の回収に関して、他の市町村からの問い合わせ・視察などを受けるようになってきている。新聞・雑誌等の取材を受けて情報発信を行っている。

(4) (補足) 平成 24 年度モデル事業の費用・役割分担について

宅配料金等の詳細は、輸送業者との守秘義務契約のため、開示することが出来ないが、大口の配送をお願いすることで通常よりは安く回収できるようになっている。

また、同市が作成したモデル事業報告書では、下記のような収支の報告を行っているが、支出の 1,315,648 円は、宅配送料と仕分け人件費等であり「ランニング・コスト」の部分である。

環境省モデル事業として支援を受けた全戸配布を行った「ちらし作成・配布費用」1,127,994 円は別途追加的費用として必要になる。

民間事業収支試算 申込件数からの概算（税抜）

収入	:	139,972 円（リサイクル 128,075 円、リユース 11,897 円）
支出	:	1,315,648 円（宅配送料、仕分け人件費、コールセンター人件費、電話代等）
限界利益	:	1,175,676 円

これは、普及啓発費用は、一過性の支出であると考えているためであり、「ランニング・コスト」について、事業性の試算として算出したものである。「ちらし作成・配布費用」を加えると、230万円程度の費用が必要となってくる。

また、行政の廃棄物処理費用削減効果を試算すると、3月6日掲示の環境省「小型家電の回収に係るガイドライン」を参考に試算した場合、

$17,061 \text{ kg} \times \text{破碎処理単価 } 32 \text{ 円/kg} = 545,952 \text{ 円} \cdot \cdot$
$17,061 \text{ kg} \times \text{焼却処理量 (41\%)} \times \text{焼却処理単価 } 22 \text{ 円/kg} = 153,890 \text{ 円} \cdot \cdot$
$17,061 \text{ kg} \times \text{埋立処分量 (29\%)} \times \text{埋立処分単価 } 47 \text{ 円/kg} = 232,541 \text{ 円} \cdot \cdot$
$17,061 \text{ kg} \times \text{リサイクル量 (30\%)} \times \text{鉄買取単価 } 7 \text{ 円/kg} = 35,828 \text{ 円} \cdot \cdot$
$+ \quad + \quad - \quad = 896,555 \text{ 円の廃棄物処理費削減につながったと試算できる。}$

従って、市として全体での収支は、-1,175,676円+896,555円で、279,121円のマイナスとなる。但し、リユースの拡大や回収コストの削減（宅配費用削減、ネット申込化など）、利便性の対価として市民から処理費徴収を検討するなど、社会を構成するメンバー内で適正に負担を分散させることで、従来以下の費用で資源循環に繋げていく可能性も考えられる。

2.2 大阪府泉大津市

(1) モデル事業の成果と課題

泉大津市では、市民団体によって市庁舎内に設けられた不用品あっせん掲示板『こちら、ゆずります！』について、市ホームページからの申請・閲覧を可能にするなどの改善を行うことで、不用品のリユース促進及び市民の意識啓発を図った。平成 24 年度の利用実績は、登録件数 56 件、成立件数 24 件と 23 年度実績（登録 44 件、成立 17 件）を上回り、市民の利用が促進される結果であった。

また、「Yahoo! JAPAN」が実施している「Yahoo! バザール」についても、登録をサポートするなどして利用の促進を図ったが、登録手続きの煩雑さなどが課題となって市民への浸透は限定的であった。（Yahoo!バザールは同社がサイトを閉鎖したことから、現在は取組みも終了している）

この他、平成 23 年度モデル事業として、市内のリユースショップ一覧をチラシにして市民に配布し、利用を促進する取組みを実施している。

(2) モデル事業の成果の活用状況

1) 平成 24 年度モデル事業の成果の活用状況

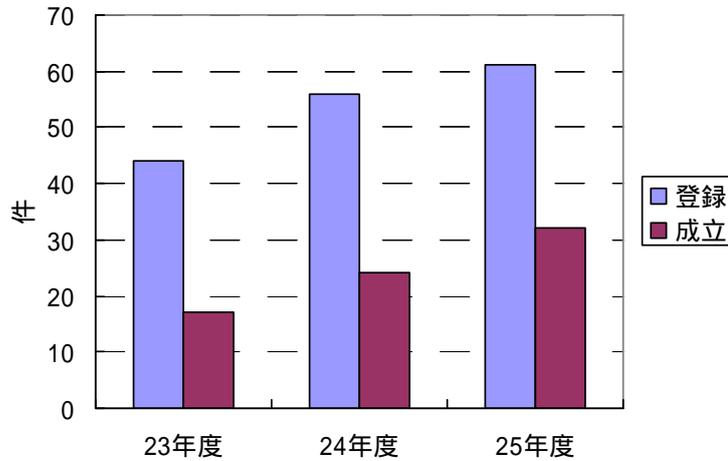
平成 24 年度モデル事業として取り組んだ不用品あっせん掲示板及び Yahoo! バザールのうち、不用品あっせん掲示板の取組みを継続して実施しており、管轄は秘書広報課が、広報・啓発活動は環境課が担当し、両課が連携しながら市民による利用促進を図っている。

不用品あっせん掲示板の利用者数は、25 年度の登録件数は 61 件、成立件数は 32 件と、前年度実績を上回り、モデル事業により市ホームページからの利用が可能になったことで引き続き利用者数が増加している。

利用上の課題としては、一部、不用品を希望した市民に登録者の連絡先を伝えたにも関わらず、登録者に連絡がないという苦情があったが、その他は特に問題もなく、ベビー用品等を中心に市民の利用が浸透しつつある。

今後はモデル事業を通して構築された仕組みを、より多くの市民に広め、利用者数をさらに増やしていくことが課題である。

図表 22 不用品あっせん掲示板の登録・成立件数の推移



2) 平成 23 年度モデル事業（リユースショップの紹介）の成果の活用状況

泉大津市では、平成 23 年度モデル事業として、市内のリユースショップ一覧をチラシにして市民に配布し、利用を促す取組みを実施した。

事業終了後には、粗大ごみの申し込み時に電話で紹介する形で引き続き取組みを継続していたが、粗大ごみとして申し込む市民は廃棄する意思が固いことや、リユースショップに問い合わせたとしても必ず買い取ってもらえるとは限らないことなどから市民の反応が芳しくなく、平成 25 年度からは引越しごみ¹の申し込み時に切り替えてリユースショップの紹介を行っている。紹介するリユースショップは、泉大津市内にあるリサイクルショップ「リサイクルマート」、岸和田市にある「セカンドストリート」など市民がアクセスしやすい近隣の店舗に絞って紹介を行っている。

引越しごみは粗大ごみに比べ点数が多いことから、リユースを行うことで粗大ごみの廃棄費用を削減できるメリットが生じる可能性が高くなることが期待されているが、リユースショップの買い取りまでに自宅での保管期間が生じることや、査定の際に自宅にリユースショップの店員が立ち入ることに対する市民の抵抗感などが依然として課題になっており、多くの市民が利用する状況には至っていない。

今後は、ごみとして廃棄する以前の段階における市民のリユース行動に働きかける取組みを新たに実施することや、市との連携等によりリユース事業者に対する市民の安心感を確保していくことが必要であると考えられる。

¹ 粗大ごみは一回の申し込みでの引き取り点数が 6 点までと定められており、6 点以上は引越しごみとなる。

2.3 東京都町田市

(1) モデル事業の成果と課題

町田市では、2012年12月から2013年2月までの3ヶ月間、毎月「リユースの日」を設定し、町田市の外郭団体である「まちだエコライフ推進公社」とリユース業界の協力を得て、使用済み製品のリユース事業を実施した。

「リユースの日」で市民から回収された不用品は、古着、スポーツ用品、家電類を中心に合計576件、約7.5tとなり、そのうち約4.6tがリユース事業者によって引き取られる結果となった。

市民からのモデル事業に対する反響は大きく、事業終了後もしばらくは次回開催についての問い合わせが多数あり、不用品の持ち込みに対する市民のニーズの高さを伺うことができた。

一方で、事業の実施主体であるまちだエコライフ推進公社の収益性が低いことや、市民から持ち込まれた物のうち予想以上に多くの物を廃棄せざるを得なかったことから、市としては同様の形での取り組みは継続していない。

特に懸念されているのが、このような場があることで却って市民の廃棄行動を促進してしまうことである。リユースの日への不用品提供を、清掃工場への直接搬入ごみと同等に認識していると思われる市民も少なくなく、リユースの日の目的はリユース促進であることを改めて理解してもらわなければ、廃棄物の増加につながってしまうために、市が不用品を広く受け入れるような取り組みは継続が難しいと考えられる。

(2) モデル事業の成果の活用状況

町田市ではモデル事業の成果を踏まえ、引き続きリユース事業者との連携方法を模索している。

平成25年度には、まちだエコライフ推進公社が主体となって開催したフリーマーケット「まちエコフリーマーケット」において、新たにリユース事業者と連携した取組み「共同出品コーナー」を設けた。

「共同出品コーナー」は、「商品となる品物が少なく、単独で出店できない市民が出品」「まちだエコライフ推進公社が販売を請け負う」「売れ残ったものからリユース事業者が買い取り可能な物を買取り」「残ったものを出店者が引取る」という仕組みになっている。

品物の取引はフリーマーケットの方式であるため、不用品を提供する市民には最後に物を引き取る責任が残り、廃棄物を誘発することなく実施することができたが、対象品の数が減少してしまったことで、実際には売れ残った物からリユース事業者が買い取った物はなく、連携方法としては課題が残った。

市民にリユースの趣旨を理解してもらったうえで広く不用品を回収し、リユース業者がリユースできるもの、公社がリユースできるものを役割分担する仕組みを構築していくことが今後の課題であると考えられる。

II. 平成 23 年度モデル事業フォローアップ調査

1. 平成 23 年度モデル事業の概要

平成 23 年度モデル事業においては「地域内事業者リスト方式」、「市町村回収後選別方式」の 2 方式を実証した。

地域内事業者リスト方式は、愛知県大府市、大阪府泉大津市、群馬県明和町、東京都世田谷区、4 市区町において、市町村回収後選別方式は、神奈川県秦野市、京都府綾部市、2 市において、いずれもリユース事業者の協力を得て、モデル事業を実施した。

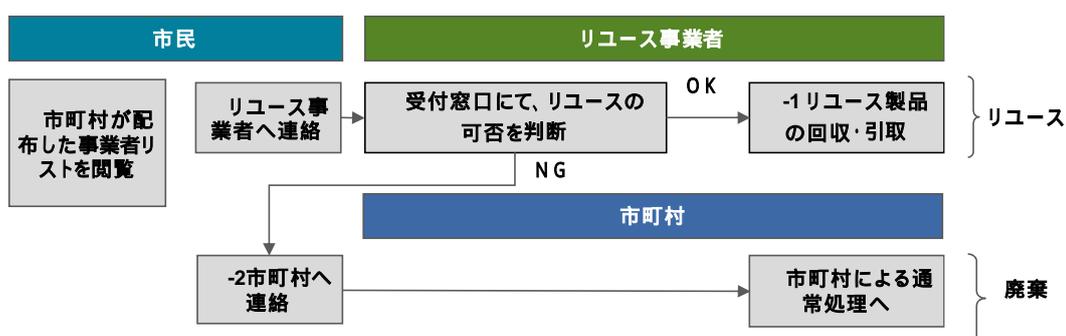
1.1 地域内事業者リスト方式の概要

市町村が、地域内のリユース事業者を選定し、店舗の概要、買取基準、利用方法等を紹介するちらし等を作成、各世帯に配布する。使用しないまま保管されている製品などをごみとして出す前に、リユース事業者の活用を促す。

(具体的な情報・製品の流れ(イメージ))

市民が市町村から配布されたちらし等を閲覧し、リユース事業者へ直接・連絡をする。リユース事業者はリユース品として買取可能な場合は、回収・買取を行い、買取ができない場合には、市民に改めて市町村へ粗大ごみ等処理の連絡を依頼する。

リユース品としての買取方法は、店頭買取(市民が店舗に持参する)、出張買取(リユース事業者が市民宅に訪問する)、宅配買取(製品を宅配便で送る)の 3 つの方法が考えられる。



図表 23 地域内事業者リスト方式のモデル事業の概要（平成 23 年度の実施概要）

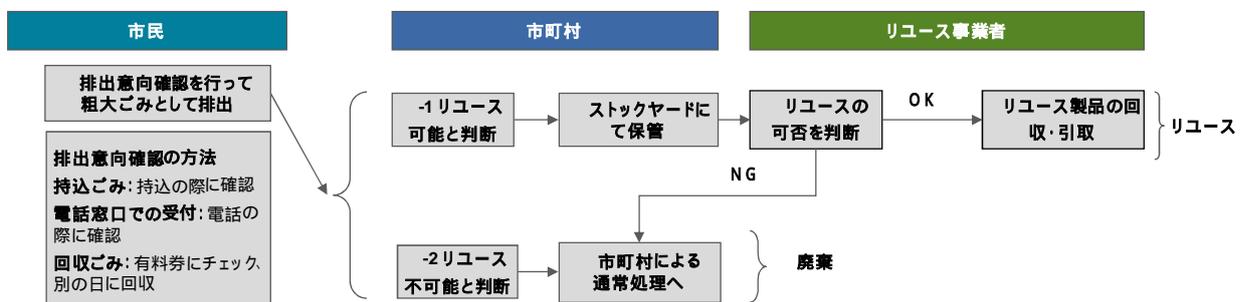
	人口・世帯数	モデル事業の概要
愛知県大府市	人口 8.6 万人 3.5 万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者、市民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（12 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。
大阪府泉大津市	人口 7.7 万人 3.3 万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・市内・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（2 店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証。 ・市に相談窓口を設置し、ちらしを見た市民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促した。
群馬県明和町	人口 1.2 万人 0.4 万世帯	【地域内事業者リスト方式+相談窓口設置】 ・近隣地域に立地するリユース事業者を紹介（1 店舗）。店頭買取、出張買取の状況を実証。 ・町に相談窓口を設置し、ちらしを見た町民からの質問・相談等に対応し、適切な利活用を促した。
東京都世田谷区	人口 83.9 万人 43.7 万世帯	【地域内事業者リスト方式】 ・区内・近隣地域に立地するリユース事業者、区民が利用できる宅配型リユース事業者を紹介（24 店舗）。店頭買取、出張買取、宅配買取の状況を実証。

1.2 市町村回収後選別方式の概要

市町村が粗大ごみ等として回収した物について、リユース事業者が市町村のストックヤード等で検品し、リユース品として買い取りできると判断したものを市町村から買い取る。

（具体的な情報・製品の流れ（イメージ））

市民から「リユースしてもよい」との意向を確認できた粗大ごみ等のうち、市町村がリユース可能と考えられるものを選別・ストックヤードで一時保管する。保管したもののうち、リユース事業者がリユース可能だと判断した製品を回収・引取る。リユース不可と判断された製品は通常の粗大ごみ等の処理を行う。



図表 24 市町村回収後選別方式のモデル事業の概要（平成 23 年度の実施概要）

	人口・世帯数	モデル事業の概要
神奈川県秦野市	人口 17.0 万人 7.0 万世帯	【市町村回収後選別方式（自己搬入）】 ・市民から自己搬入された粗大ごみのうち、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。 ・一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入。 ・リユースに対する意向は、自己搬入粗大ごみの受付時に、リユース同意書へ署名してもらうことで確認。
京都府綾部市	人口 3.6 万人 1.4 万世帯	【市町村回収後選別方式（戸別収集+自己搬入）】 ・戸別収集する粗大ごみ等、市民から自己搬入された粗大ごみ等の中から、リユース品として買取可能性があるものを担当者が一次選別し、保管。 ・一次選別された製品を、リユース事業者が査定し、リユース品として買取できるものを市から購入。 ・戸別収集は排出する市民立ち会いのもと実施されるため、リユースに対する意向は収集時に確認。

2 . 平成 23 年度モデル事業実施地域の動向

2.1 地域内事業者リスト方式

平成 23 年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。地域内事業者リスト方式は、2 地域が継続実施（明和町、世田谷区（更新準備中））、2 地域（大府市、泉大津市）が事業を継続せず、新たなリユース促進に向けた新たな取り組みの実施となっている。

図表 25 モデル事業を踏まえた平成 24 年度の取組状況（地域内事業者リスト方式）

	愛知県大府市	大阪府泉大津市	群馬県明和町	東京都世田谷区
モデル事業の継続状況	継続なし -	一部変更して継続 引越しごみの申込時にリユースショップを紹介	継続して実施中 平成 23 年度モデル事業の成果を踏まえて継続	継続して実施中 リスト更新して、実施中
変更・改善点	-	粗大ごみの受付時だけではなく、引越しごみの申込時にリユースショップを紹介	特になし。継続して住民に広報を実施。	業界団体の協力を得て、リストの更新・追加作成は NPO に委託

(1) 愛知県大府市

平成 23 年度のモデル事業の成果・実績を踏まえ、新たな取組として平成 24 年度モデル事業を実施した。平成 25 年度は、平成 24 年度モデル事業の成果を活かして、小型家電リサイクル事業に取り組んでいる。連携しているネットオフ株式会社は平成 23 年度モデル事業でも連携したリユース事業者である。

(2) 大阪府泉大津市（再掲）

平成 23 年度モデル事業として、市内のリユースショップ一覧をチラシにして市民に配布し、利用を促す取組みを実施した。事業終了後には、粗大ごみの申し込み時に電話で紹介する形で引き続き取組みを継続していたが、粗大ごみとして申し込む市民は廃棄する意思が固いことや、リユースショップに問い合わせたとしても必ず買い取ってもらえるとは限らないことなどから市民の反応が芳しくなく、平成 25 年度からは引越しごみ²の申し込み時に切り替えてリユースショップの紹介を行っている。紹介するリユースショップは、泉大津市内にあるリサイクルショップ「リサイクルマート」、岸和田市にある「セカンドストリート」など市民がアクセスしやすい近隣の店舗に絞って紹介を行っている。

引越しごみは粗大ごみに比べ点数が多いことから、リユースを行うことで粗大ごみの廃棄費用を削減できるメリットが生じる可能性が高くなることが期待されているが、リユースショップの買い取りまでに自宅での保管期間が生じることや、査定の際に自宅にリユースショップの店員が立ち入ることに対する市民の抵抗感などが依然として課題になっており、多くの市民が利用する状況には至っていない。

今後は、ごみとして廃棄する以前の段階における市民のリユース行動に働きかける取組みを新たに実施することや、市との連携等によりリユース事業者に対する市民の安心感を確保していくことが必要であると考えられる。

(3) 群馬県明和町

平成 23 年度のモデル事業の成果・実績を踏まえて、平成 24 年度、平成 25 年度も継続して事業を実施している。また、今後も継続して実施していく予定である。

明和町の 3R の進め方の方針の 1 つとして、「リユースショップの活用」を位置づけており、広報紙等での啓発・PR を継続している。

連携先であるオフハウス館林店から毎月の明和町での利用者数の報告を受けており、平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月で 804 人、67 人/月の利用があった。平成 25 年 3 月～平成 25 年 12 月で 564 人、63 人/月の利用があった。継続して月平均 60 人以上の利用者がいる。ただし、利用状況は人数でのカウントであり、1 人から複数製品の買取りを行うこともあるため、買取りされた製品数とは一致しない。

また、平成 24 年度から小型家電リサイクルを実施している。町内に 2 ヶ所回収拠点を設けて、住民に持参してもらう。ある程度回収量が貯まったところで認定事業者に引き渡し・リサイクルを行っている。同回収拠点に持ち込まれる小型家電の中には、まだリユース品として利用できそうなものも含まれており、小型家電の排出に際しても、リユースショップの活用を促している。

² 粗大ごみは一回の申し込みでの引き取り点数が 6 点までと定められており、6 点以上は引越しごみとなる。

(広報めいわ 平成 25 年 10 月号)

<p>粗大ごみの減量化および計画的な搬入に協力してください</p> <p>町では、粗大ごみの減量化を図るため「小型家電製品」のもつたいない館での分別収集やリユースショップの積極的な活用を推進しています。また毎年12月は、大掃除の影響などから粗大ごみの搬入に大変混雑が予想されますので、搬入時期の調整や搬入カードの事前記入など、計画的な搬入に協力をお願いします。</p> <p>※「小型家電製品」とは、家庭用の電化製品です。電池や蛍光管などは外して出してください。</p>	<p>先</p> <p>(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・パソコンを除く。) リユースショップについての問合せ</p> <p>オフハウス館林店 館林市近藤町1-78番地96 (☎76・9009) 問合せ先 環境水道課(内線172)へ。</p>
--	---

(4) 東京都世田谷区

平成 23 年度のモデル事業の成果・実績を踏まえて、平成 24 年度にモデル事業で作成・配布したちらしの情報更新を行った。ちらしの配布は平成 25 年度に実施した。

ちらしの更新は、区の 2R 事業の一環として NPO に委託し作成した。3つの業界団体に依頼し、掲載店舗を紹介していただいた上で掲載を行った。

作成した「リユースショップ情報」は5,000部印刷して、出張所、まちづくりセンターに設置するとともに、ごみ減量・リサイクルの普及・啓発施設である「エコプラザ用賀」のリユースコーナーで家具等を引取った区民にも配布している。また、平成 25 年 4 月 1 日よりウェブページで公開している。

平成 27 年度から新しい「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」の計画年度となり、平成 26 年度は今後の 10 年間の世田谷区のごみ・リサイクル政策を検討する年となる。基本計画の中では、引き続き「2R」に力を入れていく予定であり、リユース促進にも取り組んでいく方針である。

図表 26 リユースショップ情報 (計 8 ページ、一部抜粋)

不用品情報ボード

世田谷区では不用品の有効利用のためエコプラザ用資、リサイクル千歳台に情報ボードを設置しています。

- 品物を譲りたい方は「譲ります」の用紙に、譲って欲しい方は「譲ってください」の用紙に記入してください。
- 用紙は2階設の情報ボードに2ヶ月換りいたします。
- 掲示できるものは、希望価格が無料又は3万円以内の品物に限ります。食料品、医薬品、動物用、貴金属類、その他社会生活上及び不衛生な品物は掲示できません。
- 情報ボードは不特定多数の方が見られます。そのことをご了承の上での利用をお願いします。

詳細は下記にお問い合わせください。

- お問い合わせ・申込先
エコプラザ用資
 ☎ 03-3708-4081
 FAX 03-3708-4082
 所在地: 用資 4-7-1
- リサイクル千歳台
 ☎ 03-5490-1020
 FAX 03-5490-3267
 所在地: 千歳台 1-1-5

※いずれも月曜休館 (祝日にあたる場合は翌日)

リユースショップ を活用して みませんか?

リユースショップとは中古品を取り扱う店舗のことで、外観や使用年数などの条件が合えば、ご家庭で使わなくなった製品を中古品(リユース品)として買い取ってくださいます。
※リユース(Reuse)とは、「くり返し使う」という意味です。
リユースは、環境に優しく、またご家庭の財布にも優しい取り組みです。この機会にリユースショップを活用してみませんか?

世田谷区

リユースショップでこんな楽しみ方あり?

各種講座・講習会

家具やおもちゃの修理をはじめ、ものを大切にするための講座・講習会を行っています。イベント内容は、毎月発行の「エコ通信(ごみ減量・リサイクル普及啓発施設情報誌)」をご覧ください。

※「エコ通信」は出張所、区役センター、図書館、児童館など区内97か所の公共施設でお配りしています。

家電リサイクル法の対象品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目が対象です。購入店または買い替え店に引き取りを依頼するか、下記にお申し込みください。

- 申込先 **家電リサイクル受付センター**
 ☎ 03-5296-7200

※リサイクル料金と収集運搬料が必要です。収集運搬料金は事前に家電リサイクル受付センターにご相談ください。

粗大ごみ

粗大ごみに出せるのはおおむね30cm角以上のものです。大きさによ料金が高くなりますので寸法を測ってからお申し込みください。

- 申込先 **世田谷区粗大ごみ受付センター**
 ☎ 03-5715-1133

受付時間/月～土曜 午前8時～午後9時
祝日も申し込みます。(日曜、年末年始を除く)
 ☑インターネット申込
 区のホームページ(24時間・年中無休)
 インターネットから申し込み → [粗大ごみ受付センター](#)
 ※携帯電話・スマートフォンからも申し込みできます。

家庭用のパソコン

各メーカーにお申し込みください。自作パソコンやメーカー不明の場合は、下記にお問い合わせください。

- お問い合わせ
 一般社団法人 パソコン3R推進協会
 ☎ 03-5282-7685

お問い合わせ先

世田谷区環境・リサイクル部課長 ☎ 03-5432-2828 FAX 03-5432-3058
 世田谷区のホームページ <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

くらしのガイド | 暮らし・手続き | **ごみ・リサイクル** | とも情報がおこなわれます。

再生紙を使用しています

世田谷区近隣のリユースショップをご紹介します!

※本リストはリユース品の流通を促進に向けた取組を実施している3つの業界団体の会員企業を掲載したリストです。店舗情報は変更となる可能性があります。

品名	店舗名	住所・営業時間	取扱品目	特徴・サービス		
衣料品・服飾品	ジャンブルストア	下北沢店 〒107-8555 世田谷区下北沢2-26-11 03-5452-0320 03-5452-0321 03-5452-0324 03-5452-0325	洋服、靴、小物	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所		
	トレジャーファクトリースタイル	高円寺1号店 〒156-8502 世田谷区高円寺1-1-1 03-5325-3356 03-5325-3357 03-5325-3358	洋服、靴、小物	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所		
	モードオフ	高円寺店 〒156-8502 世田谷区高円寺1-1-1 03-5325-3356 03-5325-3357 03-5325-3358	洋服、靴、小物	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所		
	コムズ買取センター渋谷	〒150-8501 世田谷区渋谷1-1-1 03-3461-0088 03-3461-0089 03-3461-0090	洋服、靴、小物	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所		
	スポーツ用品	ゴルフパートナー	世田谷店 〒158-8501 世田谷区世田谷1-1-1 03-5727-2251 03-5727-2252 03-5727-2253	ゴルフ用品	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所	
		タックルベリー	世田谷店 〒158-8501 世田谷区世田谷1-1-1 03-5727-2251 03-5727-2252 03-5727-2253	釣り用品	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所	
		パソコン・携帯電話	パソコンショップ	世田谷店 〒158-8501 世田谷区世田谷1-1-1 03-5727-2251 03-5727-2252 03-5727-2253	パソコン、携帯電話	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所
			オールモバイル	世田谷店 〒158-8501 世田谷区世田谷1-1-1 03-5727-2251 03-5727-2252 03-5727-2253	携帯電話	※ 買取価格 ※ 買取方法・備考 ※ 買取対象品目 ※ 買取期間 ※ 買取場所

(出所) 世田谷区ウェブサイト (<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/10/113/262/d00026433.html>)

2.1 市町村回収後選別方式

平成 23 年度モデル事業を踏まえた、各地域の取組み状況について整理する。市町村回収後選別方式は、いずれの地域（秦野市、綾部市）も継続して事業を行っている。

図表 27 モデル事業を踏まえた平成 24 年度の取組状況（地域内事業者リスト方式）

	神奈川県秦野市	京都府綾部市
モデル事業の継続状況	継続して実施 平成 23 年度モデル事業で一定の効果が得られたため、平成 25 年度も継続して実施	継続して実施 平成 23 年度モデル事業で一定の効果が得られたため、平成 25 年度も継続して実施
変更点・改善点	平成 24 年度に以下の点を改善 ・リユース承諾書の書式変更 ・専用ストックヤードの設置	

(1) 神奈川県秦野市

平成 23 年度のモデル事業の成果・実績を踏まえて、平成 24 年度、平成 25 年度も継続してリユース事業者と連携した事業を実施している。今後も継続して実施していく予定である。

持ち込まれた粗大ごみからリユース可能と思われる製品を選別し、毎月 1 回の頻度でリユース事業者（オフハウス秦野店）に販売・引渡を行っている。平成 24 年度において、「リユース品専用のストックヤードの設置」、「リユース同意書の改良（粗大ごみ申込書と一体化させ複写式）」を改善・改良しており、平成 25 年度も継続して実施している。

持ち込まれた粗大ごみからリユース可能と思われる製品を、秦野市の清掃事業所において一次選別を行うが、リユース事業者が買い取れなかった製品の情報を、作業員の方へ継続してフィードバックを行ったことで、一次保管する精度が上がってきており、一次保管した製品の大部分をリユース事業者に買取ってもらえている。効率的な一次保管・買取ができている。

(リユースの実績)

モデル事業で実施した平成 23 年度（12 月～2 月末）、平成 24 年度、平成 25 年度（1 月未まで）のリユースの実績を整理する。期間計で、734 点のストックを行い、うち 616 点を 101,510 円でリユース事業者に売却をしている。

平成 25 年度は、4 月、8 月、11 月、1 月の 4 回買取りを実施しており、ストック数 241 点、うち 234 点を 46,190 円で売却している。買取不可の割合は減少傾向にあり、効率的な一次保管・買取ができていていることが伺える。

図表 28 平成 23～25 年度のリユース実績（秦野市）

	買取日	ストック数	買取数	買取額	買取不可数
1	平成23年度 (12,1,2月に買取)	61点	42点	8,300円	19点
2	平成24年度 (4,5,6,7,8,10,11,1月に買取)	432点	398点	47,020円	34点
3	平成25年度 (4,8,11,1月に買取)	241点	234点	46,190円	7点
	合計	734点	674点	101,510円	60点

オフハウス秦野店の買取りがあった時期を基準に集計している。例えば、平成 25 年 2～3 月にストックした分は、平成 25 年 4 月の買取りに含まれている。

図表 29 平成 25 年度のリユース実績（詳細）(秦野市)

	買取日	ストック数	買取数	買取られたもの	買取額	買取不可数	買取られなかったもの
1	平成25年 4月16日	63点	58点	クリアケース、パソコンデスク、籐引きだし、プランター、テーブル、食器棚、ガラステーブル、カラーボックス、棚、椅子、すのこ、木製引き出し、本棚、キッチンカウンター、キャスター付棚、キャンプ椅子、ミニコンボ、スピーカー、製図板、座椅子、テレビ台	7,800円	5点	ソファ、椅子、介護用風呂椅子、水槽、ギター
2	平成25年 8月14日	68点	67点	ガラステーブル、テーブル、タイヤチェーン、釣り竿、双眼鏡、ミラー、テーブルイス、籐タンス、カラオケ、望遠鏡、ごみ箱ケース、クリアケース、いす、引出ロッカー、ガラス3段タンス、引出7段、引出2段、桐セット、回転イス、丸イス、小物台、座イス、フレーム、小テーブル、パソコンデスク、インテリア、ギター、コンボ、スピーカー	14,520円	1点	弦の切れたギター
3	平成25年 11月7日	55点	55点	ガラステーブル、机、テレビボード、ソファ、カラーボックス、タンス、棚、エレキギター、ギター、お琴、車いす、バック、ミラー、ケース、額、小物入れ、収納ケース棚	8,270円	なし	
4	平成26年 1月29日	55点	54点	ソファ、ベッド、パソコンデスク、ギター、テレビ台、デスク&チェア、籐製棚、回転いす、テーブル、ワゴン、棚、スタンドミラー、イス、スチール棚、一輪車、籐イス、クリア衣装ケース、バッグ、タオル	15,600円	1点	健康器具
	合計	241点	234点		46,190円	7点	

(2) 京都府綾部市

平成 23 年度のモデル事業の成果・実績を踏まえて、平成 24 年度・平成 25 年度も継続してリユース事業者と連携した事業を実施している。

モデル事業終了後、平成 24 年 4 月以降も持ち込まれた粗大ごみからリユース可能と思われる製品を選別し、月 1 回～2 か月に 1 回程度の頻度でリユース事業者（ハードオフ福知山駅南町店）に販売・引渡を行っている。

平成 25 年度は、リユース品の収集・保管方法等も含めて、平成 24 年度と変わらず連携を継続している。

(リユースの実績)

平成 25 年 5 月から 11 月までの実績について、リユース事業者が買取りしたものは 57 点、5,630 円となっている。綾部市が一時保管した製品のうちリユース事業者が買取できなかった製品はほとんどない。

リユース事業者に買取された品目は、約 7 割がラジカセ、ビデオデッキ、スピーカー等のオーディオ類だり、その他として、ゲーム機器、楽器、プリンタなどとなっている。

取り置きは職員が交代で行っている。

図表 30 平成 25 年度リユースの実績 (綾部市)

	個数	売却金額
5 月	13	500
6 月	11	1,580
8 月	10	800
10 月	9	1,550
11 月	14	1,200
合計	57	5,630

第3章 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

< 目次 >

はじめに.....	83
0 . リユース業全般に係る事項.....	86
1 . 買取時に遵守すべき事項.....	88
(1) 一般廃棄物の収集運搬について.....	88
(2) 下取りの取り扱いについて.....	92
(3) 引越業も営む場合の特例(転居廃棄物).....	93
(4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(過去に自ら小売販売したもの).....	96
(5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン.....	96
(6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止.....	98
2 . 販売・保管時に遵守すべき事項.....	99
(1) リユース品の適正な輸出.....	99
(2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務(小売販売との引替えの引取り).....	101
(3) 家電リサイクル法対象品目の保管について.....	102
3 . 廃棄時に遵守すべき事項.....	104
(1) 売れ残り等の廃棄時について(当該製品が産業廃棄物に該当する場合).....	104
(2) 専ら物の取扱いについて.....	106
(3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について.....	108
(4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について.....	109
4 . 消費者の責務.....	110
(1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務.....	110
(2) 廃棄物処理法における国民の責務.....	110
(3) 家電リサイクル法における消費者の責務.....	111
(4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務.....	111
(参考1)「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」.....	112
(参考2)「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」.....	120
(参考3)「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」.....	123
(参考4) 廃棄物処理法、家電リサイクル法における罰則.....	128

はじめに

リユース業は、古物営業法等に基づき中古品の売買を行っている。近年、リユース業の市場規模は拡大傾向にあり、使用済製品等のリユースを促進するという観点から、社会全体の環境負荷の低減にも寄与する業として注目されているところである。

各リユース業界団体が進める優良化に向けた様々な取組を踏まえ、リユース業における法令遵守を徹底し、不適切な事業者との差異化を明確にするために、本資料では、廃棄物処理法、個別リサイクル法（家電リサイクル法等）を中心に、リユース業界が知っておくべき環境関連法令について説明する。

なお、リユース業が遵守すべき関係法令としては、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るために定められた「古物営業法」、訪問販売等の取引において消費者の受けることがある損害防止と利益保護するために定められた「特定商取引に関する法律」、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益擁護を図ることを目的「消費者契約法」など多岐にわたる（図表 31参照）。

これら関係法令は消費者保護等の観点から非常に重要な法令であり、各リユース業において遵守・認知が必要である。これらの関係法令の遵守・認知を前提に、本資料では、リユース業界にも関係する、遵守し、また知っておくべき、環境関連法として「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を対象に説明する（図表 31の太枠線内）。

図表 31 リユース業が遵守すべき主な関係法令と目的

関係法令の名称	目的
古物営業法（昭和二十四年五月二十八日法律第百八号）	盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資することを目的とする。
特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）	特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）	この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）	環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
特定家庭用機器再商品化法（平成十年六月五日法律第九十七号）	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年八月十日法律第五十七号）	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

上記以外にも、例えば、「個人情報保護に関する法律」（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成十九年三月三十一日法律第二十二号）などの遵守も求められる。

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理として、「循環型社会形成推進基本法」「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」「その他」を対象とする³。

商材となるリユース品の買取（買取時）リユース品の販売・保管時（販売・保管時）売れ残った商品等の廃棄など（廃棄時）の各行為について、リユース事業者が遵守すべき事項について整理を行うとともに、各環境関連法における国民・消費者の責務についても整理する。

図表 32 リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理（全体像）

	国民・消費者の責務	リユース業の遵守すべき事項		
		1. 買取時	2. 販売・保管時	3. 廃棄時
循環型社会形成推進基本法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民の責務（第12条） - 基本原則に則った再生品使用など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ リデュース・リユースの推進（第7条、基本計画） （[1]リデュース、[2]リユース、[3]リサイクル、[4]熱回収、[5]適正処分 の順に優先） ■ 事業者の責務（第11条） 		
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民の責務（第2条の3） - 廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による再生利用、など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般廃棄物の収集運搬について（第7条） ■ 下取りの取り扱い（平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知） ■ 引越事業者への特例（施行規則第2条10項、平成15年2月10日 環廃産83号通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出について（第10条、第15条4の7関連） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売れ残った製品が産業廃棄物に該当する場合の適正な処理について（第12条） ■ 専ら物の取扱いについて（第7条、第14条、平成25年3月29日 環廃産発第13032910号通知）
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者の責務（第6条） - 排出時のリサイクル料金の支払い（収集運搬の費用、メーカーリサイクル料金） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連） ■ フロン類の漏洩防止回収（エアコンなど）（基本方針） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小売業者の果たすべき役割（引取り義務）（第9条）（再掲） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家電4品目の適正な処理について（第10条） ■ 家電4品目の取り扱いについて（平成24年3月19日環廃企1号通知関連）（再掲）
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者の責務（第6条） - 分別排出・適正な引渡し 			<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定事業者等への引渡し（第7条、基本方針）
その他の法令			<ul style="list-style-type: none"> ■ パーゼル法 ■ 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 	

上記は、主な環境関連法のみを対象にしたもの。リユース業においては、古物営業法、特定商取引法、消費者契約法などの関連法の遵守も必要である。
消費者の責務については、110ページから整理。

³以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」、特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は「小型家電リサイクル法」と記載

1. リユース業全般に係る事項

循環型社会形成推進基本法の基本原則において、リユースはリサイクルよりも上位に位置づけられ、基本計画において「リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース・リユースの取組み強化」が施策の柱として位置付けられています。

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながると考えられ、推進していくことが求められています。

循環型社会形成推進基本法第7条で定める基本原則では、リユースがリサイクルよりも上位に位置付けられています。環境への負荷低減に有効であると認められる場合には、[1]リデュース（発生抑制）、[2]リユース（再使用）、[3]リサイクル（再生利用）、[4]熱回収、[5]適正処分の順に優先するとされています。

また、同基本法に基づき策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月29日閣議決定）においては、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」が新たな政策の柱とされ、今後ますますリユースの取組みが進むことが求められています。

リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながると考えられ、推進していくことが求められています。

【循環型社会形成推進基本法 第七条（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）】

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによつて、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われぬものについては、処分されなければならない。

【循環型社会形成推進基本法 第十一条（事業者の責務）】

（事業者の責務）

第十一条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前項に定めるもののほか、製品、容器等であって、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用を適正かつ円滑に行うためには国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれ適切に役割を分担することが必要であるとともに、当該製品、容器等に係る設計及び原材料の選択、当該製品、容器等が循環資源となったものの収集等の観点からその事業者の果たすべき役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、当該分担すべき役割として、自ら、当該製品、容器等が循環資源となったものを引き取り、若しくは引き渡し、又はこれについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

4 循環資源であって、その循環的な利用を行うことが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その循環的な利用が促進されることが循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、当該循環資源の循環的な利用を行うことができる事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、これについて適正に循環的な利用を行う責務を有する。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

2. 買取時に遵守すべき事項

(1) 一般廃棄物の収集運搬について

一般家庭から出た一般廃棄物の収集・運搬・処分には、基本的には、市町村長の許可を受ける必要があります。基本的には、許可なく、一般廃棄物の収集・運搬を業として行うことはできません。

関連する法令

廃棄物処理法の第7条第1項で「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と定められており、また、同条第6項で、「一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」と定められており、一般家庭から出る一般廃棄物を、一般廃棄物処理業の許可なく収集・運搬・処分を業として行うことは、基本的にはできません。

なお、一般廃棄物処理業の許可は、「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること」「その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業に的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」などが満たされていない限り、許可をしてはならないとされています。（廃棄物処理法第7条第5項及び第10項）

また、一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者は、同法施行規則第2条各号に列挙されています（一般廃棄物処分業の許可を要しない者については、同規則2条の3）。例えば、市町村から直接委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合や、家電4品目の小売店や家電4品目の中古販売店が家電リサイクル法を守るために自ら収集、運搬を適正に行う場合などには許可は不要となります。

廃棄物の該当性については、一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については都道府県が適切に判断すべきものです。平成11年3月10日最高裁判所第二小法廷において、廃棄物とは、占有者が「自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これら該当するか否かは、「その物の性状」、「排出の状況」、「通常の取扱い形態」、「取引価値の有無」及び「事業者の意思」等を総合的に勘案して決するのが相当」とされています（総合判断説）。また、同主旨のことが、「行政処分の指針について(通知)」(平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号)においても示されています。つまり、「単純に有償取引が成り立つことのみをもって廃棄物ではない」ということにはならず、自治体によって総合的に判断されます。さらにこの通知では、取引価値の有無について、「占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償

譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」とされています。

【廃棄物処理法 第7条第1項、第5項（一般廃棄物処理業）】

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

（以下略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないもの）】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

（中略）

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項 に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（中略）

十 引越荷物を運送する業務を行う者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項 に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

（以下略）

詳細は93ページ参照。転居廃棄物の特例を受ける場合には様々な条件があります。

第 1 総論

（中略）

4 事実認定について

(1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

(2) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壤の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分¹の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

(以下略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)等が平成23年4月1日より施行され、平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号通知「行政処分の指針について(通知)」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号は廃止となっている。

不適切な事例

- ・顧客から「この不要物を処分してくれないか」と依頼され、一般廃棄物処理業の許可を取得していないにもかかわらず、リサイクルや廃棄目的で一般廃棄物を受け取って、収集運搬費用または処理費用を請求する。

(対応策)

中古品(リユース)として買い取ることができない一般廃棄物の引き取りを依頼された場合は、市町村のごみ収集の排出を案内するか、一般廃棄物処理業の許可を取得している事業者への引き渡しを案内することが必要です。

例外的な主な事例

- ・産業廃棄物処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は産業廃棄物処理業の許可が不要とされています。(平成25年3月29日環廃産発13032910号通知)。一般廃棄物についても同じです。
(詳細は、106ページ「専ら物の取扱いについて」を参照)
- ・貨物自動車運送事業法による許可を得た者等が、営利を目的とせず、一般廃棄物である「転居廃棄物」のみを、転居者から必要事項を記載した書面での委任を受け、所定の場所まで収集運搬し、当該所定の場所において市町村等に引き渡す場合は許可が不要です。ただし、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります(廃掃法施行規則第2条第10号)。
(詳細は、93ページ「引越業も営む場合の特例(転居廃棄物)」を参照)

(2) 下取りの取り扱いについて

新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り収集運搬する、いわゆる下取り行為については、自ら収集運搬する場合には産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。
ただし、具体的どのような行為が商慣習に該当するかは自治体に確認が必要です。

関連する法令

平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032910 号通知によって現在は廃止。下取りに関する内容に変更はない。）において、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。」と定められています。

下取り行為については、下取り品は販売者が販売という事業活動に伴って排出した廃棄物であることと解され、下取りの際に、これを当該販売者が自ら収集運搬する場合には排出事業者の自ら処理であり産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となります。ただし、リユース業者が下取り品の収集運搬を他者に委託する場合には、その受託業者は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

ただし、具体的にどのような行為が商慣習に該当するか等自治体に確認が必要です。

【産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）平成 25 年 3 月 29 日付け 環廃産発第 13032910 号】

第 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

（中略）

14 その他

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

(2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

（以下略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）等が平成 23 年 4 月 1 日より施行され、平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」について必要な内容の見直しが行われ、上記の通知となった。平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号は廃止となっている。

不適切な事例

- ・中古オフィス家具（例えば、事務用の机）を販売した際、顧客から「これまで使っていた机を持って帰って欲しい。」と依頼された。同種の製品であるので、廃棄物の収集運搬の許可は不要と考え、処理料金をもらって持ち帰った。

(対応策)

下取りは、商慣習として同種の製品を無償で引き取ることであり、処理料金をもらって持ちかえることはできません。処分に費用を徴収できるのは廃棄物処理業許可業者のみです。

(3) 引越業も営む場合の特例(転居廃棄物)

特定の条件を満たせば、引越業も営むリユース事業者が、引越業務と同時に発生した転居廃棄物をリユース品と一緒に収集運搬する場合、一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要です。ただし、書面での委任であること、所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、転居廃棄物に限るとともに、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります。

なお、事業所等の引越の際に発生する産業廃棄物については、特例はありませんので産業廃棄物の収集運搬業の許可がない限り、運搬することはできません。

詳細は、「引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて」をご参照ください。

関連する法令

貨物自動車運送事業法による許可を得た者等が、営利を目的とせず、一般廃棄物である引越業務と同時に発生した「転居廃棄物」のみを収集運搬する場合は、一定の要件を満たせば、一般廃棄物の収集運搬業の許可は不要です。ただし、一般廃棄物処理基準を遵守する必要があります。

原則として、転居廃棄物は、引越をする家庭自身が市町村の指示に従って排出します。ただし、どうしても市町村の指示どおり排出しがたい場合には、転居廃棄物の種類及び数量、引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、引越廃棄物を所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、の3点を書面で委任されている場合にあっては、運搬することができます。

例えば、引越業を営むリユース事業者が、引越をされる家庭の方の事情から市町村の粗大ごみ等で排出しがたい場合には、書面での委任をもって、引越業務の際に発生したリユース品と転居廃棄物を引取って所定の場所まで運搬し、市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡しすることは可能です。ただし、転居廃棄物の収集運搬は営利を目的としない行為に限ります。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和49年9月23日)】

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

(中略)

十 引越荷物を運送する業務を行う者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(三

輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。)であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物(日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。)のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 法第七条第五項第四号 イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

(以下略)

【引越時に発生する廃棄物の取扱いマニュアルについて(平成15年2月10日 環廃産83号)】

3 事務所の引越廃棄物の処理 発生から処理の依頼まで

(中略)

3.4 引越請負業者の役割

引越を発注する事業者が不要とした廃棄物の処理については、引越請負業者が産業廃棄物の処理業者の場合、その許可の範囲で産業廃棄物の処理を請け負うことができますが、都道府県知事の許可を受けていないのに、産業廃棄物の収集運搬や処分を引受けることはできません。

引越を発注する事業者から、引越と併せて引越廃棄物の処理を依頼されることがままあると考えられますが、このような場合には、法に違反して処理を請け負うのではなく、産業廃棄物処理業者を紹介するなどのサービスを提供したり、引越廃棄物の処理に関わるサービスは行っていない旨説明するなど、引越を発注する事業者の責任により取り扱われるように対応してください(あらかじめ、パンフレット等に明記しておくことも考えられます。)

また、引越請負業者の引越の際の廃棄物にかかわる役割としては、引越の際に引越請負業者が用いる資材が不要となった場合の廃棄物の処理に関することが重要です。

引越請負業者が用いる養生用の資材、梱包用の資材は、引越請負業者が不要として排出する廃棄物として処理することが原則です。なお、繰り返し使用することができるものは、再使用するよう努めて下さい。

ダンボールのように荷物を梱包する資材については、荷物を開梱するまでは排出されないため、引越を発注する事業者が開梱を行う場合には、引越業務中に排出されず、引越を発注する事業者が排出する廃棄物となることがあります。一方で、引越業務終了後でも、引越請負業者がこうした資材を回収し、自らの提供した資材であるから自らの廃棄物として処理したり、再使用できる段ボールなどは再使用することがあり、こうしたことは望ましいことといえます。梱包材については、いずれの取扱いをするにしろ、引越を発注する事業者の廃棄物とするか、引越請負業者の廃棄物とするか、あいまいにならないように、あらかじめはっきりさせておくことが必要です。また、今後は、ダンボール箱などの梱包資材の再使用という観点からも、積極的に引越請負業者が回収することを検討することが重要です。

(中略)

5 家庭の引越廃棄物の処理

5.1 引越廃棄物を排出する者の役割

家庭の引越の際には、様々な廃棄物が発生します。特に、日ごろ使っていない物が引越の機会に一度に大量に廃棄されることが多いと考えられます。

引越をする家庭の方であっても、自らが排出する引越廃棄物が適正に処理されるよう、市町村の指示に従って排出するなど、責任ある対応をしていただくことが必要です。引越をする家庭の方は、あらかじめ引越の際に不要とするものを調べておき、できる限り引越前に、家具などの大きなものは市町村が行う粗大ごみの収集に、また、家電製品のうちテレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機であれば家電リサイクルルートに、それぞれ出してください。

また、その他の引越廃棄物についても、市町村の分別収集の指示に従って出してください。

〔解説〕

(中略)

(3) 家庭から発生する引越廃棄物は一般廃棄物に該当し、これを第三者に引き渡して処理する場合、処理を行う者は法第七条に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とします。引越請負業者が一般廃棄物処理業の許可を有していない場合には、原則として、家庭から排出される引越廃棄物を引き取って運搬や処分をすることはできません。

ただし、引越をする家庭の方の事情から、引越廃棄物をどうしても市町村の指示どおりに排出しがたい場合又は自ら市町村の処理施設まで運搬しがたい場合であって、引越をする者から引越請負業者に対し、引越廃棄物を引越請負業者が管理する所定の場所まで運搬すること、引越廃棄物を所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと、の二点が書面で委任されている場合にあつては、これに従って引越廃棄物を所定の場所まで運搬することは可能です。

(以下略)

不適切な事例

- ・引越業も営んでいるリユース事業者が、あるオフィスの引越業務を受注したところ、発注者から、引越の際に発生した産業廃棄物について処分を依頼された。産業廃棄物の収集運搬の許可を有してはいないが、発注者からの依頼で断れず、自社に持ち帰り、自らの産業廃棄物として処理を行った。

(対応策)

産業廃棄物については、一般廃棄物のような特例はありませんので、引越時に発生するものも許可なく収集運搬することはできません。受注する際に十分な説明・協議を行うとともに、自らが運搬・処分できない場合には、適切な事業者を紹介する等する必要があります。

- ・引越業も営んでいるリユース事業者（一般廃棄物収集運搬業の許可等を持たない）が、他の事業者が実施した家庭の引越業務に際して発生したリユース品と廃棄物を収集運搬した。

(対応策)

引越をする家庭から転居廃棄物を収集運搬することができるのは、自ら受任した引越し

業務に関する場合であり、前記の一定の要件を満たす必要があります。当該行為が不適切な事例に当たるかどうかご不明の点がありましたら、当該地域の市区町村へご相談ください。

(4) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（過去に自ら小売販売したもの）

小売業者は、家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が廃棄物になった場合、「過去に自ら小売販売したもの」、または、「新たに小売販売をするのと引替えに引取りを求められた際」には、引取る義務があります。

詳細は、101ページ「家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り（買い替え）」を参照。

(5) 家電リサイクル法対象品目のリユース・リサイクル仕分けガイドライン

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の買取りの際には、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」のガイドラインAに照らして判断し、家電リサイクル法を遵守してください。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）において、「「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月）のガイドラインA（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）（中略）当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。」とされています。

家電リサイクル法対象品目の買取りにおいては、同ガイドラインAに照らし合わせ、年式、動作確認、外観等を確認の上、家電リサイクル法を遵守してください。

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

（中略）

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）のガイドライン A（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）の全文は 120 ページを参照。

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの概要は 112 ページ、具体的な内容は 114 ページを参照。

(6) 家電リサイクル法対象品目のフロン類の漏洩防止

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を販売するリユース事業者が、これら対象品目の廃棄物を引取る際、破損防止やエアコン等の冷媒として使用されていたフロン類の漏出防止に努めて収集・運搬を行う必要があります。

関連する法令

家電リサイクル法の対象製品（特定家庭用機器）の小売業者でもあるリユース事業者は、特定家庭用機器が廃棄物になったものを収集及び運搬するに当たっては、再商品化等の際に支障がないよう破損を防止するとともに、冷媒として使用されていたフロン類が漏出しないように適切に取り扱う必要があります。具体的には、エアコン、冷蔵庫では冷媒としてフロンを使用している場合があります。

【特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成 11 年 6 月 23 日）】

三 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項

1 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する事項

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が適正に実施されるためには、排出された特定家庭用機器廃棄物が確実に製造業者等に引き渡されるよう、適正な排出並びに収集及び運搬を確保することにより、不法投棄等の不適正な処理が行われないようにすることが必要である。

このため、関係者の協力の下、特定家庭用機器廃棄物について、排出者による適正な引渡し、小売業者による確実かつ適正な収集及び運搬、市町村による適正な排出並びに収集及び運搬の確保に関する協力、製造業者等による円滑な引取り及び運搬を確保することが必要である。

具体的には、次のとおりである。

消費者及び事業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、製造業者等に確実に引き渡すことのできる者としてなるべく小売業者に引き渡し、不法投棄等の不適正な処理を行わないことが必要である。また、小売業者、製造業者等が請求する収集及び運搬並びに再商品化等に必要な行為に関する料金及びその徴収方法を自ら確認することが望ましい。

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に当たり、製造業者等の再商品化等に必要な行為の実施に支障が生じないよう特定家庭用機器廃棄物の破損、冷媒として使用されていたフロン類の漏出を防止することが必要である。また、特定家庭用機器の配達経路の利用、市町村との協力体制を構築すること等により、生活環境の保全上適正かつ能率的な収集及び運搬を行うことが必要である。加えて、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出の確保を図るため、消費者及び事業者に必要な情報を提供するとともに、買換え時のみならず、自らが過去に販売した製品についても、一層円滑な引取りに努めることが必要である。

（以下略）

3. 販売・保管時に遵守すべき事項

(1) リユース品の適正な輸出

正当なリユース品の輸出は、バーゼル法、廃棄物処理法の規制対象とはなりませんが、規制対象物に該当しないことを確認し、求めに応じてこれを証明する必要があります。使用済み電気・電子機器の輸出に関しては、中古品判断基準があり、平成 26 年 4 月から適用されます。環境省では、規制対象に該当するか否かについて事前相談を承る窓口を設置しておりますので、活用してください。

我が国は「有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」(以下、バーゼル条約)の国内担保法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」と廃棄物処理法が施行されています。バーゼル法の規制対象物(バーゼル物)を輸出する場合には、バーゼル法に基づく手続きを行う必要があります。また、廃棄物処理法の規制対象物(廃棄物)を輸出する場合は、廃棄物処理法に基づき環境大臣の確認を得る必要があります。

リユース事業者として気をつけるべき事項として、自らリユース品を輸出する際、取引先との間で「輸出先で確実にリユースされているか?(実際には資源としてのリサイクル等、リユース以外の行為が行われていないか)」を確認し、輸出入関係の行政機関の求めに応じて説明する必要があります。リユースではなく、リサイクルや廃棄が行われている場合は、貨物の内容によっては、バーゼル法等の関連法令に抵触するおそれがあります。また、自らが輸出しない場合であっても、「リユース品の販売先の事業者が不適切な輸出を行っていないか?」という点も確認することが推奨されます。

輸出先の国・地域によっては、日本とは異なる輸出入規制を採用している場合があります。日本からリユース品として輸出されたパソコン等の使用済み電気・電子機器が、輸出先では規制対象物と判断され、バーゼル条約上の不法取引であると通報され、日本へ返送される事例⁴が頻発していますので、輸出先の規制についても十分注意する必要があります。

諸外国が使用済み電気・電子機器の輸出入規制を強化する背景には、部品、金属等の有用資源を抜き取ることを目的として、中古利用目的であると偽装して使用済み電気・電子機器が先進国から途上国へ輸出される例が指摘されており、こうした場合、環境汚染・健康影響につながる懸念されていることがあります。このような世界的な流れもあり、我が国では、「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準⁵」(平成 26 年 4 月 1 日から適用)が策定されました。リユース目的での輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、バーゼル法に基づく手続きを要しないことの証明を容易にすることを目的としたものです。

⁴ <http://www.env.go.jp/recycle/yugai/shipback/index.html>

⁵ 「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」は42ページを参照ください。

輸出入予定の貨物が廃棄物等に該当するか否かについての事前相談を承る窓口がありますので、ご活用ください。

「廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入」(<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html>)

事前相談先の連絡先 (<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>)

事前相談のご案内

事前相談のご案内特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等に該当する貨物を輸出入する場合には、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく承認申請が必要となります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当する貨物を輸出入する場合には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可及び外為法に基づく承認申請が必要となります。

経済産業省及び環境省では、輸出入しようと考えている貨物が、

[1] バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

[2] 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、下記の通り事前相談を受け付けています。

（バーゼル法に係る問い合わせ先）

メタル・スクラップ、プラスチック・スクラップ、使用済バッテリー（廃・中古）、使用済遊技機（廃・中古）、廃触媒及び中古品（家電、自動車部品等）についての問い合わせ

一般財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課

注：メタル・スクラップ：鉄、アルミ、銅等の単体金属、又はミックスメタル（自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む）

プラスチック・スクラップ：ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等

上記以外の貨物についての問い合わせ

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

（バーゼル法及び廃棄物処理法に係る問い合わせ先）

環境省地方環境事務所

原則的に、輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にお問い合わせください。

- 北海道（北海道地方環境事務所）
- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県（東北地方環境事務所）
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県（関東地方環境事務所）
- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県（中部地方環境事務所）
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県（近畿地方環境事務所）
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（中国四国地方環境事務所）
- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（高松事務所）
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（九州地方環境事務所）

(2) 家電リサイクル法対象品目の引取り義務（小売販売との引替えの引取り（買い替え））

小売業者は、家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)が廃棄物になった場合、「過去に自ら小売販売したもの」、または、「新たに小売販売をするのと引替えに引取りを求められた際」には、引取る義務があります。

関連する法令

家電リサイクル法の対象製品（特定家庭用機器）の小売業者でもあるリユース事業者は、過去に自ら小売販売した特定家庭用機器が廃棄物になったものと、新たに小売販売をするのと引替え（買い替え）に引取りを求められた同種の特定家庭用機器廃棄物の引取りが義務付けられています。（家電リサイクル法 第9条）

なお、製造業者等または指定法人に引き渡すために行う収集及び運搬に関する料金を顧客に請求することができます。（家電リサイクル法 第11条）

小売業者については、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬に限り、廃棄物処理法第7条第1項の規定による市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可及び同法第14条第1項の規定による都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例を設けています。ただし、小売業者が他者に委託するときは、その受託者には廃棄物処理法上の許可が不要となる特例措置は適用されませんが、小売業者の委託を受けた場合、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらかの許可を受けていれば収集・運搬が可能となる特例を設けています。（家電リサイクル法 第49条、第50条）

【家電リサイクル法 第九条（引き取り義務） 第十一条（料金の請求）】

（引き取り義務）

第九条 小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者（以下「排出者」という。）から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

- 一 自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
- 二 特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

（料金の請求）

第十一条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、前条の主務省令で定める場合を除き、当該特定家庭用機器廃棄物の排出者に対し、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等又は第三十二条第一項に規定する指定法人に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すために行う収集及び運搬に関し、料金を請求することができる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和49年9月23日）】

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第一項 ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

（中略）

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項 に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。）スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するものに限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号 イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

（以下略）

不適切な事例

- ・過去にテレビを販売した顧客から、“捨てたいので引き取って欲しい”との依頼があつたが、年式等を確認するとリユース品として買い取ることはできなかつたので、引取することを断つた。

（対応策）

家電リサイクル法に基づき、製造業者等がリサイクルするために必要となる再商品化等料金（リサイクル料金）及び収集運搬料金を顧客に支払ってもらつた上で、製造事業者に引き渡すことが必要です。

（3）家電リサイクル法対象品目の保管について

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、再使用の目的に適さない粗雑な取扱いをした場合は廃棄物に該当すると判断されます。

これら品目を倉庫等で保管する時は、「リユース品である」、「商品である」ことが分かるよう、適切な保管をしてください。

関連する法令

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）において、家電リサイクル法の対象品目は「（中略）雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等の再使用の目的に適さない粗雑な取扱いがなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えない」とされています。

これら品目を倉庫等で保管する時は、「リユース品である」、「商品である」ことが分かるよう、適切な保管をしてください。

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）平成 24 年 3 月 19 日環廃企発第 120319001 号通知、環廃対発第 120319001 号、環廃産発第 120319001 号】

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

（中略）

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）のガイドライン A（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積み上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）の全文は 120 ページを参照。

不適切な事例

- ・冷蔵庫などの特定家庭用機器を、店舗の前に野ざらしの状態ですら乱雑に積み上げて保管していた。

（対応策）

特定家庭用機器は、屋根がある場所や屋内で保管するなど、リユース品として販売する商品であることが誰の目から見ても明らかにしておく必要があります。

4 . 廃棄時に遵守すべき事項

(1) 売れ残り等の廃棄時について（当該製品が産業廃棄物に該当する場合）

売れ残り等を廃棄する際には、当該製品が産業廃棄物に該当する場合であって当該製品の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物収集運搬事業者、産業廃棄物処分業者のそれぞれと直接契約を締結した上で、当該産業廃棄物の引渡しの際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する必要があります。

家電リサイクル法対象品目は108ページ、(3)を参照。

関連する法令

廃棄物処理法第12条第5項では、「事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。」とされており、排出事業者が他人に産業廃棄物の処理の委託をする場合には、適切な事業者に委託することが義務付けられています。このとき、排出事業者は、産業廃棄物収集運搬事業者、産業廃棄物処分業者のそれぞれと直接契約を締結する必要があります。

また、同第12条の3第1項では、「その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。」と定められており、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられています。

【廃棄物処理法第十二条（事業者の処理）】

（事業者の処理）

第十二条

（中略）

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項並びに次条第三項から第五項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第五項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

（以下略）

【廃棄物処理法第十二条の三（産業廃棄物管理票）、第十二条の四（虚偽の管理票の交付等の禁止）及び第十二条の五（電子情報処理組織の使用）】

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

不適切な事例

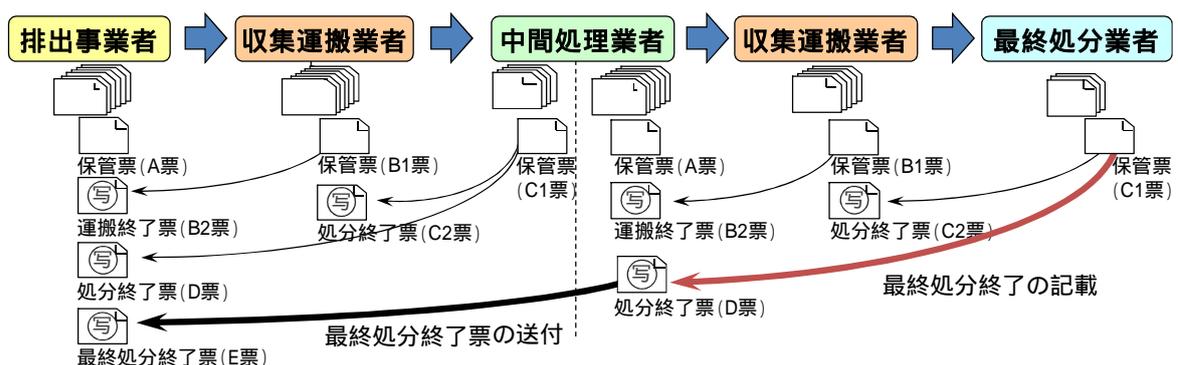
- ・ 書面による契約を締結せずに、売れ残った商品を産業廃棄物収集運搬業者に委託した。
- ・ 売れ残った商品を産業廃棄物収集運搬業者に委託し、マニフェストを交付した。委託業者から B2 票（収集運搬業者から送付される運搬終了票）、D 票（中間処理業者から送付される処分終了票）、E 票（最終処分業者から送付される最終処分終了票）が返送されなかったが、何の措置も講じなかった。

（対応策）

売れ残った商品が産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法の規定に則り処理は産業廃棄物処理業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストによる管理によって廃棄物処理の完了まで確認することとする。

なお、委託基準（法定事項の記載と書類を添付した書面による契約）を遵守し、契約書とマニフェストは5年間保管する義務がある。

< マニフェストの流れ（紙マニフェストの場合） >



(2) 専ら物の取扱いについて

もっぱら再生利用の目的となる廃棄物(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維)を専門に取り扱っている既存の回収業者等については、当該廃棄物を収集運搬する場合には、廃棄物処理法の許可は不要です。

専ら物に該当する売れ残り等を廃棄する際には、専ら再生利用の目的となる収集・運搬、処分を業として行うものに引き渡すことができます。

関連する法令

「専ら再生利用の目的となる廃棄物」(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維)のことを専ら物と呼び、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれにおいても、廃棄物処理法の許可不要制度があります。

ただし、具体的にどのような製品がこれらの専ら物に該当するかは自治体の判断によること(例えば、どのような製品がくず鉄に該当するか)、自治体によっては鉄くずの取引に対して個別に条例を定めていること(例えば、大阪府、兵庫県、岐阜県などでは鉄くずを含む金属くずや使用済金属類の営業に関する条例を定めている)があることに注意が必要です。

なお、家電リサイクル法の対象となる使用済み特定家庭用機器や、小型家電リサイクル法の対象となる小型家電などの家電製品は専ら物(くず鉄(古銅等を含む))には該当しません。

また、当該専ら物が産業廃棄物である場合には、処理に関する委託契約を書面により締結する必要があります。

【廃棄物処理法 第7条第1項、第6項(一般廃棄物処理業)】

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(中略)

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(以下略)

【廃棄物処理法 第 14 条第 1 項、第 6 項（産業廃棄物処理業）】

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二及び第十五条の四の三第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（中略）

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

（以下略）

【平成 25 年 3 月 29 日環廃産発 13032910 号通知】

第 3 産業廃棄物に関する事項

（中略）

14 その他

（中略）

(1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

（以下略）

(3) 家電リサイクル法対象品目の引渡義務について

家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が売れ残った場合は、家電リサイクル券を貼付して自ら指定引取場所へ運搬するか、廃棄物収集運搬業者に運搬を委託し、家電リサイクル法のルールで処理してください。

また、売れ残りを輸出する場合には、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」(112ページ 参考1を参照)のガイドラインAに照らして判断し、家電リサイクル法を遵守してください。また、輸出をする際には「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」(124ページ、参考3を参照)を遵守してください。

関連する法令

いったん引き取った家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器廃棄物について、再使用（リユース）する場合を除き、その特定家庭用機器の製造業者等に引き渡すことが義務付けられています。（家電リサイクル法、第10条）

【家電リサイクル法 第十条（引渡義務）】

（引渡義務）

第十条 小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第十七条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等（当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確認することができないときは、第三十二条第一項に規定する指定法人）に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さないとならない。

不適切な事例

- ・ エアコンの室外機を鉄くずとして、金属スクラップ業者に引き渡した。
- ・ 指定引取場所への収集・運搬を一般廃棄物又は産業廃棄物の収集・運搬の業の許可を持っていない事業者に委託した。
- ・ 管理票（家電リサイクル券）の保存を3年間行っていない。

（対応策）

特定家庭用機器廃棄物は、家電リサイクル法の規定に則り、処分を行うこととする。売れ残りは、家電リサイクル券を貼付して家電メーカーの指定引取場所へ持ち込む。

例外的な事例

- ・ 家電リサイクル法で定められた再商品化率をクリアでき、フロン等の有害物質処理を含めて家電リサイクル法の対象品目を廃棄物処理法の処理基準である「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成11年厚生省告示第148号)を遵守して適切に処理ができる産業廃棄物処理事業者であれば、この産業廃棄物処理事業者に処理を委託することが可能です。ただし、そのような業者は少ないため都道府県に確認をしてください。

(4) 小型家電リサイクル法対象品目の認定事業者等への引渡について

売れ残ってしまった使用済小型電子機器等を廃棄する場合は、小型家電リサイクル法によって認定された事業者（認定事業者）その他再資源化を適正に実施できるものに引き渡すことが責務となっています。

関連する法令

小型家電リサイクル法において、「事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合は、認定事業者（法第十条第三項の認定）その他再資源化を適正に実施できるものに引き渡す」という努力義務が課せられています。（小型家電リサイクル法第7条及び基本方針）

なお、使用済小型電子機器等が産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等、廃棄物処理法にのっとりた処理を委託する必要があります。

【小型家電リサイクル法 第七条】

（事業者の責務）

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

【小型家電リサイクル法基本方針】

三使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合には、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他認定事業者から委託を受けた小売業者等の使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合には、認定事業者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。なお、使用済小型電子機器等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の交付等、廃棄物処理法にのっとりた処理を委託することが必要である。

（以下略）

5 . 消費者の責務

(1) 循環型社会形成推進基本法における国民の責務

国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めることとされています。

【循環型社会形成推進基本法 第十二条（国民の責務）】

（国民の責務）

第十二条 国民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるとともに、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、前条第三項に規定する製品、容器等については、国民は、基本原則にのっとり、当該製品、容器等が循環資源となったものを同項に規定する事業者適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、国民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(2) 廃棄物処理法における国民の責務

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとされています。

【廃棄物処理法 第二条の三（国民の責務）】

（国民の責務）

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(3) 家電リサイクル法における消費者の責務

消費者は、家電リサイクル法対象品目を排出する場合には、再商品化等が確実に実施されるように、収集・運搬をする者、再商品化等をするものの求めに応じ料金の支払いに応じる責務があります。

この料金は、具体的には『小売店での収集・運搬のための料金』と『メーカーのリサイクル料金』が含まれます。

【家電リサイクル法 第六条（事業者及び消費者の責務）】

（事業者及び消費者の責務）

第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(4) 小型家電リサイクル法における消費者の責務

消費者は、小型家電リサイクル法対象品目を排出する場合には、分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集・運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡す責務があります。

【小型家電リサイクル法 第六条（消費者の責務）】

（消費者の責務）

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(参考1)「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」

家電リサイクル法の対象品目について、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、参考として示すガイドラインが「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)に報告されている。

ガイドラインは、「ガイドラインA(家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)」、「ガイドラインB(適正リユースの促進に資するガイドライン)」の2つが示されており、その概要を報告書より抜粋引用する。

【「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)】

第2章 小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインの設定と項目について

1. 仕分け基準に関する二段階ガイドラインの設定について

今後、小売業者が自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成していくことを想定し、ヒアリング等を踏まえ、小売業者に参考として示すガイドラインとして、以下のような二段階のガイドラインを検討した。なお、それぞれのガイドラインにおける「リユース」とは、部品リユースは含まず、家電製品として再使用される「製品リユース」を意味する。

【ガイドラインA(家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)】

家電リサイクル法に基づき廃家電の引取・引渡義務を負う小売業者が、家電リサイクル法遵守の観点から、自主基準の作成に当たり活用すべきと考えられるものを内容とするもの

(= リユース品市場の需要やその製品性能等の実態を踏まえれば、一般的にリユースされるとは考えられない場合を示す等、リサイクルのために製造業者等へ引き渡すべきであるか否かの判断に資するガイドライン)

(中略)

- ・したがって、このガイドラインAは、例えば、
リユースすることがほぼ不可能と考えられるものを、リユース品と偽って消費者から引取り、製造業者等以外に引渡すこと
リサイクルのために製造業者等に引き渡すと言って再商品化等料金を消費者から受領しながら、製造業者等以外に引渡し(リユース販売を含む)を行うこと
等の家電リサイクル法の趣旨に反する行為を防止することに資するものとする必要がある。

【ガイドラインB(適正リユースの促進に資するガイドライン)】

小売業者が自らの社会的責任(リサイクルすべきものの着実な製造業者等への引渡、適正なリユース事業の促進、及びリユース品流通の質を高めることを通じた循環型社会形成の促進への貢献など)を考慮しながら、省エネ・地球温暖化防止対策、廃棄物の減容等の環境負荷低減や資源有効利用促進の観点から、リユース品取扱業者等との連携の下、適正リユースの促進に資するような自主基準の作成に当たり参考となると考えられるものを内容とするもの

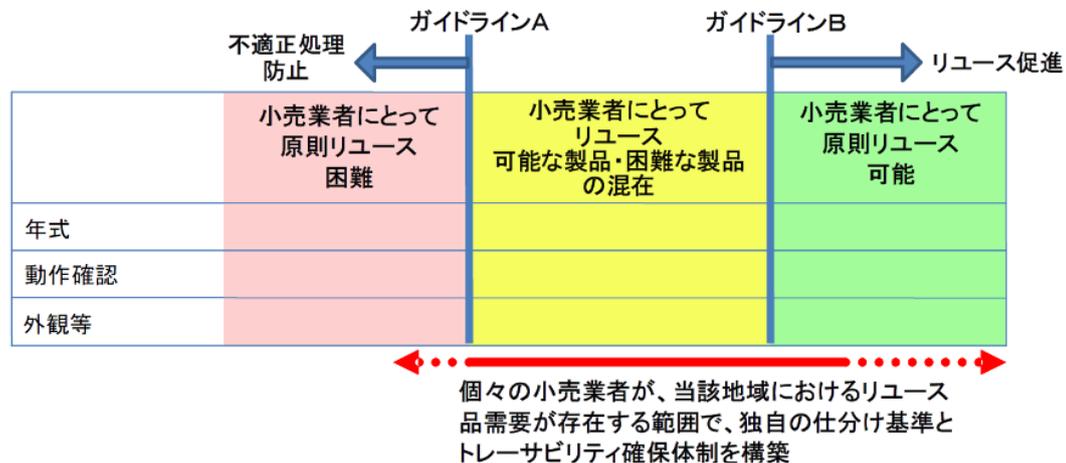
(= この指標を満たせばリサイクルよりもリユース品市場に回す方が望ましいという場合を示すなど、適正リユースの促進に資するガイドライン)

- このガイドラインBは、例えば、
製造後わずか数年の製品であって、環境負荷低減の観点からも、リサイクルよりむしろ適正に国内外のリユース品市場で流通させることが適当と考えられるものを、適正なリユース品取扱業者に引き渡すこと
省エネ製品の普及促進やトレーサビリティの確保などの観点から、リユース品市場の適正性を高めていくこと
等に有効な仕分け基準を小売店が自主的に作成することに資するものとする必要があると考えられる。

- ただし、ガイドラインBの考え方については、小売業者がそれぞれの仕分け基準を作成するに当たって、例えばこれに示される場合以外リユースは禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意する必要がある。

製品性能に関するガイドラインは別添としてまとめているが、このA・B二段階のガイドラインのイメージは、下図のとおり。

【製品性能に関するガイドラインのイメージ】



なお、このガイドラインAとBの間については、小売業者にとってリユース可能な製品・困難な製品が混在しており、各小売業者において、リユースするかどうかを適切に判断することが必要となる。例えば、AとBの間の製品については、リユース品取扱業者からの情報、各製品の品質、地球温暖化等の環境負荷への影響を踏まえ、各小売業者において、きめ細やかな基準を設定するとともに、引渡先で適正にリユース品として利用されていることを確認するトレーサビリティ確保体制を構築することが望ましい。

(以下、略)

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1 製品性能に関するガイドライン

(1) エアコンディショナー

項目	ガイドライン A (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドライン B (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<p>製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>()ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のものうち冷房能力4kW以下のもの:目標年度2004 冷凍年度⁶、その他のもの:目標年度2007 冷凍年度)の達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品</p> <p>()省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2004 冷凍年度又は2007 冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> <p>なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等

⁶ 冷凍年度とは前年の10月1日から当年の9月30日までの期間。例えば2004 冷凍年度は2003年10月1日から2004年9月30日までである。

動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
外観等	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リモコンなど付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

(2) テレビジョン受信機

項目	ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	ガイドラインB (適正リユースの促進に資するガイドライン)
年式	<p>製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>()ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度2003年度）の達成率が約100%以上で、</p>

		<p>温暖化防止にも資する製品</p> <p>()省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2003年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> <p>なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等
動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 異臭確認 ➤ 異常音確認 ➤ 輝度確認 ➤ コントラスト確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
外観等	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラウン管の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リモコン等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> <p>アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011年には使用できなくなることについて説明</p>

(3) 冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドライン A (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	ガイドライン B (適正リユースの促進に資するガイドライン)
年式	<p>製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>()ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>平成20年8月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準(目標年度2004年度)の達成率が約100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品</p> <p>()省エネトップランナー基準の目標年度は2004年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> <p>なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等
動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通電検査 ➤ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 庫内温度確認 ➤ 異常音確認 ➤ 異臭確認 ➤ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要</p>

		が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討
外観等	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➢ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外見上の汚れが著しく少ない ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

(4) 洗濯機（衣類乾燥機を含む）

項目	ガイドライン A (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	ガイドライン B (適正リユースの促進に資するガイドライン)
年式	<p>製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>()ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異常音確認 ➢ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレーキテスト（運転中の開閉時に回転にブレーキがかかるか） ➢ 1工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➢ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理

		<p>上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p>
<p>外観等</p>	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 専用ホース等付属品が揃っている ➤ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

(参考2) 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」

【使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)平成24年3月19日環廃企発第120319001号通知、環廃対発第120319001号、環廃産発第120319001号】

環廃企発第120319001号
環廃対発第120319001号
環廃産発第120319001号
平成24年3月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長
廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭や事業所等から排出される使用(再使用を含む。以下同じ。)を終了した家電製品(以下「使用済家電製品」という。)等を収集、運搬等する者(以下「不用品回収業者」という。)が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託を受けておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に抵触するものと考えられる。環境省においては、「使用済物品の適正な処理の確保について(通知)」(平成22年10月21日付け環廃対発第101021001号・環廃産発第101021001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)により、廃棄物の疑いがあると判断できる場合の報告の徴収又は立入検査の積極的な実施等をお願いしているところである。

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)等に基づいて再商品化等されることにより適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なリサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要がある。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する確実な周知及び指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器(家電リサイクル法第2条第4項に規定する特定家

庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。)については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」(平成 11 年厚生省告示第 48 号)により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10 年政令第 378 号)第 1 条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月)のガイドライン A (別添)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

4 その他の留意事項

(1) 使用済家電製品について、比較的新しく故障していない等、市場価値を有するものについては、古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な取扱いをする者に売却するなど、適正な再使用を促進することが重要であること。また、

再使用に適さない等により廃棄物となったものについては、家電リサイクル法や市町村の定める規則等に従った適切な排出が必要であることから、これらについての住民に対する普及啓発に努められたいこと。

(2) 小売業者に家電リサイクル法上の引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる「義務外品」)のうち、一般廃棄物となるものについては、市町村の区域内において消費者からの特定家庭用機器一般廃棄物の排出が困難とならないよう、収集・運搬体制を構築する必要がある。この場合、市町村においては、収集運搬業の許可の取得について適正かつ円滑に進めるか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号の規定による指定制度(再生利用指定制度)を積極的に活用する等し、廃棄物処理法に適合する形で実施されたいこと。

以上

別添省略、114～119ページ参照。

(参考3) 「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準

1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品(リユース目的)として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。)第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(以下、「バーゼル条約」という。)附属書 に掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書 に掲げる処分作業(最終処分やリサイクル作業)が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器(事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。)をリユース目的で輸出する場合に適用されます。また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器(その構成部品である電気・電子機器を含む)及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準(以下、「中古品判断基準」という。)は、平成26年4月1日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」(平成21年9月1日から適用)(以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。)を適用していますが、平成26年4月1日からは、中古品判断基準を適用します。

4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、バーゼル条約附属書 に掲げる処分作業が行われるものではない中古品(リユース目的)として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書 に掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、バーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法 ¹ の例
年式・外観	<p>破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない）</p> <p>特定家庭用機器²に関しては、別表を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。 - 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開披せずとも確認できるようにしておくこと。 - また、求めに応じて目視可能な状態にしておくこと。 <p>製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。</p>
正常作動性	<p>通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。 - 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。 - 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）十分な蓄電を行えることを確認する。（この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。） 	<ul style="list-style-type: none"> - 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。 - 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。 - 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。

	基準	輸出者等による処理事項	輸出者による証明方法 ¹ の例
梱包・積載状態	荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）	<ul style="list-style-type: none"> - テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。 - 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。 - 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
中古取引の事実関係	<p>契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること</p> <p>当該契約書等には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む） 2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること 		<ul style="list-style-type: none"> - 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。
中古市場	輸入国において当該製品の中古市場があること	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> - 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。 - 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本語又は英文）を提示できるよう配慮すること）。

1 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

2 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から15年以内	<p>下記に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➤ 室内機が破損している ➤ 室内機と室外機が揃っていない ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
テレビジョン	製造から15年以内	<p>下記に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ブラウン管または筐体の破損 ➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
冷蔵庫・冷凍庫	製造から10年以内	<p>下記に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである
洗濯機	製造から10年以内	<p>下記に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➤ ふたが欠損している ➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである

注1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)のガイドラインAに基づくもの。

注2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類(輸入者等との契約書等)を提出することにより(基準を参照)例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態にしておくこと。

5. 事前相談等における留意事項

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等(該当する場合は通過国も含む。)の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制(禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等)について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

参考 使用済み電気・電子機器の例

<家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫
エアコン
室外機
洗濯機
ブラウン管テレビ
液晶テレビ
プラズマテレビ
電子レンジ
炊飯器
ジャーボット
食器洗い乾燥機
クッキングヒーター
換気扇
電気温水器（電気瞬間湯沸器）
給湯器
空気清浄機
加湿器
除湿機
扇風機
電気掃除機
電気かみそり
電気式家庭用生ゴミ処理機
電動ミキサー
電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー
トースター
ホットプレート
電動歯ブラシ
携帯用電気ランプ
電気暖房機器
電気カーベット
ヘアドライヤー
電気アイロン
家庭用電動ミシン
電話機（電気機器内蔵の物）
ファクシミリ
携帯電話
公衆用PHS端末
ラジオ放送用受信機
ビデオテープレコーダ(セット)
DVD-ビデオ
BDレコーダ/プレーヤ
ビデオカメラ（放送用を除く）
プロジェクタ
ビデオプロジェクション
BS/CSアンテナ
CS専用アンテナ
CSデジタルチューナ
地上デジタルチューナ
ケーブルテレビ用STB
デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）
デジタルオーディオプレーヤ（HDD）
テープレコーダ
MDプレーヤ

ステレオセット
CDプレーヤ
ICレコーダ
アンプ
スピーカシステム
電池式ヘッドホン及びイヤホン
カメラ（電気機器内蔵の物）
デジタルカメラ
PC（デスクトップ型）
PC（ノートブック型）
モニター（電子計算機用）
プリンタ
フォトプリンター
リモコン
キーボードユニット
電卓
電子辞書
電気照明器具（電球を含む。）
電気式時計
家庭用電気工具

<家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
家庭用電気・光線治療器
家庭用磁気・熱療法治療器
家庭用吸入器
家庭用医療用物質生成器
電子体温計
電子血圧計

<電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）
携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）
据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

<自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム
カーカラーテレビ
カーDVD
カーステレオ
カーCDプレーヤ
カーMD
カーアンプ
カースピーカ
カーチューナ
カーラジオ
VICSユニット
ETC車載ユニット

(参考4) 廃棄物処理法、家電リサイクル法における罰則

5.1 廃棄物処理法における罰則

以下は、主なものを抜粋して紹介。詳細は、廃棄物処理法の第25条から第34条を参照。

(1) 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金又はこの併科

法第25条第1項	違反条項	行為の内容
1号 無許可営業	7条第1項・第6項 14条第1項・第6項	許可を受けずに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき 許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行ったとき
6号 委託基準違反	6条の2第6項 12条第5項	排出事業者が、一般廃棄物の運搬又は処分を一般廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき 排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物収集運搬業者・処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託したとき
12号 無確認輸出	10条第1項(15条の4の7第1項での準用を含む。)	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出したとき 廃棄物の無確認輸出は、未遂を罰する(25条第2項)。
14号 廃棄物の投棄禁止違反	16条	廃棄物をみだりに投棄したとき 廃棄物の投棄禁止違反は、未遂を罰する(25条第2項)。

(2) 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科

法第26条	違反条項	行為の内容
1号 委託基準違反 再委託禁止違反	6条の2第7項 7条第14項 12条第6項	排出事業者が、一般廃棄物の処理の委託の基準に違反して、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき 一般廃棄物収集運搬業者・処分業者が、他人に一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託したとき 排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の処理の委託の基準に違反して、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したとき
4号 無許可輸入	15条の4の5 第1項	環境大臣の許可を受けずに、国外廃棄物を輸入したとき
6号 不法投棄又は不法焼却を目的とする収集又は運搬	-	廃棄物の不法投棄又は不法焼却を行う目的で、廃棄物の収集又は運搬をしたとき

(3) 2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科

法第27条	違反条項	行為の内容
無確認輸出の予備	-	廃棄物の無確認輸出を行う目的で、その予備をしたとき

(4) 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

法第29条	違反条項	行為の内容
3号 排出者管理票交付義務違反 記載義務違反 虚偽記載	12条の3第1項(15条の4の7第2項での準用含む。)	排出事業者(中間処理業者を含む。)が、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託し、当該作業廃棄物を引き渡す際に、次のいずれかに該当したとき ・運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に、管理票を交付しなかったとき ・運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に、記載すべき事項を記載せずに、管理票を交付したとき ・運搬受託者(処分のみ委託の場合には、処分受託者)に、虚偽の記載をし

7号	管理票保存義務違反		て、管理票を交付したとき
		12条の3第2項・第6項	管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者に管理票を交付した場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき 管理票交付者が、運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けた場合において、当該管理票の写しを5年間保存しなかったとき
13号	勧告命令違反	12条の6第3項	排出事業者(中間処理業者を含む。)、運搬受託者又は処分受託者が、管理票及び電子管理票に関して出された措置命令に違反したとき

5.2 家電リサイクル法における罰則

以下は、小売業者が関わる主なものを抜粋して紹介。詳細は、家電リサイクル法の第58条から第62条を参照。

(1) 50万円以下の罰金(法第58条)

関連条項	行為の内容
第14条 (料金に対する勧告等)	主務大臣は、小売業者が前条第一項の規定により公表した料金が、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えていると認めるときは、当該小売業者に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。(第14条第1項) 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(第14条第2項) 命令に違反したものは、50万円以下の罰金に処する。(第58条)
第16条 (勧告及び命令)	主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、当該小売業者に対し、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。(第16条第1項) 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(第16条第2項) 命令に違反したものは、50万円以下の罰金に処する。(第58条)

(2) 20万円以下の罰金(法第60条)

条項	行為の内容
第52条 (報告の徴収)	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。(第52条) 第52条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(第60条第2項)
第53条 (立入検査)	主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売業者又は製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関し報告をさせることができる。(第53条第1項) 第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。(第60条第3項)

平成 25 年度環境省請負業務報告書

「平成 25 年度使用済製品等のリユース促進事業」

平成 26 年 3 月 31 日

発注者 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社